

衆議院環境委員会

議録第十三号

平成十四年五月十七日(金曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 大石 正光君

理事 熊谷 市雄君 理事 西野あきら君

理事 柳本 卓治君 理事 山本 公一君

理事 奥田 建君 理事 牧 義夫君

理事 西 博義君 理事 桶高 剛君

小渕 優子君 理事 奥谷 通君

原田 昇左右君 阪上 善秀君

亀井 久興君 小泉 龍司君

鈴木 隆秀君 小林 興起君

中島 真紀子君 田中真紀子君

菱田 嘉明君 小林 守君

近藤 昭一君 田端 正広君

藤木 洋子君 西川太一郎君

大木 浩君 山下 栄一君

奥谷 通君 澤田陽太郎君

大森 昭彦君 米田 実君

篠君 優君

環境大臣

環境副大臣

環境大臣政務官

政府参考人  
(厚生労働省職業安定局長)

政府参考人  
(農林水産省大臣官房技術  
総括審議官)

政府参考人  
(林野庁次長)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議  
官)

政府参考人  
(経済産業省製造産業局次  
長)

政府参考人  
(資源エネルギー庁電力・  
ガス事業部長)

政府参考人  
(資源エネルギー庁原子力  
安全・保安院審議官) 広瀬 研吉君  
政府参考人  
(国土交通省総合政策局次  
長) 伊藤 鎮樹君  
政府参考人  
(国土交通省住宅局長) 三沢 真君  
政府参考人  
(国土交通省道路局長) 大石 久和君  
環境委員会専門員  
(環境省地球環境局長) 三沢 真君  
政府参考人  
(環境省地球環境局長) 岡澤 和好君  
環境委員会専門員  
(環境省地球環境局長) 鮑田 賢一君

五月十六日

廃棄物処理施設整備費国庫補助条件の緩和と範

囲の拡大に関する陳情書(愛知県岡崎市十王町  
二の九永田寛(第六〇号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改  
正する法律案(内閣提出第八四号)

○大石委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。小林守君。

○小林(守)委員 おはようございます。民主党の

小林です。

きょうは、久しぶりに時間を多少余分にいただ

いているものですから、まず理念の問題等につい

て触れながら議論を進めさせていただきたい、こ

のように思つております。

二十一世紀の持続可能な経済社会をどうつくつ

ていくか。これは、地球全体、国際社会全体のモ

デルなき時代を迎えていくというふうに言えると

思うわけであります。そういう状況の中で、変

革期の中で大切なことは、現実の追認みたいな後

追いの対応ではなくて、やはり理念を持つて、か  
くあるべきというようなビジョンを国民の合意の  
もとで形成して、そしてそれに向かって現実から  
どう改革をしていくかということになるのではないか  
いかな、このように思いますし、そうでないと新  
たな社会へは対応できない、またつくることがで  
きない、それから社会的なコストも物すごく問題  
を生じてしまうし、損失をこうむってしまうとい  
うようなことではないかというふうに思うんで  
す。

けでありますけれども、ます、大綱に示された基  
本的な考え方について議論をさせていただきたい  
と思いますし、政府側のお考えを示していただき  
たい、このように思うわけであります。

そこで、基本的な柱として、環境と経済の両立  
した社会ということが掲げられておるわけであります。

非常に使われる言葉ですし、頭の中には  
ずっと入る言葉なんですけれども、よく考  
えてみると非常に難しい問題というか言葉でも、概念で  
あるわけでございます。

そこで、長々とやつているわけにはいきません  
ので、要は、簡単に、私が一般国民的な視点から  
質問させていただくということで進めたいと思う  
んですけれども、日本は今両立していない社会な  
のかどうか、これを明確にして、どこが両立して  
いないのか、どういうところに問題があるから両  
立していないんだ、そして両立するような社会を  
目指すんだということをお示しいただいたい。そ  
のためには、当然、今お話ししたように判断基  
準、こういうふうにならなければだめなんだとい  
うようなところが求められるんだろうというよう  
に思いますので、判断基準も含めてお聞きをさせ  
ていただきたい、このように思います。

○大木国務大臣 環境と経済の両立というお話  
は、先生方よく御存じのとおりに、リオのサミツ  
トのときにもいろいろとこういったたぐいのいろ  
いろな理論というのが議論されたわけですが、要  
するに一九七〇年代ごろに言われました「成長の  
限界」というのが議論されました。それを受け  
て、いや、限界では困るのでひとつ持続可能な發  
展あるいは開発ということが今言われてきたとい  
うわけでございまして、物によつていろいろと  
経済と環境の両立ということは一つの努力目標と  
して前進しておると思いますし、国際的にも、日  
本におきましても、それは非常に前進しておると

そういうことで、今回の京都議定書の批准、發  
効に向けての我が国の取り組みである温暖化対策  
が大綱が決められ、推進法も改正が出されたわ  
けでありますけれども、ます、大綱に示された基  
本的な考え方について議論をさせていただきたい  
と思いますし、政府側のお考えを示していただき  
たい、このように思うわけであります。

そこで、基本的な柱として、環境と経済の両立  
した社会ということが掲げられておるわけであります。  
非常に使われる言葉ですし、頭の中には  
ずっと入る言葉なんですねけれども、よく考  
えてみると非常に難しい問題というか言葉でも、概念で  
あるわけでございます。

そこで、長々とやつしているわけにはいきません  
ので、要は、簡単に、私が一般国民的な視点から  
質問させていただくということで進めたいと思う  
んですけれども、日本は今両立していない社会な  
のかどうか、これを明確にして、どこが両立して  
いないのか、どういうところに問題があるから両  
立していないんだ、そして両立するような社会を  
目指すんだということをお示しいただいたい。そ  
のためには、当然、今お話ししたように判断基  
準、こういうふうにならなければだめなんだとい  
うようなところが求められるんだろうというよう  
に思いますので、判断基準も含めてお聞きをさせ  
ていただきたい、このように思います。

○大木国務大臣 環境と経済の両立というお話  
は、先生方よく御存じのとおりに、リオのサミツ  
トのときにもいろいろとこういったたぐいのいろ  
いろな理論というのが議論されたわけですが、要  
するに一九七〇年代ごろに言われました「成長の  
限界」というのが議論されました。それを受け  
て、いや、限界では困るのでひとつ持続可能な發  
展あるいは開発ということが今言われてきたとい  
うわけでございまして、物によつていろいろと  
経済と環境の両立ということは一つの努力目標と  
して前進しておると思いますし、国際的にも、日  
本におきましても、それは非常に前進しておると

いうふうに思つております。ということでございますから、今、現状をどう評価するかといえば、さらなるその両立に向けて努力をしておるという状況かと思ひます。

○小林(守)委員 持続可能な開発、発展

とで、七二年の「成長の限界」ということだったんですが、日本は両立しているのかどうか、これについてはどうなんですか。

○大木国務大臣 例えば、先般私どもの方で、政府でつくりました例の京都議定書の達成のための大綱というところでも、経済界等ともいろいろと話をして、まさしく京都議定書も、両方を両立させながら发展させていこうということで一つの計画をつくつておるわけでござりますので、私としては、両立というものは、現在でも大きな意味におきまして両立して、またそれをさらにいろいろな意味でその両立の中身を内づけるためにいろいろ努力をしておる、そういう段階だと思いま

す。

○小林(守)委員 何か非常に言葉を選びながら慎重にその辺を言つておるようですが、結論的に言いますと、現状は両立していないといふことでよろしいですか。

○大木国務大臣 いる、いないといふのは、その判断基準があるかということになりますが、これは理念の問題でござりますから、なかなか判断基準は難しいわけですが、私は、今、少なくとも、政策的にも実態といたしましては、そういった両立を前提としていろいろな施策を立てておる、そういうふうに理解をしておりま

す。

が、いいんですね、とにかく現実は環境と経済という視点から見たら両立している状態ではないといふ、な認識であるということでよろしいですか。

○大木国務大臣 両立のためにいろいろとこれか

らやらないかねという余地があるかといえば、それはあると思います。

○小林(守)委員 いつまでもこの議論をやつてい

ても仕方がございませんので、それでは次に、九年だったでしょうか、世界の自由貿易の会議がございました。シートルの会議がありましたね。

あのときに、世界のNGOも含めて、アメリカに

対する大変な反グローバリズムというんでしよう

か、世界の自由貿易を進めるWTOの会議ができなくなつたような状態が起きました。

そこに象徴されるような形でアメリカが今進めているグローバリズムというんでしようか、こう

いう世界企業を基盤とするような、地球市場みたいなものを形成しながら進めているアメリカのや

り方、あるいはアメリカ型の自由と民主主義みたいなものをどこの国にも広めていくとか、そ

ういうやり方を経済を一つの手段にしてやってき

ているわけですから、これらについて地球社会全体を考えてみると、実際のところ、そ

ういう世界企業が出てきているという背景には、やはり

地球上の先進国と途上国との経済格差が、自由貿易をすることによってより皆さんが豊かになるん

だということではなくて、よりその格差が拡大し

ているんじゃないかというような問題、また、それ

に伴つて地球環境の破壊が進んでしまつていると

いうようなことも言えるんじゃないかな、私はこ

のようにも思つてありますし、そういう点で、

あのアメリカのグローバリズムに対して、どうい

うような位置づけというか認識を持つて考えてお

られるか。外務省にもおられたということもある

でしようから、大臣の方にお聞きしたいと思いま

す。

特に、京都議定書からアメリカは離脱をして、

アメリカ独自のGDP主義みたいなところを踏まえた独自のスタンスをとるんだということも言つております。世界的には容認できるような代物ではないんじゃないかな、このように私は思うわけですね。

○大木国務大臣 グローバリゼーションといっ

とがいろいろな分野で言われてるわけござい

ますけれども、一般的に言えることは、情報通信

技術の発達等によりまして、その他いろいろな科

学技術の発達によって世界が物理的には一つに

なつていく、そういう面が非常に強いわけござ

りますから、それに対応するためにやはりグ

ローバルにいろいろな問題を考えなきやいかぬ、

あるいはそのシステムもそういうようなものをつ

くらなきやいかぬ。そういう意味でのグローバリ

ゼーションというのは、これは好むと好まざると

にかかわらず、そういうものが一つの大きな流れ

としては存在すると思うんですね。

しかし、それでは例えれば世界共通のシステムを

つくる場合に、どこの国の意向が非常に反映した

ものになるかということになると、これはやはり

いろいろな立場がありますから、国によって、非

常にそういうことをやみに進めるべきではない

という考え方も出てくると思います。

ということで、今たまたまアメリカが、いろいろな意味におきまして、世界において、言うなれば

唯一の超大国というような形もありますし、非

常に隔絶して経済的にも大きな単位であるという

ことになつて、それを放置しておいたのではないか

ですから、たまたまことしはまたいろいろヨハ

ネスでも会議がござりますけれども、そういうた

ところでは、グローバリゼーションが望ましい部

門と、そうではなくて、そこ何らかの歯どめが

必要な部門いろいろあると思いますので、それ

はやはり部門、部門に応じて、あるいは個別の問

題に応じて、グローバリゼーションというものを

ただきましたけれども、離脱の問題については、

大臣はどうお考えになつていますか。

○小林(守)委員 アメリカの離脱の問題について

例に挙げまして、私ちよつと問題提起させてい

わつたということが一つの契機になって、そして

現アメリカの政府としては、いろいろと国内、国

際情勢も考えて、京都議定書には今のところすぐ

には参加しない、こういう立場をとつてゐるわけ

でござりますけれども、これはグローバリゼー

ション云々の問題ももちろんあるかもしれません

けれども、今のところアメリカが京都議定書にす

ぐに入らないと言つてゐる非常に大きな背景とい

うのは、むしろ国内対策をいろいろレビューして

おりまして、今のところ、いろいろな方面から、

京都議定書をそのまま受け取るということではなくて、別の考慮、例えればアメリカにおきますエネルギー政策を見直しておるということでもありますから、そういうところから、すぐには京都議定書に賛同しないということであります。

しかし、京都議定書には入りませんけれども、

御存じのとおりに、地球環境に関する枠組み条約

の方、九二年からやつております、こちらの方に

は入つておるわけですから、そういうところでは

いろいろと協力をしておる。現実に、マルチでもバイでも、いろいろと話し合いをしておりますし、日米の間でも協力しておるところがたくさんござりますものですから、だからグローバリゼーションで、今アメリカの考えておるグローバリ

ゼーションを何でもかんでも推し進めていく、そ

ういうことではないんじゃないかというふうに感じております。

○小林(守)委員 ブッシュ大統領が離脱を表明した後、二月の十四日に、気候変動政策の発表という形でブッシュ大統領のコメントがなされておりましたが、その最後、第六番目の集約の中では、アメリカが京都議定書を実施すれば四千億ドルの経済的負担となり、これは日本円にすると、私、計算してみたんですが、大体五十二兆円ですね、アメリカが京都議定書を実施すれば四千億ドルの経済的負担となり、四百九十万人の失業者を生む。各国の京都議定書批准は妨げないが、よりクリーンな将来の繁栄のために望ましいアプローチがあることを世界に示すため、各国、特に途上国とともに作業する考え方であるというようなコメントを出されているのですね。

京都議定書、地球温暖化の問題を、五十二兆円経済的負担がかかるんだというようなこと、あるいは四百九十万人の失業者が生むんだというような考え方、経済の見方ということは、とてもこれは環境との両立という視点は全くないんですね。地球環境との両立という視点は全くない。まさに経済GDP主義というか、こういう国と共通のルールを、日本は今度の大綱の中で、アメリカも途上国も参加できる共通なルールをつくっていくんだ、最大限の努力をするんだというなことを表されています。大綱の中にそれはありますけれども、この共通なルールという視点からすると、ならば、アメリカや途上国を含むすべての国が参加する共通のルールづくり、これに最大限の努力を傾けるということを、こういうアメリカにやるわけですよ。

ブッシュ大統領のこの考え方、ブッシュ政権がかわつてもらわなければという議論になってしまふとおかしいんですが、これはアメリカの今の考え方なんですかけれども、このアメリカが参加できるような共通ルールというのはあり得るのかどうか、どこにどういうふうに最大限の努力を進めていくのか、この辺を聞きたいと思います。

要は、京都議定書を実施すれば五十二兆円の経済的負担となり、四百九十万人の失業者を生むという、これはコメントの方ですね、この国にどうやって参加していくださいと言つてくるのか。五十二兆円あるいは四百九十万人の失業者を生むこと、少なくとも日本は言つていません、これはアメリカは言つているんですね。全然価値観が違うということなんだと思うんですけども、その辺の国に対しても、これから共通のルールづくりをしていくということはどういうことなのか。これは書いてあるんですよ。我々はそういう方向でどう思っているんですが、しかし、具体的には何かよくわからないことなんですね。その辺をちょっと書いてあるんですよ。我々はそういう方向でどう思っているんですけども、これは二つあることは言われておりますし、いろいろなところで思つてあるんですけども、これは二つあります。それとあわせて、気候変動枠組み条約の中で、いわゆる国際的な連携という問題では、共通だが差異のある責任という言葉で、一つの国際的な価値観がつくられたというふうに思つます。合意が形成されたと思つます。しかし、今度の場合は、共通だが差異のある責任という点では、アメリカは離脱してしまったわけだから、この考え方には破綻の危機にあると私は見ています。それを今度はアメリカも途上国も参加できる共通のルールでやつていくんだよという日本の考え方なんですねけれども、ここはどういうことなのか、お考えをお知らせいただきたいと思います。

○大木國務大臣 まず、アメリカの方で、京都議定書に入ったたらえらい金がかかるとか、あるいは失業が多くなるとか、それはいろいろな計算があると思うんです。

ですから、それは一体いつまでにそれだけの金がかかるのか、あるいは、いろいろとアメリカにおきましても、国内の経済にしろあるいは環境政策にしろ、いろいろこれからやれば、その計算は、数字は変わってくることもあり得るわけですね。それで、特にアメリカの最近の動きを見ておりますと、別に現政権の中でも、例えば

州によつては、あるいは業界によつては、必ずしも政府と同じことを言つておられるわけではないということでありますから、やはり私は、アメリカに向かつては、例えば枠組み条約の中ではアメリカも参加して仕事をすると言つておられるわけですから、それは私ども引き続きそういう話しかけということは十分にできるんじやないかというふうに思つております。

それから、今の共通ではあるが差異のある責任というのは、これもまた枠組み条約のときから、つまり一九九二年のころからそういう概念といふのは言われておりますし、いろいろなところで引用されているわけですから、これは二つあります。それは言われておりませんし、いろいろなところで、やはり先進国の中でもいろいろと立場は違いますから、それは共通ではあるが差異の方はあるわけでありますし、それから、特にこれを大きく使われておるのは、やはり先進国対途上国ということになりますと、これは途上国は、御存じのとおりに、京都議定書でもとりあげてはCOP<sub>2</sub>排出の削減は義務化していないわけですね。義務を負つてない。

その辺はいろいろ議論ありました。これはもう最初から、京都議定書のいろいろな、いわゆるCOP<sub>2</sub>ができる、COP<sub>1</sub>のときから議論があつたわけありますが、COP<sub>1</sub>のときにも大変な議論の末に、少なくとも、とりあえずは途上国については、排出量の削減の義務化ということは初めてあります。しかし、今度の場合は、御存じのとおりに、京都議定書でもとりあげてはCOP<sub>2</sub>排出の削減は義務化していないわけですね。義務を負つてない。

その辺はいろいろ議論ありました。これはもう最初から、京都議定書のいろいろな、いわゆるCOP<sub>2</sub>ができる、COP<sub>1</sub>のときから議論があつたわけですが、COP<sub>1</sub>のときにも大変な議論の末に、少なくとも、とりあえずは途上国については、排出量の削減の義務化ということは初めてあります。しかし、今度の場合は、御存じのとおりに、京都議定書でもとりあげてはCOP<sub>2</sub>排出の削減は義務化していないわけですね。義務を負つてない。

○大木國務大臣 まず、アメリカの方で、京都議定書に入ったたらえらい金がかかるとか、あるいは失業が多くなるとか、それはいろいろな計算があると思うんです。

ですから、それは一体いつまでにそれだけの金がかかるのか、あるいは、いろいろとアメリカにおきましても、国内の経済にしろあるいは環境政策にしろ、いろいろこれからやれば、その計算は、数字は変わってくることもあり得るわけですね。それで、特にアメリカの最近の動きを見ておりますと、別に現政権の中でも、例えば

という問題ではないわけですね。地球温暖化の問題一つとりましても、これは大気は続いているわけですから、日本だけで一生懸命やつても、アメリカの方でどんどん排出ガスが多くなれば困るし、それから、別の話ですけれども、最近の例えは黄砂問題のように、中国で黄砂が起こって日本へ来れば、それは今度は韓国とか日本は非常な影響を受けるわけですから、やはり現実に、対象となる地球環境問題というの、世界じゅうでみんなで共同してやらなければいかぬ、こういう実態がまずあると思います。

もちろんそのほかの問題についても、程度に応じて、この問題は本当にまさしく世界が一つというような状況があつて、それに對して対処しなきやいかぬという問題もあるし、各国がある程度個別にやつても、それが総体として効果がある問題もござりますけれども、今対象となつておりますこの温暖化の問題は、まさしくこれは、本当に大気は一つつながっているわけですから、やはりみんなで協力してやつてもらわなきや困るということがある。

しかし、それに対してみんな一緒に責任をとれといつても、これは力の差もありますし、状況の差もありますから、やはり国別の差異は認めながら、しかし全体として、地球温暖化を防ぐ、そういう共通の目標に向かつては本当に誠心誠意協力してもらいたいというのが、私は基本的な考え方だと思います。

○小林(守)委員 そうすると、最終的に地球は一つだということの視点に立つて、なおかつ協力をしないければ、我々の未来なり、今もそうですが、これから未来に向かつて何のために協力しなきやならないのだということなんですね、何のために。

○大木国務大臣 まさしく地球温暖化が、世界各国が状況を放置しておけば、いずれ本当に我々の、人類全体の生存に、あるいは地球というものにも環境保全が不可能になる、まさしく持続可能でない、こういう状況が出てくるおそれがあるか

ら、しかも科学技術も最近非常に発達してまいりましてから、そういういろいろな証拠と申しますが、そういうたの見もだんだんにたくさん得られておりますから、やはりそういうものを根拠にして、みんなで共同して我々の地球を守ろう、地球環境を守ろう、こういうことがもう前の課題としてある、こういうふうに理解をしております。

○小林(守)委員

現在の科学的知見からするなら

は、このままの状態でそれぞれの国が自国の利益

なり国益を目的にやつていった場合に、地球環境

といふものが人類の生存基盤にとつて極めて悪い

状態に落ち込んでしまう。それを避けるために国際社会全体が協力していくかなきやならないという

ことなんですが、結局その根底にあるのは、人類の生存というか存続というか、そういうことなんですね。

私の考えでは、人類と地球環境とか生態系とい

うのは一体のもの、あるいは人間は、人類はそ

の一部であるというような考え方を私は持つてい

るんですが、大臣はその辺はどういうふうにお考

えになりますか。それの存続のために、個である

我々個は、現在のいろいろな個人的な、あるいは

自己的な利益よりも、現在の豊かさよりも、将来

の存続をやはり優先しなきやならない時代だ、ま

た価値観を持っているんだということを世界に

言つていくということになるんじやないかといふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

○大木国務大臣 小林委員がおつしやるとおり

に、人類が人類のことだけ考えておれば、ほかの

地球上の生態系とかそういうものを無視しても

生き続けるかというと、なかなかそういうこと

じやないんだということは、またこれはいろいろ

とだんだんに科学的な見聞も得られております

し、やはりそういう全体の地球上の生態系とい

うことも考えながらやつっていく。

ただ、人類以外の、人間以外のいろいろな動植物

の生態系がどういう状況になつておるか、ある

いはそれをどういうふうに保存していくかとい

うことを考えてみると、これは要は状況対応型の、後

追い型のスタイルではないのか。

さつきも冒頭言つたように、やはり基本的に

は、かくあるべきだという一つのあるべき姿、あ

るべき社会、そしてあるべきもちろん数値的なも

のにした目標にもなつてくると思うんです。それ

に向かつてどうしていくかというような理念をま

ず詰めていく、ビジョンをつくつて理念を持つて

それに向かつていくというのが、モデルなき時代

のやりやり方ではないのかなどいうふうに思つ

ていますが、何かステップ・バイ・ステップとい

うのをやってみて、いろいろだめだつたら、もう

ちょっとこれに強化していくとか何かというよ

うに思つてならないし、第一ステップの二〇〇二

年から二〇〇四年までについては、ほとんど現状

のものを継続的にやつてみて、国民の意識改革と

か、そういう考え方はさらに強化されてきている

と思いますが、基本的な枠組みや、こういう法律

をつくるうとか、こういう政策を導入しようとか

いうようなものについては示されていないんです

たとえば、きのうもゴルボーンさんが来ておりま

したけれども、いろいろと、いろいろな人間が使

はり得られておる科学的な知見も差があります

が、それからまだ解明しなきやいかぬ問題が

たくさんあると思うんです。

より具体的に詰められてくるんだと思いますが、少なくとも、このステップ・バイ・ステップ方式の落と穴はそういうところにあるんじゃないかな、こういうふうに思えてならないんですが、いかがでしょうか。

○大木国務大臣 京都議定書が京都会議で一応できましたから四年ほどたつておるわけですかけれども、実際には、今、ちょうどきょうようぐらいからまたいろいろと外務委員会の方でも議定書自体の御審議もいただいておると思いますけれども、議定書が一応国民に、あるいは皆さん方に、国会におきましても、こういう議定書ができましたといつて審議していただきものができ上がったのは、実はCOP3ではなくて、COP6半ですね。あるいは7までかかるて、やつつい最近でき上がりたということでござりますから、正直申し上げまして、この新しい大綱をつくつて、これからまた新しい法律をつくつて、具体的にこれから措置をきちつと示すということになりますと、これはまだ今まで実際にやつてきた経験というものは限らただ、しかし、一九九二年を一つ起点として考えれば、既に十年たつておるわけですしと、このとでありますから、やはりそういうな今までの経験も踏まえながら、しかし同時に、京都議定書、最近、COP7までつくつてもらいました、ある程度肉づけのできた京都議定書といふのを、両方を踏まえながら、現実にはどういう対策が現実的にやれるのか、あるいは効果的なのかということを考えますと、今皆様方にお示しておりますこの改定した大綱といふものが、一つの今のスタートじゃないかというふうに思つております。

ただ、確かにこれから、いろいろな意味で、科学的な知見はもつと得られるであろう。科学技術の進歩によって、新しいいろいろな対策も出てくるであろう。例えば自動車なんかというのは、随分、科学技術の進展によりまして、今までよりはあるかに低公害な車も出てくるんじやないか。

るいは、車一台一台の問題じゃなくて、やはり交通システムも、よりそいつた環境に配慮したシステムを考えると、もちろん我々の、国民の民生活におきましても、あるいは産業部門におきましても、いろいろとこれから新しく進歩してくる問題はあると思うんです。

ですから、先生がおっしゃったように、ほかつておけば余計金がかかるんじやないかと、いう面もあると思います。しかし、同時に、科学技術の発展によりまして、今まで非常にお金がかかつたけれども、こういうことをやれば、むしろ今までよりも費用の点でもより効果的な措置もとれるんじゃないかというような面もあるわけですね。

ですから、そういうことをやれば、むしろ今まで、そういうことをやつたものを考えますと、今ここで、例えば二〇一二年まで、一応の第一対象期間が、とりあえずは京都議定書も二〇一二年ごろまで、ということになつていますから、そうすると、それまでのことをびしきと決めるよりは、今までの段階ではある程度わかつたものを基礎にして一応の案をつくる、しかし必要に応じて見直しもするということで、二年たつたら、あるいは五年たつたらひとつ見直しをしようということで、一応の見直し期間というものはつくつておるわけでございます。

また、実際には、これはいろいろと対策を実施しまして、そこでいろいろな知識、経験というの

が得られる。こういう問題については、もつとこのを、両方を踏まえながら、現実にはどういう対策が現実的にやれるのか、あるいは効果的なのかということを考えますと、今皆様方にお示しておりますこの改定した大綱といふものが、一つの今のスタートじゃないかというふうに思つております。

ただ、確かにこれから、いろいろな意味で、科学的な知見はもつと得られるであろう。科学技術の進歩によって、新しいいろいろな対策も出てくるであろう。例えは自動車なんかというのは、随分、科学技術の進展によりまして、今までよりはあるかに低公害な車も出てくるんじやないか。

ひつた応のめどとして、二年たつたら、五年たつたらということを明示して、それを、その間については了解しておりますけれども、京都議定書の目標達成計画をつくる過程の中で、これからつくつていく過程の中で、今お話をあつたよ

うに、国民の参加というものが極めて大事ですしおこに、國民一人一人が削減に努めていくことについても、そこまでこのことを理解しておられますから、国民の参加といふことが決め手なわけですから、国民の参加といふのが大事だということなんですが、それなりの国

民の参加という形で、特に、パブリックコメントなどの制度が導入されてきておりますけれども、極めて形骸化しているというか、本当の意味がおかしいんですけど、そういうものになつているのかどう

か。単に、こうすることをやつたんだから国民参

加したんだというような、一つの隠れみのと言つてはおかしいんですけど、そういうものに使われるだけで、本当の意味でのパブリックコメントになるのかどうか。

○小林(守)委員 そういう方向で進めていただ

くことについては了解しておりますけれども、京都議定書の目標達成計画をつくる過程の中で、今お話をあつたよ

うに、國民一人一人が削減に努めていくことについても、そこまでこのことを理解しておられますから、国民の参加といふことが決め手なわけですから、国民の参加といふのが大事だということなんですが、それなりの国民の参加という形で、特に、パブリックコメントなどの制度が導入されてきておりますけれども、極めて形骸化しているというか、本当の意味がおかしいんですけど、そういうものになつているのかどうか。単に、こうすることをやつたんだから国民参加したんだというような、一つの隠れみのと言つてはおかしいんですけど、そういうものに使われるだけで、本当の意味でのパブリックコメントになるのかどうか。

○大木国務大臣 国民の参加といふことにつきま

しては、私ども政府の方からいろいろと呼びかけられ、いろいろな情報を発信する、あるいは政府の考え方を示して、それに対してもコメンツいたりだくというようなのもありますし、むしろ最近は、今もおっしゃいましたけれども、NGOなど非常に数もふえていますし、活動も活発にしておりますから、そういう方々の意見は、むしろ非常にそういった方々の意見を吸収するための努力というのもしてまいりたいと思っております。

最近は、いろいろなセミナーをやりましたり、それから例えば国際会議のときもNGOの方に出席をしてもらつたりというようなこともありますから、そういう意見を吸収するための努力でございます。一番象徴的には、今度のヨハネスブルグの会議についても、多数のNGOの方が参加するという意向を既に表明しておられますから、そういう方々については、私どもとしてもできるだけ一緒に参加をしていただいて、NGOはNGOの立場でまたひとついろいろな意見を述べてもらうということは努力をしてまいりたいと

いうふうに思つております。

また、具体的には、いろいろと、必ずしも地球環境問題とか温暖化ということだけでなく、やはり環境問題全体が、我々の住んでるこの地球、あるいは我々の住んでる町なり県なりをよくする、こういうことにもなるわけですから、よく言われることですけれども、大量生産、それから大量消費、大量廃棄、そういう型の社会経済活動やら生活様式を見直すというのは、抽象的に言うと非常にあれですけれども、最近はそれがかなり具体的になつてまいりまして、いろいろなところで私どもも意見をもらいます。

ですから私は、むしろいろいろな民間の方々の御意見というのも決して何か否定的なものじやな

くて、こういうことをやるうじゃないか、そのためには政府がもっと必要な協力をしろ、こういったようなお話を非常に多いわけでありますから、私どもとしてはそういった両方の、要するに政府からの発信するあれど、それからまた民間の方からいろいろと意見をいただくという両方の、双方でひとつ民間との協力も、あるいはまた地方公共団体とか、もちろんいろいろな団体もありますから、そういうふたつの方々との協力というのも進めまいりたいというふうに考えてます。

○小林(守)委員 国民の参加という視点で、さらには豊かな、豊富な方式をさまざまに広げながらぜひ進めていただければというふうに思いますが、大綱の中に「温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会の構築」という社会はどういうふうに言いかけたのかなというふうに思います。

次に移りますが、大綱の中に「温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会の構築」という、今度は言い方を変えて、経済と環境の両立といふことをこういうふうに言いかえたのかなというふうに思えるところなんですが、この「温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会の構築」という社会はどういうイメージなのかということをお聞きします。

その際に、日本は今日バブル崩壊して非常にデフレ経済の状況にあるわけですから、しかしながら、二〇〇〇年の統計によると、 $\text{CO}_2$ はそれでも七%近く増加しているというような傾向にあります。基本的に二〇一〇年段階でこれをマイナス六%しなきやならないということになると、七%の現状からいいうならば一三%削減しなきやらぬということになります。二〇〇〇年からあと十年間、大体現状と同じぐらいの $\text{CO}_2$ の排出レベルというふうに考えてそういうことなんですね。

そういうことを考えるならば、今までの傾向からいいますます、デフレでエネルギー消費も若干総体的には少なくなつた部分はあるんだと思いますが、効率がむしろ悪くなっているというところで排出がふえちやつてあるという部分もあるでしょう。また、特定の分野においてはやはり $\text{CO}_2$

排出増加の要因があると思いますが、基本的に $\text{CO}_2$ は、二〇一〇年段階の社会の $\text{CO}_2$ の排出状況から少なくとも考えて、マイナス六%達成するといふことは、これは大変な構造転換をしなきやならないことになると思うのですよ。

ということは、速やかに増加傾向から減少傾向に、 $\text{CO}_2$ に限って言うならば、少なくともこれを変えていかなきやならないわけですよ。現状維持やだめなんですね。現状維持じゃだめなんですか、減少基調に転換しなきやならない。そういうことが数値的にも、去年よりことしの方がこれまでけ減った、少なくなったということが見えるようない形、それを加速させて初めて二〇一〇年段階でマイナス六%までいけるんだろうとうふうに思うのですが、それを組み込んだ社会といふのはどういうことなのか。そのためには、やはり今までにはない新たな構造転換を迫るようなく基本的な施策が考えられなければならないんだろううとうに思っています。

具体的に言いますならば、どなたも問題として掲げているのは、環境税などの問題、炭素・エネルギー税の導入などをやらなきやだめなんじやないかということが言われていますね。環境先進国と言われるところではもう既に導入されていますね。

それから、いわゆる化石燃料から自然再生エネ ルギーへの転換、こういうことも大きな構造転換になってくることなんだろうというふうに思いますし、私はもう一つ、フロンの脱フロン化というか非フロン化、これも相当大きな要素になるのかなというふうに思います。

それから、さまざまな経済的手法あるいは規制的手法自主的取り組み、このようなものをベストミックスするようなところを考えていく。この辺が大体、構造転換をして基本的に減少傾向に増加傾向のところを変えていくというものには出てくらうと思うのですが、言われているところなんですが、出でますが、ふえちやつてあるといふふうに思いますので、そういうふうに思っています。

ということなのか、そこからちょっとと説明をしていただきたいと思います。

○大木國務大臣 小林委員がおっしゃいましたように、これはやはり一つの構造改革と申しますが、単なる対症療法をばらばらやるのではなく

か、その形から脱却しなきやいかぬというが棄といつた形から脱却しなきやならない。そ

一つ、それが、脱却するのが「温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会」ということになるのではないかというふうに思っています。

具体的にはいろいろなことが考えられるわけですが、いまして、基本的にどういうことをやるんだ

といふことになりますと、例えば今の、最近は都

市・地域構造だと交通・物流体系だと、そう

いったようなものも、あるいは日本としてこれからどういうエネルギー対策、どういうエネルギー

を使ってどういう供給をしていくんだというよ

なこと、そういう広い意味での全般的なエネル

ギーの供給構造、あるいは、もつといろいろな意

味での日本の経済というものが、特に生産構造を

変革していくかというような問題もいろいろあ

ると思います。これは必ずしも環境問題ばかり

じゃなくて、むしろ私は、日本の経済をどうする

んだ、こういうことの中、環境問題もきちっと

配慮しながら進めていくということになると思いま

す。

先生も今おっしゃったとおりに、温室効果ガスの排出削減がきちんと組み込まれた社会といふことになりますと、今申し上げましたようないろいろな意味での、いつも申し上げることですけれども、産業ばかりじやなくて、例えば運輸交通の部門だとか、あるいは民生、広い意味での家庭生活の部門も含めて、そういうもののをやはり総合的に組み立てて、いろいろと一緒にやつていきませんと、なかなか京都議定書の目標も達せられない

あらゆるものを作成的に全部かけ合わせてとか、一緒に推進していくということではないかと

いうふうに思っております。

○小林(守)委員 私は、環境税とか、化石エネルギーから自然エネルギーへの転換とか、それからフロンの非フロン化というふうなことも具体的に触れてい、大臣の言葉ではそれぞれ具体的には触れて、日本の経済、あるいはもつと広く社会生活と申しますか、我々のライフスタイルと申しますか、そういうものを作成的に大量生産、消費、廃棄といつた形から脱却しなきやいかぬというのが、单なる対症療法をばらばらやるのではなく

か、单なる対症療法をばらばらやるのではなく

か、その形から脱却しなきやならない。そういうふうに思っておりま

すが、その形から脱却しなきやならない。そ

う一つの検討の柱にはなるんだということでおろし

いですか。

○大木國務大臣 今、例示的にいいますか、あるいは一つの大きな問題だと思いますが、

税のお話もございまして、環境税というよう

ことでもいろいろと議論されておる。

私どもとしては、今、差し当たり、環境税を前

提としてこの京都議定書の御審議あるいは京都議

定書自体の承認ということは、そういうふうには結びつけておりませんけれども、これからまさしく、例えば二〇一二年までをとつて考えまして

も、これからいろいろな経済的な手法を活用し

て、実際の目標達成に努力していかなければいけ

ぬということは当然あると思います。

その経済的手法といいますと、それはそのガス

の排出を抑制するというような面での経済的な手

法もありますし、あるいは新しいエネルギーの開

発だと、公害を防止するための装置の開発とか、そういう問題については、むしろそういう

ものを促進するための経済的な措置といふものもありますし、あるいは新規制において、あるいは税制において、あるいはいろいろな手段でござりますから、これはむしろそういう

ものも、あるいは補助金だと、そういうふうな形でこのことも考えられるわけでございます。

これはやはり、そういう目的を達成するための、 $\text{CO}_2$ の排出を削減するための、その目的の手段の問題でござりますから、これはむしろ目的

の、 $\text{CO}_2$ の排出を削減するための、その目的の手段の問題でござりますから、これはむしろ目的

るな意味での、環境税だと、あるいは環境をむしるよくするためのいろいろな措置についての促進措置と両方、要するに、抑制の方と促進の方と両方を、いろいろな意味での経済的な措置というものは当然これからも研究して、また、現実にそういうものが必要である、あるいは有効であるということになれば、それをひとつ実施するように努力をしたいというふうに考えております。

○小林(守)委員 時間の配分の関係もありますので、ちょっと先に進ませていただきます。大臣、私の質問に対して非常に能弁に御説明いただきまして、ありがとうございます。後でゆっくり答弁書を読ませていただいて、精査させていただきたいと思います。

次の、ちょっと細かい問題になつてくるかと思

いますが、数字的な問題になつてきますが、話を

展開していきたいと思います。

今度の大綱によって初めて基準年総排出量が、十二億二千九百万トン $\text{CO}_2$ 換算というような数値が政府決定の大綱の中に示されたと言えると思います。前の旧大綱ではこの数値はなかったと思われますね。ですから、初めて基準となる九〇年の総排出量、 $\text{CO}_2$ 換算の数値が示されたといふことであります。何%削減になつたとか何かといふことも含めて、基準になる数値でありますから、極めて重要なものだとは思うのですが、これについて、基本的にどういう方法で算定された、確定された数値なのか。十二億二千九百万トン $\text{CO}_2$ 換算年間排出量ですね。

これは、今までの政府資料を見ますと、毎年、環境省の審議会とかほかの経済産業省の方の審議会とか、いろいろなところで、いろいろなデータのルートでつくられていて、必ずしもイコールじゃなかつた。環境省の中でも前と変わっているんですよ。大きくなつてしまふけれども、かなりそれでも、去年の資料では十二億二千四百万吨なんという数字が出ていました。そういうことで、確かに科学的に確定された手

法ではないんだとは思うのですが、しかし、これは常に変わるものであつては困るわけですね。ごまかされてしまうわけですよ。そういうこともあるので、これは責任を持つ日本の数字だということを国際的にも認証された数字などどうか。それから、これを変えるときにはどういう手順が必要なのかということも含めて、非常に重い、大きな数字だと思うんですよ。これをちょっと御説明いただきたいと思います。

○岡澤政府参考人 従来の吸収量、排出量の算定につきましては、特に国際的に定められたルールがあつたわけではなかったのですが、京都議定書では第五条第二項というところで算定のためのガイドラインが示されておりまして、そのガイドラインに沿つて各国が算定するというふうな仕組みになつております。

ただ、ガイドラインを見てそのまま数字が出る

というわけでもございませんで、また専門的な解

析が必要のですから、そこは各國がそれぞれ専

門家を集めて、そのガイドラインに沿つた、各國

の実情に即した具体的な算定をするというふうな

ことになつております。我が国でも専門家の検討

会を設けまして、このガイドラインに沿つた形で

の算定というものをやりまして、それが大綱に公

表したところの数値になつております。

途中で前の部分と数字が変わつているところが

あるのではないかということだったのですが、そ

のガイドラインに沿つて、専門家の意見を聞い

て、具体的な算定方法等についてもう一回チェックしました結果、若干、特に廃棄物など、推計

で出さなければならぬものもございますので、

そうしたものについてより正確な数字に変えた結

果、ああいう数字になつたものでございます。

○小林(守)委員 詳しくはよくわからないところなんですが、また大変、算定の仕方というんで

いるんですよ。大きくなつてしまふけれども、かなりそれでも、去年の資料では十二億二

千四百万吨なんという数字が出ていました。

そういうことで、確かに科学的に確定された手

法ではないんだとは思うのですが、しかし、これは常に変わるものであつては困るわけですね。ごまかされてしまうわけですよ。そういうこともあるので、これは責任を持つ日本の数字だということを国際的にも認証された数字などどうか。それから、これを変えるときにはどういう手順が必要なのかということも含めて、非常に重い、大きな数字だと思うんですよ。これをちょっと御説明いただきたいと思います。

○岡澤政府参考人 従来の吸収量、排出量の算定につきましては、特に国際的に定められたルールがあつたわけではなかったのですが、京都議定書では第五条第二項というところで算定のためのガ

イドラインが示されておりまして、そのガイドラ

インに沿つて各国が算定するというふうな仕組み

になつております。

ただ、ガイドラインを見てそのまま数字が出る

というわけでもございませんで、また専門的な解

析が必要のですから、そこは各國がそれぞれ専

門家を集めて、そのガイドラインに沿つた、各國

の実情に即した具体的な算定をするというふうな

ことになつております。我が国でも専門家の検討

会を設けまして、このガイドラインに沿つた形で

の算定というものをやりまして、それが大綱に公

表したところの数値になつております。

途中で前の部分と数字が変わつているところが

あるのではないかということだったのですが、そ

のガイドラインに沿つて、専門家の意見を聞い

て、具体的な算定方法等についてもう一回チェック

しました結果、若干、特に廃棄物など、推計

で出さなければならぬものもございますので、

そうしたものについてより正確な数字に変えた結

果、ああいう数字になつたものでございます。

○小林(守)委員 詳しくはよくわからないところなんですが、また大変、算定の仕方というんで

いるんですよ。大きくなつてしまふけれども、かなりそれでも、去年の資料では十二億二

千四百万吨なんという数字が出ていました。

そういうことで、確かに科学的に確定された手

うに私は思うのですけれども、昨年九月二十一日

の中央環境審議会環境部会の配付資料の基準年の

排出量は十二億二千三百八十万トン、十二億二千

四百万トンというふうに言えると思うのですが、

今の大綱では五百万吨ふえているわけです

ね。

これは、もう一度説明していただけませんか。

どういう理由でこれが変わったのか、それから、

それに対して改正手続というのですか、今度はこ

ういうふうに変えますというのは、どこが、だれ

が認証するというか、担当者が勝手に変えてしまつていいのかということなんですね。大臣がこれ

は判を押すんですかね、この辺の数字は。どう

なんですか。

○岡澤政府参考人 実際に変わった数字は、具

的にはメタンだと非エネルギー起源の炭酸ガス

とか、要するに算定の難しいものなんですが、そ

れは、国際的なガイドラインが出ておりますけれ

ども、ガイドラインによつて具体的に算定できる

わけではございませんので、そこはガイドライン

の考え方方に沿つて数字を計算していくということになります。

そこを、検討会で専門家の御意見を聞いて逐次

改善を重ねていく、また、データも、すべての

データが捕捉できる形になつておりますので、

例えば、推計の部分をだんだん新たな、現実的な

データで埋めていくということになりますと、今

まで推計でしてたものが、確実な数字が入つて

まいりますので、より精度が上がつてきます。

そういう努力はしております。その結果、今まで推

定の部分の多かつた非エネルギー起源の炭酸ガス

だとかメタンとか、そうしたものについて、より

正確なデータになつたとということございます。

こここの算定については、基本的には各國がその

ガイドラインに沿つて算定するということになつ

ております。ただ、その算定方式あるいはデータ

の算定の仕方について、それが正しいのか、適切

なのかどうかにつきましては他の国の専門家のレ

ビューを受けることになつております。これは京都議定書が発効いたしますとそういう仕組みが動き出すわけでございますけれども、日本がこういう形で算定いたしまして数字を出しますと、それを専門家がレビューして、例えば日本の数字の出し方についてはこういうところについてさらに改善の余地があるというふうな勧告が出る、日本がまたそれを受けてさらに精度の向上のための改善をするというふうな仕組みになつてきております。

○小林(守)委員 いずれにしても、大綱で決定された数値ですから、その変更についてもきちんと国際的な機関の方からの科学的知見に基づく変更だということで変えるときには変えられるんですが、セクションによつて数値が違うようなこ

とのないよう、少なくとも省庁間の共通の基盤

をこれで確立されたというふうに言えると思う

と、国際的な機関の方からの科学的知見に基づく変更だということで変えるときには変えられるん

ですが、セクションによつて数値が違うようなこ

とのないよう、少なくとも省庁間の共通の基盤

をこれで確立されたというふうに言えると思う

と、国際的な機関の方からの科学的知見に基づく変更だところで変えるときには変えられるん

たせる法案として書いたつもりです。

ただ、確かに、科学的知見なり技術的な問題も含めて、どうしても冷媒の分野にしか法的な網をかけることができなかつた部分がありますが、我々はその法案の中でも、建材、断熱材等に対す

る対策とか、さまざまな技術開発の方向性、脱フロン、非フロンの技術開発とか、そういうことも含めて問題提起もさせていただいてあるものなんですが、結果的に見ると、旧大綱の九八年の時点と数値的には変わりないということになつてしまふわけあります。ということになると、何のためにあれをつくつたんだろうということになるわけあります。

そんなことで、非常に私は不満を持った一人なんですが、その説明をお願いしたいと思います。

○岡澤政府参考人 今先生御指摘のとおり、自然体でいえばプラス五%のところをプラス二%まで抑えるというふうにしていて、この理由は何かと云ふことで、それは排出時期との関係がござりますので、どの時期にどのぐらいの量が破壊できるのか、ちょっと今この段階で正確にはつかみ切れないということころがございます。そうしたことから、フロンの排出量予測について、従来の排出量の増加傾向を大幅に削減するというふうになかなか読み切れなかつたというふうなことがございます。

もう一つは、これはある意味で政策的な配慮ということかもしれません、フロン回収・破壊法の制定によりまして、フロンの対策については格段にやりやすくなつたというふうには私ども認識しておりますけれども、一方で、フロン業界は、自主的取り組みでこれまでかなりフロンの対策を進めておりまして、旧大綱の中で見ましてもフロン対策というののはかなり進んできている、ほかのものに比べると進んできている状況があ

る。

そうした進んできた業界に、新たにまた法規制

によつてさらに対策をさせようとしたわけですけれども、この目標値を切り下げていくことになる

と、逆に余り対策をとつてこなかつた業界なり分野なりを甘くするということにもつながりかねないものですから、そのところは、とりあえず今

の段階では先の見通しがはつきり見通せないといふふうな付言もしているわけでございまして、この部分について、さらにフロン回収・破壊法の効果もあり、一層の削減ができるということを期待しております。

ただ、それを今この段階でほかの分野に割り当て、できの悪いところにさらに甘くするということはとらない方がいいのではないかというふうに考へた次第でございます。

○小林(守)委員 何か二つの問題の視点をちょっと指摘したいと思うのですが、ほかの悪い分野というのではござんなのかというところをまずは明らかにします。

○岡澤政府参考人 できの悪い分野というのは、ちょっとそこは、政府内のそういうやりくりがあるのかどうかわかりませんが、何かおかしいなどいうふうに思えてならない。

だから、だめな分野はどこなのかをまず明らかにする必要があります。それから、本当にそのなかで、お答え願いたいと思うんです。

○岡澤政府参考人 できの悪い分野というのは、源の排出量でも、民生部門と運輸部門というのは大幅に増加しておるわけでございまして、そのところに対しても、特にこの温暖化防止対策については、各セクターの間でやはり公平な削減努力

ということを求めていかなければならぬ。

民生は難しいからといって、民生部門について、いや、ほかの産業界でこれは削減させますか

うこと、こっちが頑張っちゃうとあっちが怠けちゃうからやらないという話でしよう。

だから、まずそのときの悪い業界、分野はどこなのかな、ちょっと明らかにしていただきたいといふことと、もう一つは、本当にそうですかといふことをまずお聞きしたい。

例えば、きょうは経産省の方からも出てこられていますが、フロンの自主回収で、業界団体が七割ぐらい削減しますという計画を立てました。冷

媒フロンに限つてですけれども、実際にふたをあけてみたらば、「三%だ、一八%だ」ということでありますよと言つたのが全然だめだたじやないか、だから法律をやらなきやならぬというこ

とが、あのフロン回収・破壊法の実態じやなかつてしまですかね。

だから、この数値は、私は、今のお話の中で、できの悪いところにさらに甘くするというふうなことはとらない方がいいのではないかというふうに思つたんですかね。

やりますよと言つたのが全然だめだたじやないか、だから法律をやらなきやならぬというこ

とが、あのフロン回収・破壊法の実態じやなかつてしまつたんですかね。

だから、この数値は、私は、今のお話の中で、できの悪いところにさらに甘くするというふうなことはとらない方がいいのではないかというふうに思つたんですかね。

だから、だめな分野はどこなのかをまず明らかにする必要があります。それから、本当にそのなかで、お答え願いたいと思うんです。

○岡澤政府参考人 できの悪い分野というのは、

源の排出量でも、民生部門と運輸部門というのは大幅に増加しておるわけでございまして、そのところに対しても、特にこの温暖化防止対策については、各セクターの間でやはり公平な削減努力

ということを求めていかなければならぬ。

民生は難しいからといって、民生部門について、いや、ほかの産業界でこれは削減させますか

こと、こっちが頑張っちゃうとあっちが怠けちゃうからやらないという話でしよう。

だから、まずそのときの悪い業界、分野はどこなのかな、ちょっと明らかにしていただきたいといふことと、もう一つは、本当にそうですかといふことをまずお聞きしたい。

例えば、きょうは経産省の方からも出てこられていますが、フロンの自主回収で、業界団体が七割ぐらい削減しますという計画を立てました。冷

て、冷媒として使用されますHFCの回収・破壊は一層進むと思われますし、私どもとしては、その一層の破壊の徹底につきまして、今後とも引き続き努力してまいりたいと思います。

○増田政府参考人 一九九八年に最初の自主行動計画、自主的なフロンの削減ということにつきましては、これまでの目標値はそのままにさ

して計画ができたわけでございますが、二〇〇〇年の段階で、これを産業構造審議会の中でNGOの方々あるいは専門家の方々も含めましてレビューをいたしますと、自主的な行動計画の達成のおかげで、九五年に対して二〇%を超える削減ということが実現をできているわけでございまして、この点につきましては、やはり行動計画といふものは大変有効であり、かつ大変な努力の結果だというふうに思つております。

ただ一方、先生御指摘のとおり、回収・破壊、カーエアコンあるいは業務用冷凍空調機からの回収ということになりますと、やはり一度社会に広くディストリビュートしたものを回収していくのではなく、カーエアコンで十数%といふふうに思つて、この点につきましては、やはり行動計画といふふうに思つております。

そこで、まず、この目標値を掲げたわけですが、実際には、業務用の冷凍空調ですと、たしか五〇前後だったと思いますが、そのくらいでございますし、カーエアコンで十数%といふふうに思つて、この点につきましては、やはり行動計画といふふうに思つております。

も掲げていたわけでございますけれども、法の制定によってそれがより確実になるという意味で、自主計画とこの法の運用というものを車の両輪として、これからもきちつと進めていきたいというふうに思つておる次第でございます。

○小林(守)委員 いろいろなお話を聞きましたけれども、結果的に、この大綱が「プラス二%」で、旧大纲と変わらない数値というのは、私はどうしても納得できないんですね。

その根拠の一つになるんですが、例えば、今までの結果が「プラス二%」で、旧大纲と変わらない数値というのは、私はどうしても納得できないんですね。

産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止小委員会がパブリックコメントをかけておる資料を見せていただきました。この資料によると、基準年、フロンの場合九五年を基準年にしていい、CO<sub>2</sub>です。四千八百二十万トンから二〇〇〇年には三千五百六十万トンですから、一千二百六十万トン減少しています。九五年から二〇〇〇年の間で減少しているんですよ。これは数値的に直すと一%減少の数値ですね。十二億三千九百万トン、あの基準年の数値からいうと一%なんですね。これだけ減つてきているということを考えるならば、しかも、CO<sub>2</sub>のエネルギー起源の分野、業界団体、経団連などの自主的な取り組みの中でも、これは「プラス・マイナス・ゼロ」くらいに二〇一〇年にはしようということを出していますね。その部分は、エネルギー起源は「マイナス・ゼロ」くらいの数値でしよう。現状と同じように持つている数値で、この審議会の数値から見て、そこには「プラス二%」だという数値はどう見てもおかしいというのは、この審議会の方の資料の中にも、九五年から二〇〇〇年までは「マイナス一%」ぐらいい下がっているんですよ。これを「プラス二%」にしちゃうというのはどうも納得できない。

それからもう一つ、これは環境委員会の方の資料の中にも、これは昨年六月の中環審の地球環境部会目標達成シナリオ小委員会資料、これについ

ても、マイナス一・七%あるいは一・九%、頑張ればマイナス二%までそのシナリオを書くんだと書いたんですよ。かなりこれは、これをちゃんとやつたときの話だというふうなことなんですが、この委員会の資料にちゃんとこれはここまで書かれてるんですよ。中環審の方の目標達成シナリオ小委員会では、マイナス二%を昨年の六月に出しています。そして、現在の産業構造審議会の方では、二〇〇〇年までの資料だけでも、マイナス一%の数値が出てます。同じ業界団体でここだけ一生懸命やつているのに、ほかと公平の問題が出てくるじゃないかという議論からいうならば、じゃ、業界団体、経団連の方は「マイナス・ゼロ」ですよ、エネルギー起源の全体を言うと。

そういうふうに考えるならば、このフロン関係のところが「プラス二%」というのは納得できないということなんですよ。これは両方から説明してもらいたいと思います。

○増田政府参考人 フロンの関係につきましては、先生にぜひ一点、大変特別な事情があるということを御理解賜りたいと思います。

先生御承知のとおり、このフロンの関係につきましては、一九八七年にオゾン層保護を目的にいたしましたモントリオール議定書というのがございまして、我が国はこれを批准し、法律をつくつてその実施を図つておるところでございますが、これを進めてまいりますと、CFCあるいはHCFCというオゾン層の破壊物質というものを条約のスケジュールに従いまして漸次廃止をしていく、減少させていくという義務を負つておるわけになります。

これを進めていくためには、現状これにつきましては、CFCにつきましては既に一九九五年末で生産を全廃した、さらに、冷凍空調機あるいは断熱材等で使われておりますHFCにつきましては、これを条約のスケジュールに従いまして段階的に減らしていくということで、二〇二〇年に向けて全廃のための段取りを一步一步進んでいます、そういう状況でございます。

こういうオゾン層保護のための目的達成のためには、大きな努力が必要になりますと、どうしてもオゾン層破壊物質の代替物質というものが必要になつてしまつて、その代替物質として温暖化の方で挙がつております三物質、特にHFCというものが当たつておるわけでございます。

そういう意味で、九五年から二〇〇〇年に向けて、先生御指摘のとおり、先ほど私の方からもお話しをさせていただきましたように、自主計画の中で大きく二〇%を超える減少をしてきたという事実があるわけでございますけれども、これから今申上げたような形での代替といふことが進みますと、逆に使用が大幅に伸びていかざるを得ないという、まさにフロン特有の事情があるわけでございまして、そういうものを加味いたしますと、申上げたような形での代替といふことが進みますと、逆に使用が大幅に伸びていかざるを得ないという大きな前提条件を置きますと、ふえていくことを御理解賜りたいと思います。

そういう意味で、これを置きますと本来自然体でいきますと「プラス五%」になるところを「プラス二%」まで排出を抑制しようというのだが、今回の大綱の内容になつておるわけでございます。ある意味では約半減をするというのが、今回のトライアル、挑戦をするという内容になつておるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○小林(守)委員 CFCから、HCFCはいずれにしてもHFCの方に転換をしていくという過程にあることは私も理解しているつもりなんですが、問題は、転換はしても結構なんだけれども、も排出することをしなければいけません。

それをさせないようにするのにどうするかということが、私はフロン回収・破壊法の趣旨なんだとおも、排出することをしなければいけません。

これはほかのものについてもやつております。これがほんの一つの推計値でございます。

これはほかのものについてもやつております。そこで、その中で、それをそのままベースにして今回の大綱に、参考にはしておられますけれども、その数字をそのまま持つておられるわけではございません。いろいろな要素を加味しまして、今回、大綱の数値を決めたわけでございます。

特に、今、経産省の方からお話をありましたように、代替フロンの排出量が今後進むということを考慮して数値を「プラス二%」ということにしたわけですねけれども、さらにこれは、冷媒フロンについての回収・破壊を進めるという法律もできました

たし、また、私どもの方で、経産省とも協力しまして、断熱フロンの対策についても今調査中でございまして、できるだけ可能な対応を模索してお

いか、かけようがなかつたというのもあるんですけれども、しかし、こういう断熱材についても、基本的に技術開発をしてくださいとか、いろとやつてみてください、それから、新しい技術ももう出てきてるじゃないかというふうに私は言えると思うんですけども、そういう方向へ進めていく。あるいは、断熱材の発泡剤ですね。それからもう一つは、エアゾールみたいにはあっておりません三物質、特にHFCというものが当たつておるわけでございます。

そういう意味で、九五年から二〇〇〇年に向けて、先生御指摘のとおり、先ほど私の方からもお話しをさせていただきましたように、自主計画の中で大きく二〇%を超える減少をしてきたという事実があるわけでございますけれども、これから今申上げたような形での代替といふことが進みますと、逆に使用が大幅に伸びていかざるを得ないという、まさにフロン特有の事情があるわけでございまして、そういうものを加味いたしますと、申上げたような形での代替といふことが進みますと、逆に使用が大幅に伸びていかざるを得ないという大きな前提条件を置きますと、ふえていくことを御理解賜りたいと思います。

そういう意味で、これを置きますと本来自然体でいきますと「プラス五%」になるところを「プラス二%」まで排出を抑制しようというのだが、今回の大綱の内容になつておるわけでございます。ある意味では約半減をするというのが、今回のトライアル、挑戦をするという内容になつておるというふうに御理解をいただきたいと思います。

それは、HFCに転換したから、その使用が大きくなるから、CO<sub>2</sub>に換算した温暖化の数値もふえちゃうんだと。これは何の対策もやらないことと同じじゃないですか。何のためにフロン回収・破壊法をつくったんだということになりますから、そういう点でも、私は「プラス二%」はおかしいということを言いたいと思います。

○岡澤政府参考人 中環審の数字でマイナス一・七・一・九とかいう数字がございますけれども、これはモデル計算の数字で、ある予測値を置いて計算してみたらこういうところまで可能だというふうな一つの推計値でございます。

これはほかのものについてもやつております。そこで、その中で、それをそのままベースにして今回の大綱に、参考にはしておられますけれども、その数字をそのまま持つておられるわけではございません。いろいろな要素を加味しまして、今回、大綱の数値を決めたわけでございます。

特に、今、経産省の方からお話をありましたように、代替フロンの排出量が今後進むということを考慮して数値を「プラス二%」ということにしたわけですねけれども、さらにこれは、冷媒フロンについての回収・破壊を進めるという法律もできました

たし、また、私どもの方で、経産省とも協力しまして、断熱フロンの対策についても今調査中でございまして、できるだけ可能な対応を模索してお

ります。そうしたものをとることによって、さらにこの部分についての削減は進む、あるいは進められる可能性は期待できるというふうには思つておられます。

ただ、現実問題として、今のところ、断熱プロン対策がどうだとかいうようなところがはつきり見えませんので、今の段階では従来の大綱どおりの数値とさせていただきておりますけれども、この達成計画につきましては、二〇〇四年あるいは二〇〇七年に見直すということになつておりますし、また現実に、今の大綱では、対策の中でも一・六%の穴あき部分がござります。そうしたものをこれから埋めていく作業をしなきゃいけないわけですので、ほかの部分も含めて、いろいろな各分野の対策の進捗状況等を見ながら、おくれているところにはさらに追加的な施策を改正時にするし、進んでいるところはさらに進められるかどうか改めてその場で検討して、数字の直しその他については、様子を見ながら改定時について考えておきたいというふうに思います。

○小林(守)委員 今、非常に重要な問題点とか考え方の指摘があったと思います。マイナス一・六%の穴があるので、そこをどうやって埋めていくかという指摘だったと思いますね。そういうことで、実施計画の中にマイナス一・六%，これは考えてみると、あれ、排出量取引じゃないかというふうに思うんです。枠組みとして大綱の中に位置づけられているのは、しかし、きっとと今の答弁は、非常に筋のある、もつともない考え方だと思うんですよ。

要は、マイナス一・六%というのは枠外にとつておくんだ、枠外の問題だ、補完的な問題だというふうに、国際的には認められているけれども、やはり基本的には、マイナス一・六%は排出量取引で穴埋めをするんじやなくて、基本的なCO<sub>2</sub>のエネルギー起源とか産業、民生部門、運輸部門、そういうところできちんと減らしていくんだといふ、埋め合わせをしていくということを最優先に取り上げていくという問題点の指摘だと思うの

で、私はそれは評価したいと思うんですが、ということになると、第一段階、第二ステップの中で見えませんので、今の段階では従来の大綱どおりの数値とさせていただきておりますけれども、これについて、私もうなづけられども、これについて、私も

言つたように、あるいは審議会で、もう既に経産省の方でも環境省の方でも、審議会の中にはこういう数字を出しているんですよ。

確かにモデル的なものなんだという言い方がされていますけれども、達成不可能なものではないというふうに思つます。それについて、今後の目標達成計画の中で削減していくるというふうに思つますし、マイナス一・六%をまず最初にそこに置いたんじゃなくて、それは穴埋めをしなくちゃならない数字なんだという視点に立つてやつていくなれば、私は、その穴埋めの埋めくさにこのフロン対策というのがあるというふうに思つますが、大臣、その辺いかがですか。

○大木国務大臣 実はまだ正式ではないんですけど、このフロンの問題というのは、私ども温暖化問題をいろいろ議論しているときに、国際的にもフロンの話というのは時々ふわっと出てくるんで。

それから今、国内的には、今局長も申し上げましたとおり、一・六%というのは、それは決めていないからやらないということではなくて、いろいろな形でやっていくということです。それは当然に、フロンの問題にしろその他の問題にしろ、やれるものを順番に実施して、六%というものをあくまでも達成していくということでございますので、今の二年たつたら、五年たつたらレビューするという話もありましたけれども、それはそのときまで何もないということじやございませんので、その前にもやれることは当然にいろいろと検討していくということで、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○小林(守)委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

○奥田委員 日程にありません、突然ですけれども、地球温暖化対策の法案審議、私たちも時間を使つてやつてある中で、定足数も足りませんし、与党側の出席を求めて再開していただきたい

と思います。

○大石委員長 奥田君。

きょうは五十分というお時間をいただきましたけれども、内容的には二時間ぐらいの内容を準備してまいりましたけれども、五十分に圧縮をいたしまして、手際よく議論をさせていただきたいとうふうに思つております。

地球温暖化対策推進法の一部改正ということでありますけれども、まず大臣にお伺いいたしますけれども、本当にこれは六%削減がこの法律の改正によって可能なのか、本気なのか、本当にこれで保証されるのかという部分が、一番最初に申し上げなくてはいけないことあります。

いや、絶対にこれで大丈夫だよということであれば、大臣、そのようにおっしゃっていたただいたいと思いますし、いや、いささかちょっと不安があるんだということであれば、それはそれでおっしゃつていただきたいと思いますし、いかがでしょうか。

○大木国務大臣 私どもとしては、現在のいろいろな意見も根拠といたしまして六%を達成するという計画をつくったわけでございますから、当然六%が達成される、目標数値が達成されるという前提でこれからも仕事を進めてまいりたいと思っておりますし、自信があるかないかとおっしゃれば、自信があるから提出しておるわけでございます。

それでは、そういう形でひとつ委員会を進めていきたいと思いますが、よろしくうございまますか。

それでは次に、質問者樋高剛君。

○樋高委員 自由党の樋高剛でございます。

今、奥田委員からの発言、そして委員長の話ありましたけれども、今、国際問題を議論していくまされたけれども、それは自民党議員に出席を求めるように、委員長から要請をさせていただきます。

それでは、そういう形でひとつ委員会を進めていきたいと思いますが、よろしくうございまますか。

○樋高委員 それでは、根拠をおっしゃってください。

○大木国務大臣 その六%に該当するいろいろな数字というのは、いわゆる大綱の方に各項目をたくさん並べまして数字を出しておる。先ほどもちょっとお話をございましたけれども、必ずしも細かく出さずに、一・六%は具体的なものではないけれども、一・六%として計上しておるというような問題もござりますし、もちろん、例えば産業界において自主的にやつていただきたいこともあります。本当に、こんなたるんでいるんじゃないかということを冒頭申し上げさせていただきたいと思います。

私どもとしては、これも一つしっかりしたその根拠になるというふうに感じております。

○樋高委員 説得力に欠けているのではないでしょか。別に大臣をいじめているわけでは決してございませんで、これを本当に中身のあるものにしたいという思いが強いがゆえに申し上げているわけであります。

大臣は本当に、御見識、そして御経験、私も尊敬を申し上げておりますけれども、だからこそ、今回、これは絶対間違いがあつてはいけない。

今、歴史に残ることを、ことし、この夏に向けてやろう、しかも環境委員会が主体で、環境省が主体でやろうということありますから、その覚悟とそして自信を持つて、そしてなおかつ、説明責任という言葉が今大変言われておりますけれども、國民の方々、市民の方々、庶民の方々がきちんと納得いけるふうな御答弁を私は求めているから、強く厳しく申し上げさせていただいているわけであります。

そもそも、今回、第一ステップ期間ということです、本年二〇〇二年から二〇〇四年までということでありますけれども、私が考えるには、私は今までが第一ステップ期間であったという認識です。なぜならば、この地球温暖化対策の推進法ができるから今までが、既にもう自主的取り組み、もしくは地球温暖化推進大綱もまとめられて、ある意味で取り組みがもうスタートしていたという思いを私は持っておりますので、今までが第一ステップ、そしてことしから私は第二ステップであるというふうに思うわけであります。

そんな中につけて、先般、参考人質疑をいたしました。さまざまな意見がありましたけれども、今大臣からの御答弁にありましたように、自主的取り組みであるということあります。私も参考人の先生方とも議論したんですけども、自主的取り組みによって、CO<sub>2</sub>、温室効果ガス削減

ができるのであればそれにこしたことはないし、むしろ、人様から強制されてやることというのではなく、私はよくないことであるというふうにも思っています。

全体として、私どもは6%を目標にして具体的なその計画をおつくりしたというふうに感じております。

○樋高委員 説得力に欠けているのではないでしょか。別に大臣をいじめているわけでは決してございませんで、これを本当に中身のあるものにしたいという思いが強いがゆえに申し上げているわけであります。

大臣は本当に、御見識、そして御経験、私も尊敬を申し上げておりますけれども、だからこそ、今回、これは絶対間違いがあつてはいけない。

今、歴史に残ることを、ことし、この夏に向けてやろう、しかも環境委員会が主体で、環境省が主

ができるのであればそれにこしたことはないし、むしろ、人様から強制されてやることというのではなく、私はよくないことであるというふうにも思っています。

しかししながら、今回は、今回の法律案の中で現状維持という部分も、やはりその指摘には反論することはなかなか難しいのではないかというふうに考えるわけでありまして、新しい抜本的な取り組みを、今回、法律案、もう現実問題として間に合わないにしても、この秋か、もしくは来年の通常国会に向けて、本当にラスチックな、例えれば環境税、炭素税、もしくは例えば、私はよく申し上げておりますけれども、夏時間制、サマータイム制です。これは環境省の悲願でもあるんですね。また、もしくは中長期的には環境教育なんというのも、私、またこの後議論してまいりますけれども、やはり抜本的な、新しい、今までにやつてこなかつた政策を出してこそ、まさしく環境省が環境問題でリーダーシップをとることになりますのではないかというふうに思うわけであります。

○大木国務大臣 今お話をございましたように、京都議定書のもとになります骨格をつくったのは四年前なんですねけれども、その四年間にいろいろとまた議論があって、だんだんに、どういうことを具体的にやるんだ。まずは、目標を達成するためのいろいろな手段についても細かいところが合意されていなかつたので、COP3以後、COP4、5、6と重なつてまいりまして、ようやく最近できたというわけでありますから、それに対するまた今度の大綱なりこの法律というのも、今までの動きといふのをできるだけとらえておりますけれども、これはやはり一つの現段階での大綱であり、法律であり、また計画であるというふうに御理解いただきたいと思っております。

○樋高委員 夏時間制につきましては、またこの後議論させていただきますけれども、いずれにしても、今、政府は、構造改革をするといってスタートした内閣であります。

構造改革とは何か。それは、仕組み、今までの既成の前例、慣例、システムに一切とらわれず、ゼロベースで、スクランブル・アンド・ビルト、一回全部ゼロ、チャラにして、もう一回つくり直す。仕組みそのものを根っこからつくりかえる。家で申しますれば、今繼ぎはぎだらけで、

よくなお話がございまして、一方では、環境税と

いうようなことで温暖化ガスの排出を抑制する、そういうた抑制的な手法もありますし、経済的手法といいましてもいろいろと、新しいエネルギーの開発とか、あるいはいろいろな温暖化を防ぐための装置の開発というようなものについてはむしろそれを促進するということもありますから、それについてもいろいろと、新しいエネルギー

いえ、ただ税金取るぞというだけでは、なかなかこれはまた御理解もいただけませんから、それがやはり促進の方と抑制の方と両方があると思う

ますけれども、そういうた経済的な措置、あるいは夏時間にしる、いろいろとあると思います。

実は、夏時間につきましては、既に何回も国会でも議論されて、特に参議院の方である程度進んだというふうに私は理解しておりますけれども、

いかがでしょうか。に今の我々のライフスタイルの中はどうやって夏時間というものが導人ができるのか、またいろいろと御議論はいただきたいと思っておりますし、

私どもとしてはというか、私個人としては、夏時間というものは、いろいろ計算しますと、かなり数字的にも効果があるんじゃないかというふうに思つています。ただ、それをやはり国民の方で受け入れていただかないといけないわけでございま

すから、そういった議論は引き続き進めたいと思つております。

○樋高委員 夏時間制につきましては、またこの後議論させていただきますけれども、いずれにしても、今、政府は、構造改革をするといってスタートした内閣であります。

構造改革とは何か。それは、仕組み、今までの既成の前例、慣例、システムに一切とらわれず、ゼロベースで、スクランブル・アンド・ビルト、一回全部ゼロ、チャラにして、もう一回つくり直す。仕組みそのものを根っこからつくりかえる。

確かに先ほどもちょっと経済的な手法という

過ぎた。だから、その家をつくりかえるときに、一回思い切って全部壊して、一部分だけ増改築をするのではなくて、一回壊して、もう一回土台もありますけれども、六%削減義務を達成するためには今回相当な努力をしなくちゃいけない。そのためには、本当に抜本的な、根っこからの新しい政策を取り入れなくちゃいけないというこの認識がまだまだ足りない。

もしかしたら、大臣、副大臣、政務官は、心の中では思つていらっしゃるかもしれませんけれども、さまざまいろいろなしがらみがあり、もしくはいろいろな方々から後ろ向きなことも言われて、なかなかそれも言い出せないし、こういう公の場では言えないかもしれない。でも、それを思って、本当にこの地球温暖化の問題というのは、環境問題全部そうですが、人類が生存していく上に立つて、切つても切り離せないテーマでありますので、ひとつ心を、腹をくくつていてください、それだけ実は物すごく重要な、大臣、前にもちよつと弱腰のことをおつしやつておいでありました。環境省の職員はまだ千人足らずだし、ほのかの役所になりますと、その何十倍の役所がある。それは確かにそうですが、それでも、だからこそ、今頑張りどころなんぢやないかというふうに思うわけでありますし、しっかりとお願ひをしたいと思います。

時間がありませんので進んでまいりますけれども、この第一条、目標達成ということが明記されていません。なぜなのか、私は不思議でならない。目標達成の意思を明確にすべきであると思いますけれども、なぜその目標のところにきちっとしたマイナス6%削減という目標を達成するんだといふことが文言としてうたわれていないのか。いかがでしょうか。

○大木国務大臣 この法案、あくまで京都議定書

というものを前提にしてつくられたものでございまして、要するに京都議定書のいろいろな約束を実施するための法律だということでござりますから、それはやはり、別に6%をどうのということじゃなくて、京都議定書に含まれているいろいろな目的というのを達成するための法律だということではないかと思つております。

○樋高委員 法律は、一番最初の条文から読んでまいりますけれども、その目標のところで、一番最初の、第一条の「目的」のところで、目標達成という文言が入っていないこと自体、私はどうも理解に苦しむわけでありまして、今の大臣の答弁では、京都議定書で決められたことをみんなで努力してやっていくからいいんだ、そういうふわっとした話でありましたけれども、こういう条文、これはたまたま第一条でありますけれども、こういうところに今の政府の気持ちが入っているんじゃないかな。つまり、ある意味で中途半端である、もつと思い切つて、こういうところにつきないかと私は思うわけであります。

政務官に次の問題、大臣、答弁したいかもしれませんけれども、時間ありませんので、その機会はまた次回もありますので、次の質問に入りたいと思いますが、排出量の把握について、政務官、伺います。

事業者からの温室効果ガスの排出量の把握、公表を義務づける制度をなぜ盛り込まなかつたのか。基本的な質問でありますけれども、そもそも、把握をしてオープンにする公表なくしてどのように排出削減を行っていくおつもりなのか。いかがでしょうか。

○奥谷大臣政務官 これは、基本方針として、経済界の自主的な創意工夫を生かして、同時に我が国の経済活性化にもつながる環境と経済の両立といふ、これが基本方針としてございます。このようないい観点から、排出量の把握、公表の義務づけにつきましては、第一ステップの施策としては行うことには予定をしておりません。みずからの排出の

状況に関する情報は自主的に公表することを推奨することといたしております。

しかしながら、近年、多くの企業が自主的に排出量を公表する動きが進みつつあります。省としても、把握、公表のための手法の開発や関係情報の提供等を通じてこれらを支援してまいりたい、このように考えております。

○樋高委員 政務官、それでいいと思いますか。要するに、これも別に政務官をいじめているわけじゃなくて政策的議論ですからひとつ御理解いただきたいんですが、最初に、ではみんなで削減しましようよ、自主的取り組みましょう、私も百歩譲つて、ではそれでいいですよとなつたとします。しかしながら、最初に今現在どの程度排出しているかをオープンにしないで、どうして削減したということが言えるんでしようか。要するに、先に公表をして、それで自分のところではこれだけ年間でCO<sub>2</sub>、温室効果ガス排出していくよ、先にそれを把握しないで、どうして削減するということを外に向かつて言えるんでしようか。政務官、いかがですか。

○奥谷大臣政務官 これは、経済と環境の両立という観点は、いわゆる環境問題というものの自体がこの三十、四十年ぐらいから始まりまして、それまではもう経済を成長させるということが人類社会の目標だったわけですので、それを世界的な規模で大きくこれから方向転換をしようと、歯止めをしていくこう、そのような大問題の中で、まずは経済と環境の両立という、その辺からステップ・バイ・ステップで始めようと、そこでございますので、そのような理想論はあります。ですが、現実的な問題と照らし合わせたときに、まず今回のこのような形が現実的な処置かな、そのような感想を持つております。

○樋高委員 政務官の気持ちもすこくわかるんです。よくわかりますが、やはり今これだけ世界が激動する中で、そしてこういう大きなテーマについて、国民総力を挙げて、各界各層の総力を挙げてと政府は言つているわけですから、一方で

しかし、それは公表もしくてもいいし、自主的に取り組みだしということであつて、本当にできるのかと心配なわけであります。

これは何で政務官と議論させていただいているんです。これは、やはり自分たちの若い世代に将来降りかかる問題だから申し上げているわけでありまして、どうかひとつ腹をくくつて答弁を步譲つて、ではそれでいいですよとなつたとします。しかしながら、最初に今現在どの程度排出しているかをオーブンにしないで、どうして削減したということが言えるんでしようか。要するに、先に公表をして、それで自分のところではこれだけ年間でCO<sub>2</sub>、温室効果ガス排出していくよ、先にそれを把握しないで、どうして削減するか、今まで何でその評価とか把握をするやり方、方法が開発をそもそもされてこなつたということが私は疑問でならない。具体的な理由と、政務官、いかがですか。

○奥谷大臣政務官 これまで、把握と評価の手法というものは、事業者みずからが排出量を簡易に把握しまして取り組み状況を自己チェックできるマニュアルの作成等に努めてきたところであります。海外でもいろいろな手法がありまして、そういったものもしっかりと踏まえまして、さらなる改善を図つていただきたいと思っております。

また、今年度より、事業者や国民がみずから温室効果ガス排出量を把握、評価するためのガイドラインの策定に着手する予定でございます。○樋高委員 しっかりとお願いをいたしたいと思います。

統きましたて、大臣にお伺いをいたします。京都議定書目標達成計画につきましてであります。

その中で、今回新しくことしに入つてからまた改定されました地球温暖化対策推進大綱、新大綱の法律に基づく京都議定書目標達成計画

加、国民参加、要するに、ただ単なるパブリックコメントをやつているからいいんだよということではなくて、本当に原案の策定段階から各界各層の方々がその会議に参加をして合意形成を目指していく、目標達成計画についてはそのことが外せないんじゃないかな。

それはなぜならば、先ほど政務官とも議論いたしましたけれども、自主的取り組みが今回の原案の政府案では主体となつてあるからなんです。やはり自分とは関係ないところで決められてそれを守れと言われたら、それは上から押しつけになつてしまふ。しかし、最初から自分が意見を言つてしまふ。そこで、自分もその会議に参加をして決められたことだからやろうよということになつてくるわけですね。

だからこそ私は、市民参加、絶対外せないことだと思いますけれども、いかがお考えですか。

○大木国務大臣 できるだけ国民各層、国民といいましてもいろいろあるわけでございまして、私ども実際に環境問題を実施していく場合には、例えば地方公共団体、都道府県もありますし市町村もありますし、それからNGOもありますし、また一般国民もあるということをご存じますから、今後のいろいろな計画の作成につきましては、そういう方々とできるだけ密接に意見を交換しながら進めたいと思っております。

それではどういうふうに国民の声を聞くんだと、ということについては、まだ具体的な計画は正直申し上げましてできていません。できていませんけれども、これはきちっとつぶつぱまいりますので、これはだんだんに、これからこの法律を通していただきましたら、その実施の過程をおきまして、いろいろなところと、今申し上げましたようないろいろなレベルでの話し合いというのを進めてまいりたいと思つております。

○樋高委員 例えれば御家庭の主婦の方々とか、企業経営なさつている方々とか、学校の先生とか、地域の指導者、リーダーの方々とか、本当にやはり多くの方々の意見を吸い上げれば吸い上げるほど中身は伴つてくる。実効性が上がつてくる。こ

こはしかし絶対外せないポイントだと私は思いますが、しっかりと具体的に、できる限りというのではなくて、最初から目標を定めて、例えば、少なくとも千人の意見は聞くんだ、それはしかもパブリックコメントのようなインターネットだけではなくて、直接地方も含めて議論をいただくんだとか、もしくは一万人の意見の積み上げによつて今回の地球温暖化対策の計画を練つたんだとむしろ環境省が堂々と、だからみんなで頑張るうじやないかというふうに意識を喚起するよう、そのために市民参加は欠かせないと私は思ひますので、しっかりとお願いをいたしたいと思います。

それと同時に、市町村、地方公共団体での話でありますけれども、目標達成計画を勘案して、施策を総合的、計画的に実施することになるといふうに思いますが、では、いざ実際始まつて、その進捗状況を国として、環境省としてどのように報告をいただき、もしくはどのように各市町村、地方公共団体の進捗状況を集約し、また、それをどのぐらいの期間、例えば一年ごとなのか半年ごとなのか、取りまとめ、また連携を図つていくつもりなのか、方針をお話しいただきたいと思います。

○大木国務大臣 先ほど申し上げましたように、いろいろなレベルでの地方の声を聞くということについて、先ほど、まだできておりませんと申し上げましたけれども、正直言つて、まだその細目についてはできておりませんので、これは、法律を通じていただきまして、これからまたそれぞれの、例えば地方公共団体につきましては地方公共団体についてのまことにいろいろな目標をおつくりになるわけですから、それについて双方から、私も私どもの方に報告をしていだくといふうに思つております。

そのためのまことに方策というか、形と

すので、しっかりと具体的に、できる限りというのではなくて、最初から目標を定めて、例えば、少なくとも千人の意見は聞くんだ、それはしかもパブリックコメントのようなインターネットだけではなくて、直接地方も含めて議論をいただくんだとか、もしくは一万人の意見の積み上げによつて今回の地球温暖化対策の計画を練つたんだとむしろ環境省が堂々と、だからみんなで頑張るうじやないかというふうに意識を喚起するよう、そのために市民参加は欠かせないと私は思ひますので、しっかりとお願いをいたしたいと思います。

○橋高委員 大臣、私が申し上げたのは前回の質問と違つております。前回の質問は、計画をつくるときに広く一般の国民の方々の意見を集約してください、今質問させていただきましたのは、地方の公共団体、つまり例えば横浜市とか何々町とか何々村とか、そこと国の連携をどういうふうに行つていくんですか。

つまり、国、環境省だけで日本全国の排出削減の状況は把握できないわけです。だから地方の公共団体にお願いをいたします、連携をいたしまず、では、その連携を、どういうふうに進捗状況の報告をいただいて、国として、最終的に合計するわけですから、そういう連携をいかに緊密に図つていくことが重要かということを申し上げたのですけれども、その方針、具体的なインバーバルとかやり方についてお伺いしたいということです。いかがですか。

○大木国務大臣 今の御質問に直接答えになるかどうかがわかりますけれども、私が今考えておりますのは、議定書の目標達成計画の評価、見直しというのをだんだんにやつていかななければいけぬわけですから、その場合の地方公共団体の施策につきましても、地方公共団体の施策による対策の導入量というようなことで、それを分析いたしまして、その進捗状況を把握する。本部長そして副本部長、どの大臣を充てるといふことは書かれてありますけれども、私は、この環境問題、今までもう何十回と議論する中で本当に痛感いたしますのは、やはり環境教育、環境をよくするのも悪くするのも人である。経済をよくなりするのも悪くするのも人である。治安をよくするのも悪くするのも人である。やはり教育に問題があるのも悪くするのも人である。やはり環境教育ももちろん重要だ。だから、学校での環境教育ももちろん重要でありますけれども、学校教育以外の部分で

要するに、どういうふうに進捗しているかといふその評価、現実に動いているかどうかということを考えなければいかぬわけですから、そのためには、地方公共団体と具体的に、ただ意見といふことではなくて、どういうふうに現実に動いていますかということについての情報交換、意見交換ということを進めています。そういう考え方であります。

○橋高委員 その情報交換、意見交換、状況の集約、それは当たり前の話でありまして、そうではなくて、では具体的にこれから削減が始まっていますかと、例えはインバーバルはどのくらいというときに、例えばインバーバルはどのくらいで集約するのか、一年ごとなのか半年ごとなのか、具体的にそういうことをお伺いしたいのであります。いかがですか。

○大木国務大臣 そういうことで、私、先ほどは、細かい点についてはまだできておりませんと申し上げましたけれども、そういつたような、例示的におっしゃいましただけれども、例えはインバーバルをどうするんだということについては、当然に、各地方公共団体と政府のやることが一体性がなければいかぬわけでござりますから、そういうものにつきましては、隨時決めてあります。いかがですか。

○橋高委員 次に進みます。

○大木国務大臣 地球温暖化対策推進本部につきましてであります。本部長そして副本部長、どの大臣を充てるといふことは書かれてありますけれども、私は、この環境問題、今までもう何十回と議論する中で本当に痛感いたしますのは、やはり環境教育、環境をよくなりするのも悪くするのも人である。経済をよくなりするのも悪くするのも人である。治安をよくするのも悪くするのも人である。やはり教育に問題があるのも悪くするのも人である。やはり環境教育ももちろん重要だ。だから、学校での環境教育ももちろん重要でありますけれども、学校教育以外の部分で

も、環境について教育をする場を少しでも多く持つていくことが重要である。

特に、この地球温暖化の問題は目に見えないものである。ことし、桜がちょっと早く咲いて散つた、そのぐらいはわかります。あとは例えば、私はともと小沢一郎党首の秘書でありますから、岩手県に、東北の方に住み込んでずっといろいろ勉強をしてまいつたのでありますけれども、地域の方々に聞きますと、雪が積もる高さもどんどん減つていったよ、ここ三十年ぐらいでがらつと変わつたよという話を聞くわけですから、なかなか目に見えないので実感がない。そこが一番

問題であります。そのためにはやはり環境教育、この重要性をかんがみたときに、副本部長に文部科学大臣も入れるべきであると私は考えますけれども、いかがお考えですか。

○大木国務大臣 まず最初に申し上げますけれども、副本部長ではございませんけれども、閣僚は全部、この推進本部のメンバーにはなつておるわけでございます。それでは、その中でだれが副本部長になるかというようなことで、現在は、官房長官は取りまとめの立場から、また環境大臣、それから経済産業大臣が、経済関係もありますので副本部長になつています。

今おっしゃつたように、それぞれの大臣がいろいろな意味で環境問題についてその所管事項がありますし、入つていただいて活躍していただこうとは結構ですが、そうやって並べてきますと、実を言うと全部入つてしまふんですね。例えば、地方公共団体との関係ということになれば、恐らく総務大臣あたりが入つてこられますでしょうし、また、いろいろと最近は、森林の問題が出てくると農水大臣というようなことになるものですから、これは、とりあえず今のような三人が副本部長ということで、あとの方々にも、隨時またひとつ本部員としては積極的に参加していただく。

常に副本部員としては全部、一人残らずに閣僚が入つておりますので、また、具体的に個別の問題を議論していただくときには、あるいは必要に応

じては、またそういった会合を開けばいいわけですが、ありますので、とりあえずは、これはひとつ副本部長は三人ということにさせていただいております。

○権高委員 私は、文部科学大臣を副本部長にしてもいいのじゃないかと、役職上のこととも言いましたけれども、それよりも、中身の部分で言つているわけです。そのぐらい環境教育が大切ですよいことを言いたいわけあります。

次に進んでまいります。

この第一ステップの、先ほどちょっとと政務官とも議論いたしました自主的取り組みについてあります。大臣に伺います。

第一ステップの自主的取り組みは、結局、成果が上がるのかということで、私は、先ほど来申し上げましたとおり、懸念をいたしておりますけれども、並大抵の努力では達成できない、これはもう政府案の中でもいろいろな説明の、レジュメの中にも書いてあります。

もし成績が上がらなかつたときには取り返しのつかないことになつてしまふ。だから、この第一ステップで効果が上がらなかつた場合、最悪の事態の想定をして、第二ステップではどのような施策をイメージするのか、やはり具体的にもう考えていかなくちゃいけない。

例えば、第一ステップで予定どおり、考えたどおりの削減効果が上がつてきた、だからこのまま続ければいいやというのであれば、別に何も施す必要はないわけなんですねけれども、やはり結局成績が上がらなかつたよというときに、その時点を考えることももちろん重要ですけれども、前もつて、つまりステップ・バイ・ステップの考え方からいきますと、二〇〇五年ですから、つまり三年後からはもう次のステップに入つていくわけになりますので、そのときの第二ステップでの施策はどういうイメージでいらっしゃるか、具体的に伺いたいと思います。

○大木国務大臣 第一ステップといつても、どこを第一ステップかというと、今の二年たつたら見

直すよということでは、そこから後が第一ステップということかもしませんが、私どもとしては、今のところ、この京都議定書、とりあえずその第一期間として二〇一二年までに6%の目標を、数字を達成しようと言つてはいるわけですか、それを対象としてます。しかし、その進行状況については二年後あるいは五年後に見直すということでござりますので、基本的に二二年までのことについて今この大綱をつくっているわけですけれども、それでももちろん全く手直しないというのじやございません。まさしく見直したこと言つてはいるわけですから、それはだんだんに強化をしていく。

ただ、その目標が達成できなかつたらということなんですが、目標達成というのは、とりあえずは二〇〇八年から二二年が一応その評価の時期ですから、その時期までに目標達成の状況がだんだんにわかってくると思います。ですから、達成できるできないということを言つてはいるわけですから、それはだんだんに埋めていかなきやいかぬわけですか、それいろいろな状況を見ながら考えていく

ということを言つてはいるわけですから、それはだんだんに強化をしていく。

ただ、その目標が達成できなかつたらということなんですが、目標達成というのは、とりあえずは二〇〇八年から二二年が一応その評価の時期ですから、その時期までに目標達成の状況がだんだんにわかってくると思います。ですから、達成できるできないということではなくて、日本の政府としましては、とりあえずはやはり現在やつておることについて二年後、五年後に見直しをしようと、こう言つてはいるわけですから、今やつてはいることを全部やり直しということではなくて、今大綱で言つておりますことは、それを着実に進めていくということになります。

しかし、それにもかかわらず、物によつては、これは見通しよりもよくできてしまつたとか、やはりうまくいかなかつたとか、いろいろ出てくるわけですから、そういうものを全部総合して、言いつつそのことをどうということになりますと、いや、なかつたらどうということになりますと、いや、できるというつもりでやつておるわけでありますから、あれです。

○権高委員 私が申し上げておりますのは、環境省さんの説明によりますと、第一ステップは二〇〇二年から二〇〇四年、第二ステップが二〇〇五年から二〇〇七年、第三ステップが二〇〇八年から二〇〇九年、第四ステップが二〇〇九年から二〇一二年の約束期間ですよということなんですね。つまり、この第三ステップ、議定書で申し合わせしております二〇〇八年から二〇一二年までのアベレージがマイナス6%でなくちゃいけないということは、週及いたしまして、この第一ステップの二〇〇二年から二〇〇四年、そして二〇〇五年から二〇〇七年の第二ステップ、これは環境省さんがおつしやつてはいる話ですから、その時点で削減をしていくというグラフができるくらいわざですね。大体このぐらいの角度だと大丈夫、約束期間には削減できるよだけれどもこの角度だけですね。

ただ、先ほどからもお話をございました、将来に向かつていろいろな勉強をしておけ、これはよくわかるのですね。だから、経済的な手法を今から勉強しておけ、これは私もよくわかります。ですから、そういうものにつきましては勉強はい

たしますけれども、今のところは、具体的な目標というのは、大綱に盛つてある数字をとにかく達成するということあります。

それから、先ほどの、ほかの議員のお話にもございましたけれども、6%の計画をつくつていて

さいましたけれども、6%の計画をつくつていて、それが、言つなれば、まだ一種の空白になつてますけれども、言つなれば、まだ一種の空白になつてます。そこで、二〇〇四年になつたら、どうするかと云つてはいるところがあるわけですね、まだここは書いていないという意味での空白は。そういうところはだんだんに埋めていかなきやいかぬわけですか、それから、いろいろな状況を見ながら考えていく

ということございまして、そういうふうに、でさなかつたからその次のということは、やはりせつかく国際条約をつくつて、やろうと言つてはいるわけですから、これはもう随時というか、毎日その状況を見ながらその次のことは考えますけれども、できなかつたからその次のことをといふ意味での対策をここで明示しろと言われますと、ちょっとそれは今の状況ではお示しにくい、こ

ういうことになると思ひます。

○権高委員 私が申し上げておりますのは、環境省さんの説明によりますと、第一ステップは二〇〇二年から二〇〇四年、第二ステップが二〇〇五年から二〇〇七年、第三ステップが二〇〇八年から二〇〇九年、第四ステップが二〇〇九年から二〇一二年の約束期間ですよということなんですね。つまり、この第三ステップ、議定書で申し合わせしております二〇〇八年から二〇一二年までのアベレージがマイナス6%でなくちゃいけないということは、週及いたしまして、この第一ステップの二〇〇二年から二〇〇四年、そして二〇〇五年から二〇〇七年の第二ステップ、これは環境省さんがおつしやつてはいる話ですから、その時点で削減をしていくというグラフができるくらいわざですね。大体このぐらいの角度だと大丈夫、約束期間には削減できるよだけれどもこの角度だけですね。

ただ、先ほどからもお話をございました、将来に向かつていろいろな勉強をしておけ、これはよくわかるのですね。だから、経済的な手法を今から勉強しておけ、これは私もよくわかります。ですから、そういうものにつきましては勉強はい

出しても、ちゃんと国際的な約束が守れるようになります。しかし、そのことは、大綱に盛つてある数字をとにかく達成できないということが予測されますが、もし仮に二〇〇五年の第二ステップのこと、二〇〇五年から二〇〇七年までの、事前の準備の段階の話を私はしているわけであります。

二〇一〇年には達成できないということが予測されることが、もし仮に二〇〇五年の第二ステップの始まつたときにわかつたときにどうするかと云つてはいるところがあるわけですね、まだここは書いていないといふ意味での空白は。そういうところはだんだんに埋めていかなきやいかぬわけですか、それから、先ほどの、ほかの議員のお話にもございましたけれども、6%の計画をつくつていて、

さいましたけれども、6%の計画をつくつていて、

それが、言つなれば、まだ一種の空白になつてます。そこで、二〇〇四年になつたら、どうするかと云つてはいるところがあるわけですね、まだここは書いていないといふ意味での空白は。そういうところはだんだんに埋めていかなきやいかぬわけですか、それから、いろいろな状況を見ながら考えていく

ということございまして、そういうふうに、でさなかつたからその次の

ということは、やはりせつかく国際条約をつくつて、やろうと言つてはいるわけですから、これはもう随時というか、毎日

その状況を見ながらその次のことは考えますけれども、できなかつたからその次のことをといふ意味での対策をここで明示しろと言われますと、

ちょっとそれは今の状況ではお示しにくい、こ

ういうことになると思ひます。

○権高委員 私が申し上げておりますのは、環境

省さんの説明によりますと、第一ステップは二〇〇二年から二〇〇四年、第二ステップが二〇〇五年から二〇〇七年、第三ステップが二〇〇八年から二〇〇九年、第四ステップが二〇〇九年から二〇一二年の約束期間ですよということなんですね。つまり、この第三ステップ、議定書で申し合わせしております二〇〇八年から二〇一二年までのアベレージがマイナス6%でなくちゃいけないということは、週及いたしまして、この第一ステップの二〇〇二年から二〇〇四年、そして二〇〇五年から二〇〇七年の第二ステップ、これは環境省さんがおつしやつてはいる話ですから、その時点で削減をしていくというグラフができるくらいわざですね。大体このぐらいの角度だと大丈夫、約束期間には削減できるよだけれどもこの角度だけですね。

ただ、先ほどからもお話をございました、将来に向かつていろいろな勉強をしておけ、これはよくわかるのですね。だから、経済的な手法を今から勉強しておけ、これは私もよくわかります。ですから、そういうものにつきましては勉強はい

出しても、ちゃんと国際的な約束が守れるようになります。

しかし、そのことは、大綱に盛つてある数字を

とにかく達成できないということが予測されますが、もし仮に二〇〇五年の第二ステップのこと、二〇〇五年から二〇〇七年までの、事前の準備の段階の話を私はしているわけであります。

二〇一〇年には達成できないということが予測

されることが、もし仮に二〇〇五年の第二ステッ

プの始まつたときにわかつたときにどうするかと

云つてはいるところがあるわけですね、まだここは書いて

いないといふ意味での空白は。そういうところはだんだんに埋めていかなきやいかぬわけですか、それから、先ほどの、ほかの議員のお話にもございましたけれども、6%の計画をつくつていて、

それが、言つなれば、まだ一種の空白になつて

ます。そこで、二〇〇四年になつたら、どうするかと云つてはいるところがあるわけですね、まだここは書いて

いないといふ意味での空白は。そういうところはだんだんに埋めていかなきやいかぬわけですか、それから、いろいろな状況を見ながら考えていく

ということございまして、そういうふうに、でさなかつたからその次の

ということは、やはりせつかく国際条約をつくつて、やろうと言つてはいるわけですから、これはもう随時

その状況を見ながらその次のことは考えます

けれども、できなかつたからその次のことをといふ意味での対策をここで明示しろと言われますと、

ちょっとそれは今の状況ではお示しにくい、こ

ういうことになると思ひます。

○権高委員 私が申し上げておりますのは、環境

省さんの説明によりますと、第一ステップは二〇〇二年から二〇〇四年、第二ステップが二〇〇五年から二〇〇七年、第三ステップが二〇〇八年から二〇〇九年、第四ステップが二〇〇九年から二〇一二年の約束期間ですよということなんですね。つまり、この第三ステップ、議定書で申し合わせまして、だから、第一ステップの期間で達成できたかできないかをきちんと把握して、第二ステップ、つまり約束期間が始まる前の段階、事前の段階で、慌てても、ちょっと強引の施策を

ありますけれども、まず魄より始めろ。國もしくは地方の市役所、町役場、村役場、そこにはビル

があつてCO<sub>2</sub>をどんどん排出しているわけであ

ります。環境省さんは一生懸命取り組んでいるの

もわかりますけれども、役所によつては全然無関

心な方もおいでですし、先日の参考の方々から意見を伺いましたところ、企業の中でもセクションによって全然環境に対する取り組みが違う、ペーパーレスを一生懸命目指しているセクションもあれば、全然そうでないセクションもあるよ、そんな話でありましたけれども、やはり国の率先実行、政府の率先実行というのが欠かせない。

やはり、自分が一生懸命やるから、おまえらもついてこいよ。おまえらと言つたら怒られちゃうかもせんけれども、企業の方々、市民の方々、庶民の方々、国民の皆様方が、おつ、では国はそこまで頑張つてはいるのか、本当にあの役所に行つても、いつも電気が消えていて大変だけれども、トイレを出るときには必ず電気を消さないといえり怒られるけれども、でもそこまでやつてゐるんだつたら、我が家でも家の電気をなるべく消そうじやないかといふになつてくるものだと思うんですね。やはり信頼関係が重要である。

そんな中につけて、やはり私はこの法律案を見ますときに、国の、もしくは地方公共団体の取り組みをもつと強くしてもらいたいんじゃないか。強くするというか、もう少しきちつと計画を立て、それをきちっとオープンにして、そしてその成果を皆様方にお知らせする、そしてみずから見本を見せるということが、もつともとこの法案の中に盛り込まれるべきといふに私は痛感しました。けれども、大臣、いかがお考えになりますか。

(奥田委員長代理退席、委員長着席)  
○大木國務大臣 まず隗より始めるということです、どこまで法案にみずからことを書くかというのもあれですが、この法案には細かく書いてございませんけれども、最近は、公用車は全部低公害車に切りかえる、これはたしかもう三年で完成いたします。それからもつとクリーン調達を拡充しろといふことで具体的にやつておりますから、ほつほつと言うと言葉が悪いんですけど

れども、これから着実にまたひとつそういうものを広げてまいりたいと思っております。

それから、企業の方、最近は企業も、少なくとも大きな企業ですと、全部環境担当重役というのを、常務とか専務とか、相当高いレベルで置かれまして、本当に熱心に取り組んでおられますので、そういう機運というのは非常に着実にといふ急速に進んでおると私は思っていますので、そういった方々とも協力し、それから地方公共団体につきましても、最近も私、随分いろいろな知事さんや何かの御訪問を受けておるんすけれども、それぞれに自分のところの地域の特色も生かしながら、いろいろな環境問題について取り組んでおられるということでござりますので、決して非常にみんな国民党が冷淡だといふうに私は思つておません。むしろ非常に最近は勇気づけられておりまますので、まず政府がやれということについては、もちろんそのとおりでござりますので、具体的にまた詰めてまいりますけれども、地方におきましても、あるいは民間におきましても、むしろそういう機運が非常に着実に進んでおるというふうに私は受け取つております。

○樋高委員 やはり自分が一生懸命頑張るからということをお示しすることは、私、物すごく重要なことだと思いますので、ひとつしっかりとお願いをいたしたいと思います。  
例え、国会周辺でも、アイドリングストップについて書いてありますけれども、本当にみんなアイドリングストップしているのかなと本当に疑問でならないわけでありますけれども、それ、ポスターとかあいう看板を掲げているだけではなくて、本当に実効性が上がるにはどうしたらいかといふ中身の部分について、いるだけではありますけれども、本当に強いてあります。いうのが、私たちの本当に強い要望であります。

そして、統計データ、排出削減統計データの集積についてちょっと伺いたいと思います。  
各省間の共有を行ひ、つまり、CO<sub>2</sub>排出削減どの程度できましたかということをそれぞれ集計

し、そして公表の迅速化の必要性についてどういふうに考へているのか。要するに、今現在、まとめるのに一年から二年かかるんですよ。一年から二年、仮に長く考えて、これだけ削減しましたよと、いうことが、結果がわかるのが二年後だつたら、もう遅過ぎるんですね。

今のシステム、今の状況、今のやり方では、一年から二年もかかるということでは、とてもどてかかわる各種情報を迅速に収集、解析するシステムの整備、確立、これが必要であると思いませんけれども、いかがお考えになりますか。

○大木國務大臣 いろいろなデータが何でこんなに私は受け取つております。

○樋高委員 やはり自分が一生懸命頑張るからと

いうことをお示しすることは、私、物すごく重要なことだと思いますので、ひとつしっかりとお願いをいたしたいと思います。  
例え、国会周辺でも、アイドリングストップについて書いてありますけれども、本当にみんなアイドリングストップしているのかなと本当に疑問でならないわけでありますけれども、それ、ポスターとかあいう看板を掲げているだけではありますけれども、本当に強いてあります。いうのが、私たちの本当に強い要望であります。

そして、統計データ、排出削減統計データの集積についてちょっと伺いたいと思います。

各省間の共有を行ひ、つまり、CO<sub>2</sub>排出削減

どの程度できましたかということをそれぞれ集計

して、これまで公表してくれる企業もあれば、そうでない企業もあつたり、地方自治体によつても、例えば首長さんの意思によつて全然判断が違つたり、どこまでオーブンにするかというのもなかなか把握しきれなかつたのを、環境省が全部取りまとめをしなくていい、責任を持つてやらなくちやいけないということですけれども、これは具体的に大臣、どのぐらいまで、それならば、今約束はできないということであるならば、では、今現実問題、取りまとめるのに一年半かかっておきます。どのぐらいの期間以内でまとめるのが適切であるというふうにお考えになりますか。

○大木國務大臣 それはできるだけ早くというところは、資料とか統計を持つてこいと言う、余り

中途のものを持ってきちゃいかぬというようなことで、非常に完璧なものを持つてこようとする

と、これは非常に時間がかかるわけですけれども、やはり目的に応じまして、ある程度中間的な数字でも、大体の幅があるものを持つてこいと

辺の具体的な問題に応じて、やはりできるだけ資料といふものは早く、それで、間に合つて、それが使えないや意味ないわけです。もう何年も前のやつで、資料がただあるというだけじゃ、山積みになつてゐるだけになりますから。

だからその辺は、一年半をそれじやおまえどれだけ短くするかと言われるところよつと困るんですけれども、そういうことで、少なくとも目的別に、資料はできるだけ早く、そしてまた、仮に最終的なものが出てなくとも、中間的なものを出して

けれども、それが役立つものであれば、そういうことを含めて頑張りたいと思つております。

○樋高委員 大臣、お答えになつております。

別に具体的に約束してくれと言つてゐるわけではありません。

そうですね。そうではなくて、どのくらいの期間で情報を集めるのが望ましいと思いまますかと

言つてゐるだけの話でありまして、速報値みたい

な値でもいいと思うんですね。そんなきつちり、本当に一の位、十の位、本当に小さい数字まで集約するのではなくて、要はスピードイーに行政も対応しなくちゃいけないよ、ちょっと緩慢なんじゃないですかということを申し上げたいわけであります。

最後の質問をいたします。最後に、防止活動推進員について、いわゆる強化のための措置についてあります。

国で約千四百名しか委嘱されていません。日本人口約一億三千万人のうちたったの千四百人しか今防止活動推進員がない。全国市町村三千三百でござりますから、頭数でいきますと二つの市町村で約一人という形であります。少な過ぎるのではないか。将来的には何人くらいの規模、いつまでに目指される御予定でしようか。

○大木国務大臣 これはまず、都道府県とそれからまたそれぞれの各市町村で頑張っていただきわけでありますけれども、まだ都道府県で委嘱が終わっていないところがあるんですね。終わってどういうか、行われていないところもあります。

○大木国務大臣 これはまず、都道府県とそれからまたそれぞれの各市町村で頑張っていただきわけでありますけれども、まだ都道府県で委嘱が終わっていないところがあるんですね。終わってどういうか、行われていないところもあります。

私は、せんだつての本会議で質問をさせていただきましたときの大臣の御答弁、これを中心にきょうはお伺いをしてまいりたいというふうに思っております。

そこで、まず、日本首脳会談で、小泉首相が地球温暖化防止問題での米国の提案を建設的な提案と支援したことを見ました。この米国の提案は、既に来日した米国務省の上級交渉官が、総量削減の京都議定書の方式で計算をするところ、これはもう十年後の温室効果ガス排出量は九年に比べて三五・五%増、こういったことになると、このことを明らかにした代物であります。

E.U.の公式見解の声明でも、排出絶対量の増加を許し、気候変動に効果的に取り組む上で不十分だと指摘をしておりますし、京都議定書の削減義務との乖離がはつきりしているわけですから、評価するというような態度は改めて、英国のように米国提案に抗議をして、京都議定書に立ち返るよう米国に働きかけることこそ必要であろう、このように私は思っております。

そこで、大臣に伺ったところ、内容については百点であると言っているわけではない、御答弁、そうでしたね。そして、百点ではないんだ、その場合に罰則を受けるということに関して、「法的拘束力」をもたせてはいけない。罰則とともに、温室効果ガス削減の目標値が達成できなかつたときに罰則を受けるということになります。

○藤木委員 日本共産党の藤木洋子でございます。私は、やはり日標はあつてもいい。実現できなくともいいんですよ。一生懸命努力して、いや、実現するのではなくて、要はスピーディーに行政は全国で一万人ぐらい、予算的な措置も必要であります。

○大木国務大臣 これはまず、都道府県とそれからまたそれぞれの各市町村で頑張っていただきわけでありますけれども、まだ都道府県で委嘱が終わっていないところがあるんですね。終わってどういうか、行われていないところもあります。

○大木国務大臣 私も、今おつしやいました日本ハイレベル協議あるいはG8の環境大臣会議でも、アメリカのこの新しい提案というものは、排出量が今のところ減少ではなくて増加しているとのことを言つているわけですから、それは非常にお答えになつていないです。不十分ではなくて、逆行しているというふうに私は申し上げたことがあります。

○藤木委員 それではちょっと私の聞いたことに不十分であつて遺憾であるということを言つております。

○大木国務大臣 ささらに、三月二十三日付の朝日新聞のインタビューで、経団連の今井会長は、仮に批准しても、温室効果ガス削減の目標値が達成できなかつた場合に罰則を受けるということに関して、「法的拘束力」をもたせてはいけない。罰則とともに、うようなことになれば、議定書から脱退するという権利を留保すべきだ、このように述べております。

○大木国務大臣 こうした問題は、京都議定書の批准承認案の閣議決定に当たつても政府・与党内からも意見が出され、政府は保守党に対し、目標を達成できな

ども、やはり日標はあつてもいい。実現できなくともいいんですよ。一生懸命努力して、いや、実現するのではなくて、要はスピーディーに行政は全国で一万人ぐらい、予算的な措置も必要であります。

○大木国務大臣 ちよつと大きな声で申し上げて済みませんが、きょうはありがとうございました。

○大木国務大臣 こうした各所でおつしやつてあるのが、E.U.の公式見解の声明にある、排出絶対量の増加を許し、気候変動に効果的に取り組む上でアメリカの提案は不十分である、そういうレベルの対策の強化の見直しを求めておつしやつたことがあります。

○大木国務大臣 こうした各所でおつしやつてあるのが、E.U.の公式見解の声明にある、排出絶対量の増加を許し、気候変動に効果的に取り組む上でアメリカの提案は不十分である、そういうレベルの対策の強化の見直しを求めておつしやつたことがあります。

○大木国務大臣 こうした各所でおつしやつてあるのが、E.U.の公式見解の声明にある、排出絶対量の増加を許し、気候変動に効果的に取り組む上で

いるが、京都議定書に基づく我が国の取り組みも念頭に、一層の取り組みの強化を強く期待することを米国側に伝えた、このように伺つております。しかし、京都議定書の数値目標には法的な拘束力がついて、守れなかつた場合の措置も既に決定しております。ですから、目標は守らなければならぬものであります。

○大木国務大臣 ですから、実際にこのような回答が行われて、

○大木国務大臣 それだけ守らなかつた場合の措置も既に決定をしておりません。ですから、目標は守らなければならぬものであります。

○大木国務大臣 ですから、実際にはこのよう

かたた場合の措置に対する法的拘束力導入には反対するなどと回答したと報道されております。しかし、京都議定書の数値目標には法的な拘束力があつて、守れなかつた場合の措置も既に決定をしておりません。ですから、目標は守らなければならぬものであります。

○大木国務大臣 だから、実際にはこのよう

ちょっと広がるかもしれませんけれども、そういったようなことも議論はされておりますけれども、最終的にどういうふうに今の守れなかつた場合の措置をするかということについては、まだ最終的に決まつております。しかし、これは、やはり法的義務だよと言つておる以上は、最終的に形式をセットで何らかの措置を決めなければならぬというふうに考えております。

○藤木委員 私は数値目標を守らなくともよいと判断しておられるのかと伺つたわけで、いろいろいろいろおつしやいましたけれども、守らなければならぬものだとということは、そのとおりじゃないでしようか。いかがですか。

○大木国務大臣 そのとおりであります。

○藤木委員 次に、改正案の「目的」では、「京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保する」としていながら、京都議定書の6%削減目標達成に向けた担保法としての必要な規制措置が盛り込まれてないことも先日問題にいたしました。これに対して大臣は、まず第一ステップとしては、事業者の自主的な取り組みをやつてもらう、その上でまた一つ、その結果を見て必要なことを考えたい、このよう御答弁されました。

それでは、二〇〇四年や二〇〇七年に見直し期間というのがありますよね、ここで排出量がふえたくなるのはもう明らかだというふうに私は思つわけです。国際的な公約の実現は困難になるのではないかという懸念がござります。

既に欧州では、京都議定書の8%削減目標達成のために、昨年の十月に欧州委員会指令案を発表しております。

さらに、東京都では、ことしの三月に発表した地球温暖化対策グリーンペーパーで、国においては、企業との温室効果ガス削減協定や環境税、排出量取引など、欧州各国で具体化されている実効性のある温室効果抑制案は導入が先送りされようとしていますと政府の姿勢を批判して、五つの政策提案と七つのアクションを掲げた都独自の温暖化

化阻止東京作戦というのを開始すると宣言しております。

ですから、国としても、京都議定書6%削減目標達成の国際公約を履行するためには、第一ステップから、EUがとつてゐるような、また東京都がとつてゐるような実効性のある制度を盛り込むべきではなかろうか、このように思うのです

が、改めて御答弁をお願いいたします。

○大木国務大臣 どういう措置が実効性があるかということになりますと、実効性とは何ぞやといふことで、何か非常に規則をつくつて、それを守らなかつたらすぐに罰則だというようのが全部実効性かというのには、必ずしも私は、この地球温暖化問題というのは、やはり国民が全部、それでお一人お一人がその重要性を認めて協力していくただかなきやいかぬわけありますし、企業の方もそのとおりでありますから、私としては、今のこところ、東京都でいろいろとやつておられることは十分承知しておりますし、また、よその、EUがいろいろとやつていることも十分承知しておりますけれども、少なくとも我が国におきましては、今あるような例えは自主的な取り組みといふことも含めてまずはスタートするということをどういうふうに強化するかということがあれば、それは非常に不十分だということがあつて、それは非常に不十分だということは、それをどういうふうに強化するかということは、これはもちろんこれから考えるべき問題であります。

それから、先ほどもちょっとお話をいたしましたけれども、京都メカニズムというようなことをいろいろと、まだ十分にこれはどういうふうにしてやるかということは、むしろこれから検討しながらいけない問題でありますけれども、今まで既に決めておるような国内措置だけでなく、必要に応じまして、よその諸外国とも協力しながら行なうようなことも含めて、京都メカニズムというようなことも、順次それは状況を見ながら検討をしていかなければならぬ。

それからまた、先ほどもお話を出ましたけれども、内閣でいろいろな経済的な措置というのもありますから、これもまたやはり実際の進行状況を見ながら検討していかなければならないというふうに思つております。

も、国内でいろいろな経済的な措置というのもありますから、これもまたやはり実際の進行状況を見ながら検討していかなければならないということ

とは、今おつしやつたとおりであります。

そういうことで、私どももそういうふうに承知しておりますので、その実効性をまさしく見きわめたいと思いますし、またそれが不十分であると

いうことになれば、それはまたその時点でいろいろとお話をしたいと思つておりますが、今のところは経団連ないしはその後継になります団体が、

そういうことはきちっとやつていくということを言つておられます。それから、先ほども申し上げましたけれども、各企業でも非常にそれぞれの企業できちっとしておられるところが多いように私

も理解しておりますから、経団連としても決して全く後ろ向きということではなくて、そういう経団連全体として日本の企業というものはこういうふうにやつているよということの、またそれを

みずから検査するという体制もだんだんに整つてくるんじゃないとかというふうに思つております。

○藤木委員 企業のどこもがやっていないということを私言つてゐるわけじやありませんけれども、それそれがんでばらばらにやつているよう

なことで進むかということが問題なのです。

改正案では、三月十九日に地球温暖化対策推進本部が決定をした新たな地球温暖化対策推進大綱を基礎として、京都議定書目標達成計画を策定するということになつております。私は、先日も、

この大綱が当面の経済界の自主的取り組みに任せ

て、規制的な措置や経済的な手法などの対策を先送りしているということを本会議でも問題にした

わけです。

新大綱では、中央環境審議会の小委員会が前の

大綱の政策措置の評価を行つた当時と同じように、6%削減目標の達成を法的に担保している対

策というのは全体の二〇%未満、目標値を持たない対策が四〇%以上あるということを申し上げま

したし、しかも、自主的取り組みを任せられていましたが、経団連ないしはその後継となりました団体が企業の総まとめ役として、自主的にと

いうのはただ自主的に各企業が勝手に自主的といふことでなくて、それをきちっと、やはり自主的

な結果がきちっと出ておるかといふようなことを調査するシステムというのもつくりたいといふことを

るということも申し上げたところです。

大臣は、自主的にやつてもらうことに十分な意味がある、こう言われました。ある程度は定量的な裏づけを示した百種類を超える対策、施策のパッケージを示しているんだという御答弁でございました。

しかし、先月一日に掲載されました朝日新聞の全国世論調査では、地球温暖化対策で産業界の省エネルギーへの取り組みが十分ではないと思っている人が六割に上つております。省エネは難しいという産業界の主張に対し、納得できないといふのは六二%。批准反対についても、納得できないといふのが同じく六二%。つまり、国民の多くは経済界の姿勢を否定的にとらえております。ですから、京都議定書目標達成計画の策定に当たっては、やはり経済界の自主的取り組み任せにしないで、産業界と国が削減協定を締結するなどの対策を盛り込むべきであろうということを重ねて申し上げたいと思いますが、大臣、いかがですか。

○大木国務大臣 その自主的ないろいろな作業といふものが本当にきつと行われるかどうかといふのは、やはりそのやつている人が自分で主張してそれで終わりというんじゃダメでありますから、自主的であれ、やつておられることが、透明性あるいは客觀性とでもいいますか、現実にきつと行わっていることの第三者評価といふことは、やはりそのやつている人が自分で主張してそれで終わりというんじゃダメでありますから、これは、先ほどもちよつとおつしやいましたけれども、経団連自体も、今第三者機関による認証とか登録だとかいろいろなことを検討しておられますから、差し当たり私どもとしては、そういうものがきつと行われるかどうかということを見守つてまいりたいというふうに考えております。

経団連と協定ということになりますと、またいろいろと、いやそんな協定嫌だといって非常に後ろ向きのものになつたらかえつてマイナスだといふようなことも、実は私そういう感じもしますの

で、むしろ、それはせつかく透明性、客觀性を持った自主的な行動というのをやる、こう言つておられるものですから、少なくとも今の段階ではそれをひとつしっかりとやつてくださいといふことで見守つてまいりたいというふうに考えておりました。

○藤木委員 環境改善のためにこの議定書を京都でつくり上げるということに努力されてこられた大臣にしては、産業界との協定が成り立たないんじやないかというような、そういう自信のなさで困りますね。もつと自信を持つて取り組んでいただかなければならぬといふうに思います。

新大綱では、エネルギー部門から発生する二酸化炭素について、二〇一〇年の削減率として、産業がマイナス七%、民生がマイナス二%、運輸はプラス一七%までとすると各部門の数字を出していますけれども、これまでの政策の不十分さをきちんと検証した上でこれがされたとは到底考えられないといふことも、せんだけて指摘したところです。

しかも、部門別の二酸化炭素削減量について、産業界が削減量の割り当てにつながる数値目標の設定に反対しているということから、排出削減目標量は拘束力のない目安として設定していることをも挙げたところです。

大臣は、目安であることを認めながら、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>全体としては九〇年度と同水準に抑制する政府としての目標を持つていて、これは、産業部門のマイナス七%削減目標でございました。これは、産業部門のマイナス七%削減目標量も含めたエネルギー起源のCO<sub>2</sub>全体の目標のことですから、マイナス七%が目安でよいということになるというようなことは絶対にあり得ないと思うわけです。それは、それも目標を入れて決めているわけですから。しかし、経団連は、マイナス七%という削減目標量の数値明示には不快感を示しておりまして、排出をするという姿勢を明確にしております。

こうした産業界の意向に沿つて目安だというこ

とを認めるならば、産業部門がマイナス七%を削減しない場合も出てまいりますが、そのときは、数字として七%というのは出でているわけですが、ますと二・八%ぐらいになると思うのですが、これは、もちろんその六%を達成するための非常に重要な大きな部分であります。

しかし、それは、先ほども申し上げておりますとおりに、今の計画といふのはいろいろなところでも完全に細かく詰めていないところがあるわけです。ですから、それはそういうものも含めて全体として達成しようという、だからこそその計画をつくつたから当面はそれでよしということで年たつたらそこで見直して、それぞれについて今までいいかどうかということではなくて、それぞら全体がふわふわといふことではなくて、それぞれについていろいろな問題があります、これは。ですから、今の時点で一応目標ではきつと出している、目標としては数字を挙げているところまでの今までいいかどうかということではなくて、それぞら全体がふわふわといふことではなくて、それぞれについていろいろな問題があります、これは。

大臣は御答弁で、安全性について国民の理解が十分に得られていないということはお認めになりますが、電気事業連合会による初めての長期試算が出ましたけれども、それによりますと、二〇四五年までに全国で約三兆円に上るということが明らかになっております。これまで電力業界は、政府とともに、原発の発電コストは安いというPRをしてまいりましたけれども、後処理に巨額のコストがかかるというわけですから、この試算結果といふのは矛盾であろうと思うわけですね。

さらに、エネルギー供給では、地球温暖化対策に位置づけた原発を二〇一〇年までに十三基も新設するという前提で、原発の発電量を現在から約三割増加させるということをも問題にいたしました。経団連の今井会長に至つては、原子力発電所がCO<sub>2</sub>削減の最大の切り札になる、京都議定書は原発を十数基ふやすことが前提になつて、原発には反対だが批准すべきだというのは矛盾していました。しかし、だから産業部門におけるエネルギー起源の二酸化炭素の七%分の削減ということをも問題にいたしました。原発をふやさない道を選ぶならCO<sub>2</sub>削減で余り厳しいことはできないとまで言つておられます。

しかし、政府関係機関の世論調査でも、新たな原発の増設には国民の六三%が反対という意思を表明しております。欧米の主要国のはほとんどが原発建設計画を持たずに、ブルトニウム循環方式からも撤退をして、むしろ寿命が来た原発は廃棄するという方向をも、私、挙げたところでございます。

大臣は御答弁で、安全性について国民の理解が十分に得られていないということはお認めになりますが、電気事業連合会による初めての長期試算が出ましたけれども、それによりますと、二〇四五年までに全国で約三兆円に上るということが明らかになっております。これまで電力業界は、政府とともに、原発の発電コストは安いというPRをしてまいりましたけれども、後処理に巨額のコストがかかるというわけですから、この試算結果といふのは矛盾であろうと思うわけですね。

さらに、エネルギー供給では、地球温暖化対策に位置づけた原発の安全性も確立されていないも

うことですございまますので、これは何か一部分が非常にふわふわだから全体がふわふわじゃないかと書いていい部分もあるわけですねけれども、しかし全体としては六%に向かつてその推進状況といふのは、ちょっとそういうふうには私どもは考えておりません。

○藤木委員 各部門別に一応数字を出していらっしゃるわけですね。全体として六%を達成すればいいのだ、だから産業部門が目安で、ほかでもつとたくさん削減してくれたらしいというふうな御意方に聞こえてなりませんでした。

○大木国務大臣 私は、原子力発電が、原子力が

$\text{CO}_2$ を排出しないという意味でのクリーンなエネルギーだということは、藤木議員も別に反対じゃないと思うんですけれども、しかし、あくまで安全性の問題があるということで、いろいろと国民の間にも議論があることは十分承知しております。

ただ、現実に今日本の発電のうちの三〇%ぐらいいでしようかは原子力発電をやっているわけですから、これをきょうからやめろという、さすがにそういう御議論は国民の大勢にはなっておりませんし、政府としても、それにわるもののがすぐないという時点では、やはり原子力発電といふものは維持していかなきやいかぬ。それはいつまでどういう規模でやるかということはいろいろ議論があるところだと思いますけれども、どこの国でも、今おっしゃいましたヨーロッパでも、例えばフランスなどは日本以上に多くのパーセンテージを原子力発電でやっているとたしか記憶しておりますし、そのほかの国でもすぐにやめたという国はないわけありますから、それはやはり安全性を高めながら将来はどうしていくかということを議論していくことではないかと思つております。

そういうことで、原子力発電につきましては、私どもいろいろと、各国の大臣レベルでの議論でもそれは確かに出てきますけれども、今のところは、まずは安全性をきちっと高めるということにひとつ非常な努力をして、その上で将来はまたどうしようかということ。

それから、原子力発電につきましても、いろいろと科学技術の発達によりまして、現在のようないいことが、いろいろと新しい方式と原子力発電がいいのか、いろいろと新しい方式といふのが議論されていくようですが、それはやはり私は、頭からイエス・オア・ノーといふことではなくて、現実の状況を見ながら、しかし安全性については努力するということではな

いかというふうに考えております。

○藤木委員 さらに、現行法での地球温暖化対策に関する基本方針では、「第五に、原子力の開発利用については、原子力基本法等に基づき、放射性廃棄物の処理処分対策等を充実させつつ、安全性の確保を前提として、国民的議論を行い、国民の理解を得つつ進める。」となっています。

しかし、政府の大綱では、先ほども述べましたけれども、「今後、二〇一〇年度までの間に原子力発電力量を二〇〇〇年度と比較して約三割増加することを目指した原子力発電所の新增設が必要である」と明記して、追加対策として「核燃料サイクル施設等の立地に係る電源立地地域振興策の推進」などを盛り込んでいるわけです。

しかし、再処理で取り出したプルトニウムを使つたMOX燃料を通常の原発で使ういわゆるブルサマル計画というのは、各地で国民の厳しい批判を浴びております。ですから、新大綱を基礎とする京都議定書目標達成計画では、そのような國民から厳しい批判を浴びてゐる原発についての記述はやめるべきであろうと思いますが、どうですか。

○大木国務大臣 先ほど申し上げましたように、現実に日本の発電の三〇%前後が原子力発電で行われておること、それからまた、今すぐここにこれにかかるそれだけの規模の発電を非常にクリーンなエネルギーでできるかというと、これもなかなか具体的には挙がつてこないという状況でありますから、私は、やはり原子力というものについてもきちっと、政府としてはこういうふうに考へているということは、むしろはつきりと正直に示すことが必要じゃないかというふうに考えております。

それはいろいろ御議論はあると思います。今いろいろ、例えばブルサマル方式がいいのか何方式がいいのかということは、これはまた各論の問題でありますけれども、私は、原子力のことを全然言及せずに、しかし現実にはそれを使っておるということよりは、むしろ現実にはこ

れだけは原子力に依存しておりますということをきちつと御説明するのが、情報の公開と申しますか、そういう意味からも妥当ではないかというふうに思つております。

○藤木委員 私はむしろ、現在一%台の供給にどまつてゐる風力、太陽光などの自然エネルギーにこそ、もっと力を注ぐべきではないかと、いうことをこの間指摘いたしました。

ことし一月のOEC D環境政策委員会で承認された我が国環境保全成果審査報告書での気候変動に関する勧告が出ましたけれども、ここでも再生可能エネルギーの開発利用を促進することが強調されていますね。

ドイツでは、風力の発電能力が八百七十万キロワットを突破いたしまして、全電力需要の三・五%を賄うということも可能になつております。

エネルギーの研究開発支出に占める再生可能エネルギーの割合も、日本の場合、ブルガリの割合も、日本の場合、自然エネルギーの普及のために、ドイツでは、市民が太陽光発電で起こした余剰電力を電力会社が市場価格に上乗せをして買い取るという制度が認められていることをも申し上げたところです。

これは経産大臣に伺つた質問でしたけれども、平沼経済産業大臣は、ドイツの固定価格買取制度が量的には非常に大きい成果を上げていると

いふことを認めになりながら、総合的に勘案して再生可能エネルギー導入基準制度がふさわしい、こう言われて、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案、RPS法を提出したんだという御答弁をされました。

P S法では、新大綱の目標量を到底実現できるとは私には思えません。

そこで、自然エネルギーの普及拡大には、やはり実効性の高いドイツ式の固定価格買取制度の法律を導入するという必要があるのではないかと、思いますが、きょうは、環境大臣にこのことをお伺いしたいと思います。

○大木国務大臣 風力だと太陽エネルギーとか、いろいろとそいつた自然のエネルギーの活用によつてできるだけクリーンな体制をひとつくれというのは、それはよくわかるんです。

ただ、現実には、例えば風力につきましても、日本でも、地域によりましては一つの村単位ぐらいで、風力発電で、何百軒か千軒ぐらいのおうちで、その地域だつたら普通の家庭の発電には十分な電力が起こせるというようなところがありますけれども、日本全体としてはなかなかまだそこまでいかないわけでござります。

風力では私は一番発達しているところはデンマークだと思いましたが、あそこはもう既に一五%でしたか二〇%ですか、それくらいの目標を立てましてやつておりますし、それからまた、そういう風力を大いに活用できるような自然状況もあるというようなことでありますし、ドイツも非常に努力をしておるということは十分承知していますけれども、まだ当分、少なくともここ五年とか十年というスパンの中で考えますと、やはり日本の風力なりあるいは太陽エネルギーでは一%になるとかならぬとかというような程度のことになります。

ありまして、なかなかこれだけに依存してということは無理じやないかというふうに考えておりま

す。

ただ、風力につきましても、例えば風力発電の装置が科学技術の進歩によりまして非常によくなりましたから、効率がよくなつたというようなことはあります。ただ、問題は、やはり現実には、そういった効率のいい機械を取りつけるためにはコストがかかるわけでありますし、それからまた配達電の問題もありますから、余り遠い地域に送ることははどうか。

それからまた、風力の場合なんかだと、常に一定した電力を供給できるかというような問題もありますし、いろいろと技術的な問題もあるわけでありますけれども、日本の場合に、今すぐにそれだけを中心にしてエネルギー対策を進めている

のはちょっと無理じゃないかというふうに考えております。

○藤木委員 制度がないから進まないわけですよ、自主性に任せていらっしゃるから。

また、新大綱でのHFC等の代替フロンは、実際一〇〇〇年の実排出量が二六・二%も減つているにもかかわらず、との大綱と同じプラス二%というふうになつておりますのは、今後の大増を容認することになつてしまします。

経済産業省は九日、建造物の断熱材の中に、国内だけでも三ないしは四万トン残留しているとの推計を発表しております。建造物のウレタン製の断熱材には二万九千ないしは三万六千トン、スチレン製では三千二百ないしは五千トンの禁止フロンが残留しております。

そこで、経済産業省は、今年度、回収方法を検討するとしておりますけれども、HFCが使われている発泡・断熱用途でHFCへシフトをしないように誘導する適切な政策をとるならばかなりの削減が可能ではないかと思いますが、いかがですか。

○太木国務大臣 そのフロンガスの問題というのは、先ほどもいろいろ御議論ありましたけれども、一方におきましてはオゾン層との関連でHFCの禁止と、片っ方ではそれに代替するHFC、これが現在のところ代替物質として出てきておるわけですけれども、これをどういうふうにこれから進めてまいるかということは、これは今非常に新しい話なものですから、通産省と話をしていますけれども、なかなかまだきちっとした答えになつてきていないのですから。

ただ、いずれにしましても、HFCでも、温暖化との関係であれば、非常に温暖化効果の数量の高い物質ですから、これはほかで置いていいということではなくて、それはきちんと管理できることで、あれば管理をするということが必要だと思います。

これは、それをどうするかということについて、非常に最近出てきてまいりまして、私ども、

問題意識は持っておりますけれども、これからひとつそこら辺のところをどういうふうに使っていくか。例えば断熱材につきましては、いろいろとまた新しい炭化水素発泡というような、いろいろな新しい物質の方も開発されているというようなことを聞いておりますから、そういうものの利用がどこまできちんと促進されるのかというような新しく物質の方も開発されているというようなことをも含めまして、これから検討してまいりたいと思つております。

○藤木委員 また、フロン類削減に関連をして、シャープなど三菱マテリアルなど七社が共同出資して設立した家電リサイクル事業会社、関西リサイクルシステムズが、ことしの二月に、エアコンや冷蔵庫から抜き取ったフロンガスの一部、一千五百キログラムを、適正な処分を行わずに大気中に放出していたということが明らかになつた事件がございましたね。

そこで、こうした家電メーカーの違法行為が二度と再び起きないよう防止対策が必要ではないかと思うのですが、大臣、いかがですか。

○太木国務大臣 不適切なそういう行為があつたことは十分に承知しております、環境省といたましても、これは経済産業省とも一緒にやつっているわけですけれども、三月二十日付で家電リサイクル法に基づいて、関係する家電メーカーに対しては法の遵守に係る勧告処分を行い、全メーカーに対しても、また再商品化等において十分注意するようについてことを通知したところであります。

また、関西リサイクルシステムズ、これにつきまして、大阪府及び枚方市が廃棄物処理法に基づいて、たしか五月の二日付だったと思いますが、九十日間の施設停止処分などの厳格な処分も講じたところでありますし、今後もこういった事件が起つたことがありますし、今後もこういう事件が起つたことが再発しないようきちっと処理をしてまいりたいと思つております。

○藤木委員 さらに、OECDの環境政策委員会の勧告では、国内及び国際的な約束の達成のため、税、課徴金等の経済的手法の利用拡大を含む

ことをも、この間の本会議で申し上げました。ところが、さきの新大綱では、税、課徴金等のバランスのとれたボリシーミックスを組み込んだ地球温暖化対策の国内制度を構築するとしていることをも、この間の本会議で申し上げました。ところが、さきの新大綱では、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行なうことも含めまして、これから検討してまいりたいと思つております。

○藤木委員 また、フロン類削減に関する取り組みの現状等の論点について、さまざま場で引き続き総合的に検討すると、環境税等の導入に産業界が強く反発しているということもあって、全く先送りしているという点も申し上げたところです。

今井会長は、新税の導入に対して、経済活動との兼ね合いだ、経済に重い税金だと産業の空洞化が加速し雇用環境が悪化する、このように主張しております。

大臣は、今直ちに京都議定書のために環境税を創設するということは提案しておりませんというふうに御答弁になられました。しかし、これでふうに御答弁になられました。しかし、これで

は、二〇〇四年あるいは二〇〇七年、いずれも計画見直しの時期ですけれども、ここで排出量がふえて抜本的な対策をとらざるを得ない、そういう措置をとらざるを得ないようなことは明らかだと思つてますね。

ですから、今後も十分真剣に検討、勉強を進めると言つて先送りするのではなくて、OECD環境政策委員会の勧告も指摘しているように、国内制度を構築するためには排出者責任を明確にした環境対策税の創設が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○太木国務大臣 京都議定書の目標達成のため環境対策税の創設が必要であると思いますが、も、その一つとして、確かに環境税というのが、

ろ新しいクリーンなエネルギーの開発とか、あるいは、いろいろな環境を保全するための措置については、いろいろな環境を保全するための措置についての、それを促進、インセンティブをさらに強めるための措置というようなこともあるわけですから、それは両々バランスをとつて考えませんと、ただ税金だけ取つてふやすというのでは、なかなかこれは通りにくいわけです。正直申し上げまして。

ですから、やはりそういう促進措置と抑制措置とを経済的な手法でどういうふうにやるかということは、これはなかなか議論が多いものですから、相当時間がかかるかもしれませんし、また財界と申しますか、各企業なりいろいろな各セクターの企業の中でも、非常に反対が強いところとか、いや、やつてもいいんじゃないかと、いろいろありますけれども、かなり時間のかかっていることはそのとおりでありますけれども、もう少しざめた議論を、中央環境審議会なども活用しながら進めたいと思つております。

○藤木委員 せんだつての参考人質疑のときにも、参考人の皆さんおつしやつたことは、経団連は別ですけれども、ほかの皆さん、自生的活動と税は矛盾しないということをはつきり述べておられました。しっかりと勉強していただきたいと思います。

次に、改正案では、地球温暖化防止活動推進員が住民に対して地球温暖化対策診断が実施できること、都道府県地球温暖化防止活動推進センターについて、その指定対象にNPO法人を加えることなど、国民の取り組みを強化するというための措置を盛り込んでおられます。

現在までに都道府県地域推進計画を策定しているのは三十四都道府県で、地球温暖化防止活動推進センターの指定は十一道県、地球温暖化防止活

動推進員の委嘱は十八道県で一千六百十一名にとどまっています。

今回の法改正で活動の内容や指定対象を拡大することは改善になるというふうに私は思いますけれども、しかし、現状では、依然として偏った道県での活動からの克服ができないわけですね。さらに、ただ行政、事業者、住民等から成る地球温暖化対策地域協議会を設置するだけでは、有効な活動が期待できないのではないかとうふうに思うわけです。

そこで、地域協議会を設置するのであれば、地域の実行計画の策定などに関与をするといったような有機的な活動が保障されるようすべきではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○大木国務大臣 今おっしゃいましたような、いろいろな地方で環境問題に取り組んでいたぐく地域協議会とかいろいろありますけれども、これは、いよいよこれまで法律をつくっていただけは、さらに国内体制もきちっと整備しなきゃいかぬと思つております。

ただ、今おっしゃいましたように、まだ全県でできているかというと、できていないというようなことが多々あります。それからまた、私どもいろいろと知事さんやら市長さんとお話ををしておつても、相当温度差があるんですね、こういう問題について。やはり地域によりまして、ぜひひとつ環境問題というのを中心にしてこれからいろいろと施策を進めていくこうというところと、いや、今環境問題についてはちょっとやりにくいなどおつしやる方も多いります。

しかし、せつかくこうやって法律を今つくり上げて御審議していただいておりますから、ひとつできたところでもう一度各地域との、知事さん、都道府県もあるいは市町村ともしっかりと話をいたしまして、具体的に今のような協議会とか、それからまたその運用についても、前向きの検討をまたひとつ進めさせていただきたいと思ってます。

○藤木委員 また、改正案では、森林等による吸収作用の保全を盛り込んでいますけれども、森林吸収は国際的に無条件で一千三百万炭素トン、三・九%と認められたわけでもありません。にもかかわらず、根拠を示さずに新大綱にもマイナス

三・九%としておりまして、法案でも目標達成のために森林整備による吸収源を拡大することは問題だと私は指摘をさせていたいたわけです。これまで政府は、全森林の純吸収量がマイナス三・七%とてきましたけれども、いつの間にか、森林全体の七割の森林増加量を吸収に換算したら確保できる量になつたということも挙げたところであります。

大臣は、一応ある程度の資料を持った上で、日本政府としては三・九%という数字を今六%の中で実行しようという目標にしているというふうに御答弁をされました。しかし、森林・林業基本計画での森林整備や緑地の保全をしても三・九%の吸収量が確保されるなどという科学的根拠は全くありません。

○大木国務大臣 新大綱で、現行対策を進めた場合には、二〇一〇年に九〇年比プラス七%増にならうというふうに見込んでいまして、マイナス六%までには、七と六で合計一三%分の追加的な排出削減が必要になる。それで、その一三%のうちの計算上は三・九%は森林吸収で実現しよう、これは計算上のあれですが。

そこで、それをただほかつておけば自然に三・九%できるわけではありませんので、これからそれぞれ森林対策を進めなきゃいかぬということをございまして、ちょうど今、農水省とも話をしておりまして、それについてのいろいろな具体的な対策ということをきちっとやるために取り組みも検討しておりますし、農水省と、私どもの方の副大臣やら政務官も参加していただきまし

たし、そういう問題について具体的に検討を早速進めるようスタートいたしましたので、これからひとつその結果を見ていただきたいと思っております。

○藤木委員 まず先に数合わせありますから、達成できるなどというような科学的な根拠にはならないですね。

大臣は改正案では、京都メカニズムの活用を検討し、必要な措置を講ずるとしております。しかし、排出量取引などの京都メカニズムの活用は、第三回締約国会議でも環境NGOから抜け穴だと批判をされてきたものです。京都議定書でも、国内対策に対して補足的なものと規定されたことをも指摘いたしました。

政府は、当初、もとの大綱どおり京都メカニズムでの削減目標をマイナス一・八%を見込んでおりましたけれども、財政当局が、将来国が金を出しますことが前提になつてしまふと反対をいたしました。そこで、できるだけ京都メカニズムの活用で財政支出を減らすよう主張したと聞いております。旧大綱ではプラス・マイナス・ゼロだった民生部門の削減目標量を新大綱ではマイナス二%にしたというのは、その分を積み上げたのではなくですか。

○大木国務大臣 大臣は、京都メカニズムにしろ民生にしろ、それぞれ内容を考えた上で一応の目標数値を出してみると御答弁になられたわけですけれども、さきに挙げた経団連の今井会長も、今後CO<sub>2</sub>を減らせるのは民生、運輸部門だ、国民生活に削減がどこまで徹底しているのか、啓蒙するのが環境省の務めだとまで主張しておられるわけですね。

ですから、削減目標達成のために必要以上に民

都議定書の中には京都メカニズムのことも書いてあるし、それから、これとちょっと別ですけれども、排出権取引というのもあります。

そういうわけでございますけれども、京都メカニズムについてはいろいろな国でも、それから日本側もある程度勉強はしています。勉強はしていますけれども、今すぐにどういうふうにするかということは、どういった国がそういったものに参加してくるのか、その状況もまだはつきりしませんから、それは大体、そういった京都メカニズムだつたらどこの国とやるかとか、それから、排出権取引の方は、これはすぐには出てこないので少し先の話になりますけれども、これも、もちろん論理的にはそういうものも使い得るわけですから、そういうものを使うということは、六%でほんのところでできなければそちらのものを使うということは、当然に理屈の上ではあります。

ただししかしながら、だから民生の方をふやしたことではないので、そことの相関関係は別にそういうことじやありませんので、民生は民生として、一応この程度のことをやろうということで決めておるわけでございます。

京都メカニズムにつきましては、実は既に各国がそれぞれにやっておりまして、アメリカは、御存じのとおりに、むしろ国内でもいろいろなメカニズム、京都メカニズムとちょっと違うんですけども、排出権取引に類したようないろいろな実施をしたものもありますし、それから自分たちで勉強はしておる。それから、ヨーロッパの方でもいろいろと勉強しておるということです。

時間的にいいますと、まずは京都メカニズムと

なりますし、京都議定書の……（発言する者あり）すぐにはしないんで、ちょっと私も今、数字は忘れましたけれども、二〇〇八年から、実際に私は、仮にするとしても、やろうということでござりますから、これは今のところはすぐには出てこない問題でございます。

いずれにいたしましても、今のような京都メカニズムとか排出権取引というのは非常に何か悪いやり方だと、何か抜け穴でないかというような御議論もあるんですけれども、そういうやって、やはりそういうものの、国際的な協力によって目標が、すぐに温暖化対策ができるんなら、それはそれで一つの有効な方式だと思いませんから、それは十分に検討すべきだというふうに考えております。

○藤木委員 京都メカニズムのマイナス一・八%ですね、民生部門ブライ・ゼロだったのが二%マイナスにしろというのは余りにも符合するので、今の話は信じかねるわけすけれども、きょうは質問をこれで終わらせていただきます。

○大石委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時四十分開議

○大石委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○金子(哲)委員 社会民主党・市民連合の金子です。質疑を続行いたします。金子哲夫君。

地球温暖化対策について、幾つか御質問させていただきたいと思います。午前中の審議の中でも、六%という言葉、数字がずっと出てくるわけすけれども、一九九〇年

比マイナス六%ということで、その後のさまざまな状況を考えますと、現在では九〇年比七%増になつてることを考えますと、實際には一三%の削減を行わなければならないということだと思います。

それで、そういうことが本当はもっと国民に対してもアピールされなければならないと思うんですけれども、大体、その六%という数字だけがどうも前に出て、この委員会、私も今聞きましてももう事は足りるとは言いませんけれども、そういう数字のようになつておりますけれども、実際一三%も削減をするということになれば、この約十年間の推移を見ても、プラスに増加を転換したものを一三%もマイナスにするということであれば、これはかなりの決意がないと、この実現といふことは難しいと思いませんけれども、最初に大臣に、その決意をまずお伺いしたいと思います。順番に入つておりますんで申しわけございませんけれども。

○大木国務大臣 おっしゃるとおりに、京都議定書が一応京都会議でできたわけでございますけれども、それから最近やつとその肉づけができる、これまで関係の法案も出させていただいて、今御審議をいたしておりますわけでございます。

○大石委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

とで懸命に頑張つてまいります。

○金子(哲)委員 今大臣がおっしゃったとおり、やらなきやいけない課題なわけです。そして、そういうところの総括がなしねばならないと思うんです。

それで、そういうことが本當はもつと国民に対してもアピールされなければならないと思うんですけれども、大体、その六%という数字だけがどうも前に出て、この委員会、私も今聞きましてももう事は足りるとは言いませんけれども、そういう数字のようになつておりますけれども、実際一三%も削減をするということになれば、この約十年間の推移を見ても、プラスに増加を転換したものを一三%もマイナスにするということであれば、これはかなりの決意がないと、この実現といふことは難しいと思いませんけれども、最初に大臣に、その決意をまずお伺いしたいと思います。順番に入つておりますんで申しわけございませんけれども。

○岡澤政府参考人 従来の大綱におきましても、削減目標と、削減のための措置というものが記載されているわけでございますけれども、具体的な導入目標というようなものを明示していなさい」と、それから、ある施策によってどのぐらいの量を入れればどのぐらいの量が減るという数値目標を書いていないということが大きな問題として指摘されておりました。

今回の大綱では、それぞれの施策ごとに導入量、例えば何%とか何台普及とか、そういうような数字を入れまして、それによって何トン削減となるふうなことを言つて、施設の進捗状況といふふうなことを言つて、施設の進捗状況といふふうなものを評価できるような形になつています。それが従来の大綱ではそうなつていなかつたということがございます。

それからまた、その進捗状況を途中でレビューするというふうな仕組みを設けてはおりませんで

したので、計画を悪く言えばつくり放し見つめたいな形になつておりますけれども、さらに追加的な施策をとるということをしていなかつたということが、十分な効果を上げるために至らなかつた原因だろうというふうに考えておりま

なつていいと思うんですよ。具体的な数字の目標がなかつたということではなくて、具体的にはいろいろな、皆さんおっしゃるように、産業部門だと民生の部門だと運輸部門だとおつしやいますけれども、やはり何かの取り組みをす

れは進んだところもあるし、そういう取り組みが全くほとんどできていなかつたためにその目標が前進しなかつたとか、そういうところの総括がないと、今言われたような、それは便法的な問題でいるのかということ、特に、必ずしも十分な成果が上がっていないというふうに思うんですけど、そういう数字のようになつておりますけれども、実際一年間の推移を見ても、プラスに増加を転換したも

わざしておりますけれども、ではそれが実際に実行可能かどうかということになれば、私は、やはりこの間の取り組みの総括について、きつちりとしなければならないと思うんです。

これまでの温暖化対策をどのように総括されているのかということ、特に、必ずしも十分な成果が上がっていないというふうに思うんですけど、そういう数字のようになつておりますけれども、実際一年間の推移を見ても、プラスに増加を転換したも

わざしておりますけれども、ではそれが実際に実行可能かどうかということになれば、私は、やはりこの間の取り組みの総括について、きつちりとしなければならないと思うんです。

○岡澤政府参考人 産業部門の取り組みにつきましては、旧大綱の段階から、企業の自主的取り組みということで、経団連の自主行動計画のよう

に見ますと、産業部門での温室効果ガス削減への取り組みというのはそこそこ成果を上げてきてるというふうに考えております。

問題は、民生部門、運輸部門で大幅に増加したわけすけれども、民生部門については、これは強制的な施策が導入しにくいというようなこともあって、とりあえず意識啓発だ、そういう認識を持つて取り組んでもらうということに力を注いだわけすけれども、残念ながら、そういう国民の意識を変えるところまでは、ライフスタイルを変えるというふうな意識を変えるところまでは至らなかつたということだと思います。それからまた、運輸部門につきましては、これも強制的な仕

組みを、指導的な仕組みも含めてなんですが、十分措置がとれなかつたことが、物流量の増大というものがそのまま排出量の増加につながつたというふうに考えています。

今回の新大綱の中では、基本的には意識啓発によって、国民の意識によつて削減していただく部分も相当ありますけれども、それと別に、こういう言い方はちょっと変かもしませんが、意識がなくとも、例えばそんなに意識しないで車に乗つたりあるいはエネルギーを使つたとしても、それが削減できるようなシステムを導入していくことで、大綱をつくっているわけでございま

す。

○金子(哲)委員 この問題だけ追及することはできないんですけども、例えば意識の問題などをおつしやいましたけれども、それは今回、先ほども質問が出ましたけれども、例えば教育の問題などについて、では、どれだけ次の計画の中に盛り込まれているかというと、不十分な点があるわけですね。そうすると、必ずしも何か今度のこの総括というものが、余り十分にやられて積まれていないんじゃないのか。

例えば私たちが見るときには、今おつしやった産業部門とか運輸、民生とか言われますけれども、私なんかは、運輸なんかというのは、実際にほとんどどの仕事というのが産業部門と直結しているというふうに思うんですね、区分けではそうちもわからなければ、運輸なんかというのは、実際にはほとんどどの仕事というのが産業部門と直結しているというふうに思つていいのかと、そういうことを、我々一般の市民から見れば同じような作業で、製品をつくれば輸送される。そうしてみると、その全体で努力がどうだったかということ。私は、今後を見ると、この今の分け方というのが本当にそれでいいのかと、いうことを、産業界、運輸、民生という分け方だけで、そういううくり方だけが本当にいいのかということを実は思つてないので、また次の機会にその点についても質問したいと思います。

さて、これからステップ・バイ・ステップ、見

直しをやるということになれば、その意味でもうちょっとときつちりとしたその期間の取り組みの状況というもの、総括というものをきつちりとやつていただきて、次の目標を具体化するということを、何が欠陥だったかということがだれの目にも問題点が明らかになるようなやはり仕組みといふもの、また総括というものをやつていただきたいということをまず要望しておきたいというふうに思います。

今度の改正案では、本当に単純な質問なんですけれども、どれくらい本当に進むのか。また、いろいろ先ほども言われたように、数字と取り組みが並べられておりますけれども、政府自身はどちらが進める政策としては、一体、全部がそっただと言わればそっかもわかりませんけれども、そうではなくて具体的に、政府の中で具體策として、例えば施策として何かこういうことがこの大綱の中で一番重要なことだというふうに考えがあれば、ちょっとお聞かせいただきたい。これは、すべてがそっただと言わればそのとおりで、このすべての中で政府が、例えば産業部門では自主性に任せることになつていてるわけですから、そういう点でいって、政府としてはどこに一番力を入れて、例えば今の市民の意識啓発とかそういうことに力を入れるのか、何に力を入れるのかということをまずお聞かせいただきたい。

○岡澤政府参考人 これは、決め手があれば、この部分をやつてこれで温暖化防止を図ります、こういうふうに言えるわけですから、御存じのように、これをすれば必ず改善されるというふうな決め手があるわけでございませんので、国民の意識の啓発もしながら、あるいはシステムとしての、省エネのシステムを導入するとか、あるいは第三者機関のチェックも含めて、さあざまな第三者機関のチェックも含めて、運輸交通というのは一体どのように、産業界が先般の参考人の質疑でも、自主的に、さまざまな第三者機関のチェックも含めて、運輸交通というのをやらないわけないというふうに思つんです。

まず大臣にお聞きしたいんですけども、今回、先ほど来論議がありますように、産業界に対する年比でやるということになれば、排出源の対策ということを積極的にやらなきゃいけないというふうに思つんです。

○年比でやるということになれば、排出源の対策としては、産業界が先般の参考人の質疑でも、自主的に、さまざま第三者機関のチェックも含めて、運輸交通というのをやらないわけないというふうに思つんです。

まず大臣にお聞きしたいんですけども、今ましだけれども、マイナス6%の達成をする、九〇年比でやるということになれば、排出源の対策としては、産業界が先般の参考人の質疑でも、自主的に、さまざま第三者機関のチェックも含めて、運輸交通というのをやらないわけないというふうに思つんです。

○岡澤政府参考人 これは、決め手があれば、この部分をやつてこれで温暖化防止を図ります、こういうふうに言えるわけですから、御存じのように、これをすれば必ず改善されるというふうな決め手があるわけでございませんので、国民の意識の啓発もしながら、あるいはシステムとしての、省エネのシステムを導入するとか、あるいは第三者機関のチェックも含めて、運輸交通というのをやらないわけないというふうに思つています。

政府の率先的な取り組みというのも重要なポイントだというふうに考えておりまして、現行法でも、政府は、率先的な取り組みについて、政府の

定書の批准ということが委員会審議されたようですが、それでも、最初、何か本当にこの京都議定書に基づいて政策を推進しようかという決意が伝わらぬような決議も準備されたと聞いております。環境省は余りかかわつていらつしやらないようで、このすべての中で政府が、例えは産業部門では自主性に任せることになつていてるわけですから、そういう点でいって、政府の中にはとにかく一掃していただきかなければ、その都度そういう言葉が参加しないからどうとかいう意見がいろいろ今も根強くあるわけですから、政府の中に、全體として、そういう考え方についてはとにかく一掃して、そういう考え方についてはとにかく一掃していただきかなれば、その都度そういう言葉が出てくるということについては、私は非常に疑問にます思つておりますので、そういう意味で政府のことについてお聞きをしたわけです。

さて、次にお聞きをしたいのは、先ほども言いましたけれども、マイナス6%の達成をする、九〇年比でやるということになれば、排出源の対策としては、産業界が先般の参考人の質疑でも、自主的に、さまざま第三者機関のチェックも含めて、運輸交通というのをやらないわけないといふふうに思つます。

それから、先ほどもちょっとお話をございましたけれども、統計のとり方といいますか、目標をつくるにしても、例えは運輸交通というのは一体どちらの方に、産業にも関連あるじゃないか、それはそのとおりでありますね。低公害の自動車をつくるというのは、これは一体運輸なのか産業かどちらのどちらに、産業にも関連あるじゃないか、それは両方から議論できるわけでありますから、それは別に意識的に三つの部門に分けて固定的に考えておるわけじゃないんで、これからもまたひとつ、例えは同じ運輸交通にしても、個々の自動車の低公害車をつくるということのは確かに、全体としての交通システムをできるだけ温化との関連でも合理的なものにしてもらうといふふうなこともあります。

ですから、いろいろな対策を組み合わせてとにかく6%まで持つていいこう、こういうことでありますから、とりあえずは、最初の二年ぐらいは今

言いましたようなことで進めていたので、その上で必要なことは、さらに強化するということについてはまた考える、こういうふうにひとつお受け取りいただきたいと思います。

○金子(哲)委員 経済産業省にお聞きしたいんですけれども、大臣がそういう答弁がありましたけれども、基本的には環境省は、できれば目標をつくつて、産業界にもある程度目標を設定して義務化をして、具体的にやはりちゃんとこれが実施できるようについての強い思いがあるように私は思うんですけども、経済産業省の方の強い意向もあって、私は、きっとこれは産業界が極めて強く自主的にやるということを尊重されて、その声を強く反映された結果だと思うんです。

経済産業省として、なぜ産業界に対して義務化をしても、なぜ産業界に対し義務化をした方がよりこの目標達成が可能だと思うんですけれども、なぜこれだけの地球的な規模で、しかも国がこれら最大に取り組まなければならぬ課題にもかかわらず、そういう自主的な努力ということに対しても経済産業省として認めたというか、義務化をさせなかつた理由というのはなぜですか。

○大井政府参考人 お答えいたします。

産業界でございますけれども、これまで、御承知のとおり自動行動計画ということで、みずから定めたターゲットを実行してこようということに対応してきたわけあります。その評価をしてみると、例え、先ほどもお話をありましたように、ここ十年ぐらいどのような伸びになっているのかということでござりますけれども、産業部門につきましては、ほぼブライ・ゼロということです。他方、民生部門につきましては一七%強の増、それから運輸部門でありますけれども、この主たる増因は、どちらかといえ巴ッセンジャービークルといいますか乗用車部門でありますけれども、これが二四%程度、こういうことであります。

私どもとしては、こういう自主的な取り組みと

いうものがやはりかなりの成果を上げてきているというふうに評価をしているわけであります。

それから、生産工程であるとか、もちろん産業活動の分野で温室効果ガスの排出を減らしていく必要があるというふうに考えております。

そういう取り組みにつきましては、やはりいろいろな創意工夫というものを生かしながらやっていく必要があるというふうに考えております。

そういう意味で、こういう自主的な取り組みをベースとして、自主的かつ創意工夫を生かした産業界の取り組み、こういうものがうまく実効が上がっていくことによって、地球温暖化対策の解決に必要な技術の開発であるとか新しい市場の創造、こういうものにつながつてくるんではないか、こういうようなことをいろいろお話をしまして、政府部内の調整の結果、こういう形になつているということをごぞいます。

○金子(哲)委員 これまでの十年間の総括をされただいことだと思うんです。だから、義務化をしなくとも自主目標で達成が可能だということを言われていると思うんですけども、それに対してもやはり意見はあるわけですね。本当にできるのかということが実態上として出てくるわけです。

○大井政府参考人 お答えします。

では、お聞きしますけれども、今大臣がこのステップ・バイ・ステップで見直しをするというような場合に、例えもし見直しの期間にそういう目標が達成できていない、どうも十分にいっていないようのような場合には、経済産業省としても、それは次の段階では当然のことと義務化といふことについても十分検討されるということになると思うんですが、その点はどうですか。

○大井政府参考人 お答えします。

では、お聞きしますけれども、今大臣がこのステップ・バイ・ステップで見直しをするというようになっておりますので、私どもとしては、かかるべき時間が経過した段階で、どのような対応をとったことが効果があり、あるいはどのような対応をしたことがまた効果がなかつたのかというようなことを総合的に評価をして、また、その他民間部門においては一体どうだったのか、あるいは運輸部門においてはどうだったんだろうか、そういうふうに考えておりますし、その上で、どのような追加的な政策が必要になるかということを検討することになると思います。

○大木国務大臣 二年たつて、やつてみたけれども、法律の第九条にも定められているとおり、政府としては、平成十六年、さらに平成十九年におきまして、我が国における温室効果ガスの

排出、それから吸収の量の状況その他の事情を勘案して、法律に基づく京都議定書目標達成計画に定められた目標及び施策について検討を加えるということになつているわけでございます。その検討の結果に基づき、必要があるときは京都議定書目標達成計画を変更するということとしているわけであります。

○金子(哲)委員 そういう順番になつていることを解説してもらおうのは結構ですけれども、私が聞いているのはそういうことを聞いているわけではありません、もし目標が達成できなかつたとき、その見直しをするときに産業界に対して義務化を、義務化ということについては、経済産業省の方としても、今はスタートのときは自主努力をしないで、そのまま進んでは六%達成目標を達成できない段階に至つたときに、当然義務化は難しいという段階に至つたときに、当然義務化努力をされたけれども十分に達成できなかつた、不十分であった、このまま進んでは六%達成目標は難しいという段階にしてしまうことになりますと、当たり前のことを、何度も同じことをおっしゃつてあるように私には聞こえるんですよ。

私が聞きたいことは、それがもし不幸にして、努力をされたけれども十分に達成できなかつた、おっしゃつてあるように私には聞こえるんですよ。

まず経済産業省に先に、後で大臣にお聞きしますので。

○大井政府参考人 あらかじめ今の段階で義務化ということが想定されているとかいうふうにお聞きしているんで、その点についてどうかということを、私は、義務化ということも目標としてありますか、ないんですかということを聞いてい

ます。まずは、私どもとしては、今までとては、今までよりもっとなかなかお答えしにくいくらいです。

○大木国務大臣 まず、第一ステップにつきましては、自主行動計画をベースとして行うということになります。そこで、私どもとしては、しかるべき時間が経過した段階で、どのような対応をとったことが効果があり、あるいはどのような対応をしたことがまた効果がなかつたのかというよ

うなことを総合的に評価をして、また、その他民

生部門においては一体どうだったのか、あるいは運輸部門においてはどうだったんだろうか、そういうふうに考えておりますし、その上で、どのような追加的な政策が必要になるかということを検討することになると思います。

○大木国務大臣 二年たつて、やつてみたけれども、もうまくいかなかつたというときにどうするかと考えだと思いますけれども、義務化といいまして、義務化というのはなかなか難しいので、どう

いうふうにやるということもありますから、それがまづかなり私は技術的に問題があると思いま

す。それは、考え方としては義務化ということもあるでしようし、それから、いきなり義務化というよりは、むしろ市場メカニズムというか、経済的

な措置といいますか、そういうもので、例えば午前中もいろいろ議論がございまして、何かそういう税制措置でもっと促進なりあるいは抑制なり、いろいろな効果のある税制措置はあると思ひます。

そういったものもあると思いますから、そういったものをいろいろ並べてみて、その中で何が最も効果的だということは、そのうまいかなかったことの原因と、それに対する対策というとの組み合わせですから、それは義務化ということも議論としては出てくると思いますけれども、私は、義務化というのを、本当のことを言つて、別に経済産業省でなくとも、これはかなり現実にやつてみようとするとなかなか難しいので、これはやはりそういう経済的な措置とか、いろいろな意味での、国民全体が本当の意味で参加していくだけのようなメカニズムをつくるとか、いろいろなことが組み重なつてくると思いますので、義務化というのもお話をわかりますけれども、義務化だけをやるかやらぬかというお話になると、それは必ずやりますということは、これは私たちの方でもすぐには言えないわけでございます。それは、いろいろな考え方の一つとしては当然議論としては出てくると思いますが、義務化ということだけに集中されると、ちょっととなかなかそのお答えがしにくいような気がいたします。

○金子(哲)委員いや、私は今日標のことを言つているんですけども、後でも質問したいと思いますが、例えば二十二条の計画の報告なども、実施状況の公表などについても、すべて努める義務なんですね。努力義務なんですよ、全体として。

だから、私は、とりあえず産業界のおつしやること、そして経済産業省がおつしやることも十分入れられてこの法案は準備されたと思うんですよ。そうであれば、そのときにそれが実行できなかつたとすれば、当然それに対しては、次のステップへ行くわけですから、それが排出権取引の問題とかそういうところではなくて、国内的な処

理として、産業界としての努力が、一応は産業界がおつしやることを認めて今スタートを切ろうとしているわけですから、だからそれがそのままいけば一番いいですよ、別にやらないということを言つてあるわけでもなくて。

ただ、私たちとしては、もっとこの削減目標をきつちりと実行していくためには、一定程度産業界にもそういう義務的なものも負わせていった方が確実性があるし、着実に前進するということを言つてあるわけです。それが、今言うような自主努力ということに力点を置かれるのであれば、仮にやはりそれにいかなければ、次の見直しのときは二〇〇四年なわけでしょう。そうすれば、もう残りが少ないわけですね、期間としても、だから、あえてそのことを言つておきますよ。

だから、国民全体としても、ではお互いが我々は自主的な努力目標で頑張ります、そういうことを言えばそれで済むのかといったら、そうでもないわけです。だから、それができなかつたときは、当然のこととしてそれくらいの覚悟はありますといふことが経済産業省にもあつてもおかしくないんじゃないかということを言つておきますよ。その点、どうですか。

○岡澤政府参考人 京都議定書の6%削減をどうやって達成するかについてはさまざまに議論があります。その点、どうですか。

○金子(哲)委員いや、私は今日標のことを言つているんですけども、後でも質問したいと思いますが、例えは二十二条の計画の報告なども、実

後の見直しの期間までに十分取り組みができるのかつたということであれば、財政的な措置、税制的な措置、あるいはガイドラインの導入とか、さまざまなそういう自主的な取り組みを促す措置を導入するということをまず中心に考えるわけで、いよいよ規制という話にはならないといふふうなのが政府の統一的な考え方でございます。

○金子(哲)委員では、この問題、まだこの次が

ありますから、もう一回やりますけれども、今おつしやられることでいけば、結局は目標達成であります。

ただ、今回の大綱あるいは法律では、自主的取り組みを中心にしてまたやろうというふうにしているわけですね。それはなぜかというと、この取り組みというのは二〇一二年で終わるわけではなくて、これから未來永劫というのか、ずっと長期にわたつて温室効果ガスの削減の努力というのを継続していくかなきやならない。そのときに、ある

番正道だといいますか、それが基本になるべきだという、お考え方としてわからないでもないんですが、現実に本当に吸収効果があれば、やはり温暖化ガスの削減ということについては同じような効果があるわけでありますから、どこまでどういうコストがかかり、その結果どういう効果があるか、一概に排出の方がまず主であつて吸収の方は従だつたら、一三%も削減するのに、今言われたような自主的なことが中心ですというような決意で進むとしたら、私は実行できないと思いますよ。

ただ、今まで実際に削減せずに伸びていて、だつて、今まで実際的に削減せずに伸びていて、法も変えなきやだめだというふうに思つて、十分に成果を上げていられないわけでしょう、今までの取り組みだつて。かなりの取り組みを変更しないで、これから未來永劫というのか、ずっと長期にわたつて温室効果ガスの削減の努力というのを継続していくかなきやならない。そのときに、ある

現実に日本の場合に、既に吸収ということは、相当これは確實にこれを考へないとなかなか六%が達成されないといふことも現実にあるわけでございますから、それは費用効果ということも考えながら、両々相まってやはり目標達成するというのが私は妥当な考え方じやないかと思つております。

○金子(哲)委員この点についても意見がありますが、林野庁の方に来ていただいておりま

すが、林野庁の方に来ていましたけれども、森林・林業基本法ができて、それで取り組みをされてい

るわけですから、実際には、どういう根拠か

は別にして、今までいけば三・九%というのは到底難しい、例えば二・九%ぐらいじやないかも言われておりますけれども、仮にこの三・九%をかなり、大臣がおっしゃったように、吸収源対策も重要だということを前提として、今森林の荒廃や高齢化とかいろいろな問題がある中で、三・九%の吸収源対策としてやろうとしたときに、これから林野庁として、森林対策、林業対策についてはどれだけ、どれくらいの対策を立てなければ、今的基本計画だけでは不十分だと思いますけれども、その辺はどれくらいの取り組みが必要だというふうにお考えでしょう。

○米田政府参考人 御質問の件につきまして、確かに京都議定書におきまして、千三百万炭素トン・年間の、三・九%が吸収量の上限として認められておるわけでございます。この場合、この削減目標に算入し得る吸収量でございますが、一九九〇年以降に手入れ、管理などの人の活動が行われた森林の吸収量に限定されるという制約がござります。

こうした観点からも、森林の整備、保全を積極的に進めるということで、今先生御質問のとおり、今の状況では非常に厳しいわけでござりますが、大幅に下回るおそれがあるわけでござりますが、ただ、昨年閣議決定された森林・林業基本計画に示された計画が、目標が達成された場合には、三・九%程度の吸収量の確保が可能というふうに我々は認識しております。

それを具体的にどう進めるかでございますが、新しい大綱におきましても、地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策を開拓するというふうに記しておるわけでございまして、関係省と連携を図りながら、健全な森林の整備、これは育成林中心でございます、保安林などの適切な管理、保全、国民参加の森林づくり、そして循環も考えまして、木材及び木質バイオマス利用の推進、こういうものを柱にして進めていきたい。

その場合、具体的にというお話をございますが、ただいま具体的に内容を検討しているところ

でございまして、今後具体的に内容を検討した上で、十カ年対策として強力に推進するというふうに考えておる次第でござります。

○金子(哲)委員

米田次長の言葉じりをとつて悪いんですけれども、今バイオマスのお話が出ました。私もそれは重要なですけれども、今度新しい法律が、新エネルギー法が出たけれども、そこの中に余り評価されませんね。重要な位置づけがされなくて、廃棄物の燃焼が重要視されている。どうも林野庁の意見というものが、森林・林業基本法の中で進めようとしている政策が、あなたのところの責任ではないんですけども、全体として、内閣全体というか、政府全体として本当に受けとめられているかというふうに思うんですね。環境大臣、ちょっとその点についてどう思われますか。

○大木国務大臣 まず、いろいろな視点からの検討というのがこの温暖化問題というのは必要で、今、例えば経済産業省ではエネルギーというを中心にしていろいろ議論しているわけであります。ですから、その中で例えばバイオマスとかいろいろなことが出てくるわけですけれども、それは決して軽視しているわけではない。ただ、これからだんだんにやつていくこうという話ですから、今それを一番中心に据えていないかもしらぬけれども、従来からのエネルギーも含めて、それから新エネルギーも含めて、そういうものをずっと順番にこれからやつていくこうということですか

うことですので、むしろ非常に期待しているところにござります。

ただ、私は、決して政府全体として軽視しているわけではありません。私は、決して政府全体として軽視しているわけではありません。なぜ新エネルギーの中に林業を促進するためのバイオマスというものがちゃんと位置づけてやられていかないのか。

そういうところを見てみると、この林業というものは、日本には森が多いからということで入れられているだけで、本当に林野庁が苦労していることに對して全体としてフォローアップしているところには、林業というのはかなりの手入れをしなきや、でこ入れをしなきや、実際には進まないんじゃないですか。

そのためには、そういう今からできてくる法律の中にも、取り入れるべきものは、林業育成のための取り入れられる政策があつてしかるべきうことと、それからごみとして処理することと、両方あるわけですね。ですから、その辺を上手に分けていかないといけないという議論があります。これは。

その辺になりますとまだいろいろ議論がありますけれども、私は、今バイオマスのことをおつしやつたのでバイオマスのことだけちょっと触れさせていただきますけれども、決して軽視しておるわけではございません。どうぞよろしくお願いします。

○金子(哲)委員

どうも話がちょっととかみ合わないようです。

○大木国務大臣

その点だけというお話をござります。

すけれども、そんなに重要視されていないくて、それを積極的に位置づけて援助していこうというよ

うな政策が出てこないところに、やはり私は必ずしも森林のことを林野庁任せでは済まないでは

ないかというふうに思うんですけども、その点だけ大臣。

○迎政府参考人

朝日新聞の報道は、パックエン

つまり、今度の地球温暖化対策として、吸収源として森林のことをそれだけ大切にされるのであれば、その中に林業というものがきつちりと育成されるようになければならない。だが現実は、荒廃していく状況で、しかも高齢化して、それは営業的に成り立たないから、なり手が、働き手がないわけですね。

そうすれば、そういうの中に、林業を育成するためにもバイオマスというものが、もう答えていただかなくとも結構ですけれども、例えばそういうものが次の政策の中にもっと横の連携の中で取り入れられていく、そういうふうにして初めてこの地球温暖化対策というものが進むのであって、今おっしゃられるよう縦割りで、いや新エネルギーとして考えたからこうだということではなくて、では、なぜ新エネルギーの中に林業を促進するためのバイオマスというものがちゃんと位置づけてやられていかないのか。

そういうところを見てみると、この林業というものは、日本には森が多いからということで入れら

れてはいるだけで、本当に林野庁が苦労していることに対する全体としてフォローアップしているところには、林業というのはかなりの手入れをしなきや、でこ入れをしなきや、実際には進まないんじゃないですか。

次に、今度の大綱の中で原子力発電の三割増を温暖化ガス削減の大きな目標のようにして取り上げられておりますけれども、三月の三十一日の朝日新聞に電気事業連合会の、いわば発電後の放射性廃棄物の処理や発電所撤去、核燃料再処理などのいわゆるパックエンドの費用として、二〇四五

年まで約三十兆円に上るという数字が出ておりま

すけれども、その点についての、この電気事業連合会の数字については、エネルギー庁としてはどういう評価をされているんですか。

ドの費用を含めました原子力にかかわりまする費用につきましては、原子力発電所を設置運営している電気事業者にとっての経営上重要な課題である。したがつて、当然、電気事業者において、さまざまな将来の発生費用……（金子（哲）委員「三兆円の評価だけで結構です」と呼ぶ）これについては、したがいまして、事業者がいろいろな検討をしている過程のものが何らかの形で新聞報道し、コメントをする立場にはないというふうに思っております。

○金子（哲）委員 直接聞いていらっしゃらないかもわかりませんけれども、少なくとも、電気事業連合会がそういう検討をされて、かなり高い数字が出ているということはもう紛れもないと思うのですよ。そうしますと、今まで原子力発電が費用が安いということだけが宣伝されておりますぐれども、必ずしもそうでもないということが今後予測されるというふうに思つてます。

それで、ちょっと時間がないので聞いておきたことは私もそのとおりだと思います。それを今一気にとめるといつたり廃止することは当然難しいということはわかりますけれども、しかし、このときにおっしゃいましたように、今依存していることは私もそのとおりだと思います。それをしておけば、やはりまた三割増ということが必要になると思つてますね。しかし、今の案では新增設と三割増で二〇一〇年まで原子力発電は何基建設が可能だとお考えですか。

○大木国務大臣 大綱の方で、一応、十一ないし十三ということを言つておりますし、また、別のこところでこれからまた三割ぐらゐやすといふやうなことを言つておりますけれども、これは一つの計画でありまして、まさしく、これもきちつと、今おっしゃったように、それぞれの計画につ

いてコストの計算もしなきやいけませんから、恐らくそういうことも含めながら十一なり十三基というものが、もちろん、コストのほかに安全性が一番まず前面に出てくるわけですけれども、それが一回前に出てくるわけですけれども、そいつた問題も含めながら検討していくことになります。ただ、環境省としては、一応、計画の中で十一ないし十三基の計画をしております。

○金子（哲）委員 それはちょっと違つんじやないで、環境省が把握されているのは、確かに経済産業省は、資源エネルギー庁は、これから十一基ないし十三基を目標に建設したいという強い希望をお持ちですけれども、実際に環境省がこれから試算をしたり計算をしようとするれば、具体的な、現実的な数字でやらなきやいけないんですけども、その数字というのは、環境省は七基ぐらいしか算定されていないんじゃないですか。算定できないんじやないですか。

○大木国務大臣 環境省が計算しておりますのは、原子力発電所をつくつて、それで何%になるかというようなことの細かい計算はしていらない。しかし、一応その目標としては十一ないし十三といふことは、できればそれをひとつ可能性の中に入れて検討したいということまでは言つておるわけあります。

○金子（哲）委員 そうしますと、十一ないし十三基を目指して三割増ということを考えていらっしゃるようだつたら、現実的に、今建設中のものは四基ですね。そして、これから、今計画中のものが三基でしよう。七基ですよね。そして、そのうち一基はまだ土地問題が解決していないんじゃないですか。

そうしますと、一〇年に原子力発電の発電量三割増ということを見込んでおられますけれども、そのベースになるものは十一ないし十二基だとしたら、そもそも建設が不可能な、これも非常に各地域で地元の了解がとれないということで延びているわけですね。そして、ブルサーマル計画もストップをしているという状況の中で、そういうものが十一ないし十三ということで、可能性のな

い数字を今持つて三割増という計画、この大綱を掲げてあります。これはかなりかたい数字として考へておるのもあるし、それから、一応計画と

してはそれだけあるけれども、現実にどういういろいろな方式が、方策があつて、それをどういう

ふうに優先的に取り上げていくかということは、まさしくこれから検討しなきやならぬ問題でござりますから、例えば、午前中もちょっと申し上げましたけれども、京都メカニズム、諸外国との協力関係の中で実施していくというようなものもあ

ります。

ですから、その6%が、どれで6%やるかといふことは、最終的な姿が決まっていない。したがつて、原子力につきましても、何%は原子力でやるということは、あえて今申し上げていないわけであります。

○金子（哲）委員 それは僕はちょっと違うと思うんですよ。これが、僕はちょっと違つうと思うんですよ。

○金子（哲）委員 それは僕はちょっと違つうと思うんですよ。

原子力発電三割増ということを見越して、旧大綱でも五割増をすると。そのとき、約二十基建設が可能だとということで五割ということを出され二か十三ですね。十二か十三基なければならぬ

ところが、実際に建設は七基ぐらいしかめどが立つてない。その七基のうちの一基も、土地問題がまだ解決をしていないんじゃない、環境省に聞いているんです。

○岡澤政府参考人 原子力発電量の三割アップと三割増ということを見込んでおられますけれども、そのベースになるものは十一ないし十二基だとし

ます。いや、あなたに聞くんじやない、環境省に聞いているんです。

○岡澤政府参考人 原子力発電量の三割アップと三割増ということを見込んでおられますけれども、そのベースになるものは十一ないし十二基だとし

ます。いや、あなたに聞くんじやない、環境省に聞いているんです。

工夫をして、仮に一基とか二基とか予定していたものがおくれることがあつても、そういうオペレーションナルな部分でカバーして、全体として三〇%増の発電力をカバーしよう、こういう計算でございます。

○金子（哲）委員 それは僕は重大な発言だと思います。

電力量を増加するのに原子力発電所を増加しないでやるのとしたら、無理な運転をするということですよ。一方で、ブルサーマルの計画自身も進行していないわけでしょう。実際に稼働率を上げたりとかいうことを考えていらっしゃるようですが、全体の原子力発電はもう耐用年数がだんだん近づくところだつて一方で出てきているわけでも、それにもかかわらず、大体、もともと最初に

十一ないし十三基の計画があると言つて、私が七基ぐらいしか計画がないだろうと言つたら、いや、そのプラスアルファは運転で賄うなんて、それこそおかしい計算でしよう。

○岡澤政府参考人 そういう意味ではございませんで、七基しかつくらない、あとはオペレーションナルで、こういうことではございません。一応、例えば十一基の新設を見通して、それによつて三〇%増の発電量を確保する、こういうふうに計算しておるわけでござりますけれども、仮に建設時期が、例えば一基の建設時期が一年二年ずれるということがあつたとしても、それは全体としてはオペレーションナルな部分でカバーできる。先生がおっしゃるような過度な、過負荷の運転をしてどうぞの辺のところまではカバーできるということでございます。

○金子（哲）委員 もう時間がないので、最後の質問をしますけれども、今の計算でもおかしいんですよ。

いいですか。十一基もしくは十三基で、最後の低い方の十一基を見ても、今建設可能なのは七基ですよ。三分の二しか建設できないんですよ、計画の。それは一基二基の違いじやないんですよ。

四基も五基も六基も、計画と実際に建設が可能な基数とは違うので、それを幾ら経済産業省が十三基を目標にして立ててあるからといって、そのことを全くそのとおりに環境省が言って、実態を、計画状況も進捗状況も全く見ずに、極めて地球温暖化の問題とかかわりが深いのに、そこをもつと、だから、私はあえて名前を申し上げませんけれども、環境省の中の人にも、現実には七基しか建設できないということをあるところでおしゃっていらっしゃるんですよ。それがほぼ共通的な認識じゃないですか。

それを、国策として十一もしくは十三基を計画しているから、それに沿いながら発言しなきゃいけないというようなことで、現実を離れた数字を、資源エネルギー庁にそんなに遠慮することはないじやないですか。現実的な数字を具体的にやはりもつと確に環境省として把握して、私自身は、原発これ以上ふやしてはいかぬと思うんですけれども、そうしてみると、この計画自身が、大綱自身が裏打ちされていないということになつてくるんじやないです。

○岡澤政府参考人 ちよつと一々細かく、どの部分がどういう可能性を我々が認識したかというのをここで御説明している時間がありませんけれども、全体として十一基ないし十三基の建設が今の段階では可能と判断したということをございます。

仮に、もう少し時点が進みまして、原子力発電原子力発電量の三〇%増というものを見込んでおります。

施設の建設の基数がもつと例え減るとか、そういうことになれば、当然次の見直しの段階では、二〇〇四年の見直しの段階では、二〇〇四年の段階で見直せる計画値に修正していくということになるわけでございます。

○金子(哲)委員 時間が来ましたので終わりますけれども、先ほど言いましたように、これだけの数字を示されたものならば、それにちゃんとした根拠が、だれにも明らかにそうだと言えるような数

字、根拠を示していただかなければ、やはり大綱が信頼性を失つていくことになりますよ。それを全くそのとおりに環境省が言つて、実態を、計画状況も進捗状況も全く見ずに、極めて地球温暖化の問題とかかわりが深いのに、そこをもつと、だから、私はあえて名前を申し上げませんけれども、環境省の中の人にも、現実には七基しか建設できないということをあるところでおしゃっていらっしゃるんですよ。それがほぼ共通的な認識じゃないですか。

○鮫島委員長 鮫島宗明君。

民主党的な鮫島宗明です。

きょうから一齊にいろいろな委員会が開かれていて、分館の広い委員会室はほかの委員会が使っていて、どうも狭いところに追いやられたのが文部科学省と環境省関係の二つの委員会。これはやはり、この二つの省が相対的に力が弱いということを物語っているんじゃないかと思いますが、委員長さんはもうちよつと頑張つて、環境のいい部屋をとることはできなかつたんでしょうか。次回から環境のいい部屋を用意していただきたいと思います。傍聴の方々もきょうは大分多いので、御不自由しておられるようなので、一言言つておきます。

ちょっと私、全体の流れを尊重するために通告と順番が変わりますが、では初めにトピックス的な、排出権取引詐欺事件ということだけちよつとお伺いしておきます。

日本のある石油会社が、オーストラリアの企業に百万ドルを出資して排出権のオプションを買つた。これは会社の名前を出さないでくれと言われているんですが、コスモ石油であります。

それで、百万ドル、オーストラリア・ドルですから、日本円で約六千万円、このオーストラリアの植林事業に出資します、この木が育てば、それだけその期間にえたバイオマスを排出量としてその企業が取得できて使うことができるということで、あるプローカーに百万ドルを出したわけですが、この取引は有効だと思いますでしょうか。

○岡澤政府参考人 京都議定書上の排出権取引というのは、幾つか条件がございます。それは、京都議定書の締約国間同士での取引であるということと、それから手続として締約国双方の承認を得た事業であるということです。それから、実際に排出権取引で取引できる削減量という

のは、京都議定書の発効後、二〇〇八年以降に削減される分ということになります。

これだけから見ましても、今、オーストラリアはまだ京都議定書に入るということを決めてはおらずがとうございました。

○大石委員長 鮫島宗明君。

民主党的な鮫島宗明です。

きょうから一齊にいろいろな委員会が開かれていて、分館の広い委員会室はほかの委員会が使っていて、どうも狭いところに追いやられたのが文部科学省と環境省関係の二つの委員会。これはやはり、この二つの省が相対的に力が弱いというこ

とを物語っているんじゃないかと思いますが、委員長さんはもうちよつと頑張つて、環境のいい部屋をとることはできなかつたんでしょうか。次回から環境のいい部屋を用意していただきたいと思います。傍聴の方々もきょうは大分多いので、御不自由しておられるようなので、一言言つておきます。

ちょっと私、全体の流れを尊重するために通告と順番が変わりますが、では初めにトピックス的な、排出権取引詐欺事件ということだけちよつとお伺いしておきます。

日本のある石油会社が、オーストラリアの企業に百万ドルを出資して排出権のオプションを買つた。これは会社の名前を出さないでくれと言われているんですが、コスモ石油であります。

それで、百万ドル、オーストラリア・ドルですから、日本円で約六千万円、このオーストラリアの植林事業に出資します、この木が育てば、それだけその期間にえたバイオマスを排出量としてその企業が取得できて使うことができるということで、あるプローカーに百万ドルを出したわけですが、この取引は有効だと思いますでしょうか。

それからもう一つ、きのうの朝日新聞のトップに出ていた自然再生型公共事業、これは関係するものが環境大臣と農林水産大臣と国土交通大臣といふことです。これが非常に現在の社会的な意味でのニーズに見合うものであれば、それは頭からいかぬということではないんだろうと思います。

今いろいろと、自然の保全につきましても、原生の自然のいろいろな生態系があるわけですが、その保全の強化、あるいはその持続可能な利用ということと、それからもう一つ、新しい今のアイデアとして自然再生というようなことも出てきています。私の承知しているところでは、自民

党ないしは与党の方でもいろいろそういうことを検討しておられる議員さんがおるということであり、かなり作業がいろいろと行われていることは承知しておりますけれども、今おっしゃったように、名前だけ変えてまた意味のないことをやつたのは、それはおかしいぢやないかと、そういうものでありますから、そのところは私はそういうものでないことを期待して、私どもとしては、どういうことが出てくるのかというのを見守つてあるといふことでございます。

○鮫島委員 私 実は、大木大臣に質問するのは初めてなものですから、ちょっと性格やお考えがよくわからなくて、行き違いがややあるかも知れませんが、もちろんいいんですよ。自然再生型公共事業で、今までコンクリートの三面張りで、これは河川じやなくて放水路ではないかと言われていたような川づくりから、自然のうねりがあって、自然石を配置して、セキレイが遊び、魚もわくよなどというふうにつくるのは大変結構だと思いますよ。

しかし、同じ主体が、例えば農林水産省が、右手で諫早湾の干拓事業をやつて貴重な干潟をつぶしておきながら、今度は、左手では自然再生が大事ですからと言つてどこかの干潟の再生事業をやる。これは普通に考えてもおかしいわけで、むしろ、もしこの事業をやるなら、環境大臣一人が務大臣になつてやるんだつたらまだいいかもしない。だけれども、きょうの部屋のとり方を見てみると、力がないから、難しいかもしれないが、これこれから議論だと思ひますが、今言つたような、とにかく事業量の確保ということで、中身は大変いかもしれませんが、破壊した主体が反省なしに再生するというのはおかしい。

例えば、今、土浦の近くで、霞ヶ浦の自然再生型公共事業モデルケース、市民導型アサザプロジェクトというのが行われています。周りの小学生たちも協力して、ハスの小さいようだが、アサザというのがあります。それを子供たちが今の時期みんな苗をつくついて、六月の梅雨の

時期に子供たちが一齊に霞ヶ浦の周辺に植える。それが育つとだんだん砂が寄つてきて、全部今はコンクリート防岸で完全に固めて、水質が悪化しまつて生物相も豊かになつていく。これは大変いい事業だということで、国土交通省がモデルケースとしてこれに乗ろうとしているんですが、じや、なぜ最初に全部コンクリートで固めたの。そのときの理屈は、防災上こうしなければだめですということで、いろいろな住民の反対があつたのにそうやつちやつたわけです。今度は、終わつたら、やはり多少問題もあつた、自然再生型は必要ですねと言つて、同じそのコンクリートで固めた人がしやあしやあとまたそういう事業をやるというの常識的に考えておかしいと言葉で言え、ヘロインをコカインに変えるだけじゃないですかと、いう話になるわけです。

ちょっと、さつきの原発の金子委員の続きをさせていただきたいと思います。

十三基の建設というのは無理なことはほとんどはつきりしているんじゃないかなと思います。七基までは見えていても、そこから先はいろいろな条件があつて厳しいんじゃないかなと思いますが、立地の厳しさと同様に、使用済み燃料の処理の方から見ても厳しいんじゃないかな。特にブルトニウムをまとめて燃すブルサーマルですが、前、エネルギーの長期計画をつくつたときは、平成十四年には既に四基ぐらいブルサーマルで動いていないとおかしい計算じゃなかつたかと思いますが、現在、日本でブルサーマルの運転がされている炉は何基あるんでしようか。

○迎政府参考人 お答えいたします前に、先ほど申上げています九基から十二基の新設といふに、かつまた地元をはじめとした国民的な原子力の必要性についての御理解を賜つて、着実に進めていきたいというふう思つております。

○鮫島委員 何が何でも進めたいとお気持ちだけはよくわかりました。ただ、ですから余り現実的じやないと思います。

それから、ブルサーマルにつきましては、たゞO迎政府参考人 フルMOXでの発電所ということで、現在、電源開発株式会社が大間にフルMOXの原子力発電所を建設するということで計画をしております。が、現在のところ、用地の交渉をO鮫島委員 そうすると、ブルサーマルもまだ現実には動いていません。それから、「もんじゅ」の実用炉としての利用も見込めない。つまり、ブルトニウムの利用というのが完全に行き詰まつてゐる中で、こういう状況下でも、さらに十一から十三基をつくるんだと。つまり、ブルトニウムの利用がもし進まなかつたらどうお考えになるのか。その辺のところは、何かお考えありますでしょうか。

○迎政府参考人 ブルサーマルの実施もなるべく早期に実施をすると同時に、それから、先ほど申し上げています九基から十二基の新設といふににつきましても、原子力については安全を第一に、かつまた地元をはじめとした国民的な原子力の必要性についての御理解を賜つて、着実に進めていきたいというふう思つております。

○鮫島委員 何が何でも進めたいとお気持ちだけはよくわかりました。ただ、ですから余り現実的じやないと思います。

それから、先ほどのやはり朝日新聞の記事で、電事連が試算したら、どうも三十兆円かかりそります。それから、九基から十二基といふことで見込んでおりま

いまだ御指摘のとおり、計画自体がいろいろな要因でおくれていて、いうふうなことは事実でございます。まだ実施ができないないといふことでございますが、二〇一〇年までに十六基から十八基の原子力発電所でブルサーマルを実施していくといふふうに考えております。

○鮫島委員 時間もありますので、数だけ答えていただければいいんです。

ですから、今、ブルサーマルで運転されている原子炉はないと。前の計画ですと、フルMOXという、全部MOX燃料を一〇〇%使うものといふのも見通されていましたが、これは今どうなつてているんでしょうか。

O迎政府参考人 フルMOXでの発電所ということで、現在、電源開発株式会社が大間にフルMOXの原子力発電所を建設するということで計画をしております。が、現在のところ、用地の交渉をO鮫島委員 そうすると、ブルサーマルもまだ現実には動いていません。それから、「もんじゅ」の実用炉としての利用も見込めない。つまり、ブルトニウムの利用というのが完全に行き詰まつてゐる中で、こういう状況下でも、さらに十一から十三基をつくるんだと。つまり、ブルトニウムの利用がもし進まなかつたらどうお考えになるのか。その辺のところは、何かお考えありますでしょうか。

○迎政府参考人 ブルサーマルの実施もなるべく早期に実施をすると同時に、それから、先ほど申し上げています九基から十二基の新設といふににつきましても、原子力については安全を第一に、かつまた地元をはじめとした国民的な原子力の必要性についての御理解を賜つて、着実に進めていきたいというふう思つております。

○鮫島委員 何が何でも進めたいとお気持ちだけはよくわかりました。ただ、ですから余り現実的じやないと思います。

それから、先ほどのやはり朝日新聞の記事で、電事連が試算したら、どうも三十兆円かかりそります。それから、九基から十二基といふことで見込んでおりま

が実はもう出始めているんですね。

これはある意味では、国土交通省の方いるかも知れませんが、第二のJRとか第二の道路公団といふ、下手すると二十兆円ぐらいのまた負債をためたような核燃料サイクル機構になってしまいます。

そういうようなことが見えるから、さつきからいろいろな党の委員の方々が心配して、本当にこの十一から十三基ということを切り札というような扱いで頼りにしちゃつていいのかという懸念が大変強いことをよくお考えいただきたいと思います。

私は、あと二年くらいで実は決着がついちゃうと思います。つまり、ちょうど二〇〇四年にこれは計画見直しになっていますが、これはある意味では、プルトニウムの再処理工場のスイッチを入れるかどうかの最終判断のぎりぎりのところがこの二〇〇四年で、そういう意味では、うまいタイミングになっているなという気はいたしますが、私は、そのスイッチがこのままで、プルトニウムの利用というものがなかなか国民的な理解が得られない、プルサーマルの運転も難しい、フルMOXもできないということでは、再処理工場にスイッチを入れることができなくて、やはりワーンズルーア方式をとらざるを得ないということに二年後ぐらいに結論が出るのではないかと思います。

原子力の問題はそのぐらいにしておきますが、森林吸収の問題でお伺いしたい。これも大臣に私初めて聞くものですから、初めに林野庁の方にお伺いしようかな。

つまり、今、吸収源としてこれも当然にしている森林ですが、日本の全森林のうちの何割ぐらいがこの三条三項、三条四項の対象森林になるのか。その対象となるであろう森林の一九九〇年ににおける吸収量と二〇一〇年における見込みの吸収量の数字がありましたら、お教えいただきたいと思います。

○米田政府参考人 まず、我々、三・九%を達成するために、今、日本的人工林、これのすべて及び保安林等の、天然林のうちの保安林のすべてに

おいて森林経営が、人為的活動が行われ、人手が加わりということで、適切な森林経営が確保されることが前提と考えております。したがいまして、この面積でございますが、日本の大体七割程度でございます。

その吸収量でございますが、現時点においてその七割がどの程度の吸収量を占めているのかといふ試算は、今後どういうふうにふえるのか減るのかという議論ですね、ということにつきまして、現時点においては、全森林の吸収量が一九九〇年時点で六・九%でございまして、平成七年時点におきましては全森林八%でございますので、そのうちの相当部分が現時点の吸収量であるといふふうに考えております。

○鮫島委員 何か私が昔知っている米田さんという方は、もうちょっとすつきりしていたと思うんですが。

私が聞いたのは、今国土の七割を占めている森林の一九九〇年ににおける吸収量はおおよそ何千何百万トンであったのか、二〇一〇年においてはおよそ何千何百万トンと見込んでいるのか。答えはあるはずなんですよ。だって、二〇一〇年は四千六百万トンと言っているんだから。では、一九九〇年、何万トンだと見込んでいるんですか。その数字だけ言つてください。

○米田政府参考人 先生御案内のとおり、二〇一〇年におきましては、三・九%相当の森林吸収量が七割で吸収されるという試算をしておるわけでございます。

その森林につきまして、現時点においてどの程度の吸収量があるのかということは承知しておりますが……（鮫島委員「一九九〇年には」と呼ぶ）一九九〇年では何万トンであったかというお尋ねねということはございますが、その時点において適正に管理しておるか、森林經營が行われているかということが明確になつていなければだめなわけでございます。

そういうことで、森林の状態や林齢構成によつて必要となる施業が異なりますし、施業のいかんにもよりますので、現時点においては、明確な数字というのは、比較は困難ということでございませんす。

○鮫島委員 前、私が聞いたときは、もつとちゃんと数字を答えていましたよ。

今のは非常に変な話で、例えば、米田さんの五年後の年収についてはわかるけれども、あなた、五年前は幾らだったと言つたら、それはわからぬといふふうに答えていたのと同じで、「一九九〇年の数字はわかる——では、数字で言わなくてもいいです。一九九〇年の吸収量と二〇一〇年の吸収量と、どっちが多いですか。

○米田政府参考人 一九九〇年の全森林の吸収量は、前回当方が答えたわけでございまして、これが基準年排出量比で六・九%でございます。それを二〇一〇年の全森林の吸収量でいうと、五・六%でございます。

そういう意味では数字は申し上げられるんですけど、対象面積については、今申し上げましたように、施業の状況等によって、具体的な、定量的なことはできませんが、いずれにしろ、減少するもとのと考えております。

○鮫島委員 だから、減少するわけですね。一九九〇年に比べて二〇一〇年の森林の吸収量は、吸収量同士で比較したら減少するんですよね。これは自然なことでして、私はずっと植物の研究を三十年近くやっていましたが、戦後の植定期、ずっと若い森が多くわたわけですが、だんだんやはり森が成熟していく。そうすると、光合成をしない部分の比率がふえてきますから、扶養家族がふえてきて、成熟していくば、だんだん吸収量が減つて、最後はプラス・マイナス・ゼロになると、いうのが森林の成長の基本的なモデル。

ですから、今、日本の森林はちょうど青年期か

に比べて、四千七百万トン、いっぱい吸うような誤解を与えているわけです、國民に。グロス・ネット方式というのは、どういう計算方法なんですか。

○大木国務大臣 グロス・ネット方式というのは、何か使つてているんですけれども、その二つ、グロスとネットというのは、当然、常識的に、グロスとネットでございますから、グロスでしたら排出量のみでありますし、ネットであれば排出量から吸収量を差し引くということでありまして、京都議定書では、基準年に幾らということについてはグロスで示す、それから約束期間の数字については今のネット方式でやつているものですから、この二つを、片つ方はグロス、片つ方はネットで、両方を一体として数字を云々するということです。グロス・ネット方式と言つてはいるわけであります。○鮫島委員 多分だれもわからなかつたんじゃないかと思います。

つまり、先ほど、これもどなたかほかの委員の質問に対して大臣は、クリーン開発メカニズムとか排出権取引というのを抜け道とか抜け穴というふうなとらえ方をするのは当たらないと思つてしまひ、実際そういう排出権取引とかCDMによって本当に地球大気の中のCO<sub>2</sub>が減るんだったら、それはそれで前向きに受けとめていいのです。○鮫島委員 多分だれもわからなかつたんじゃないかと思います。

これは自然なことでして、私はずっと植物の研究を三十年近くやっていましたが、戦後の植定期、ずっと若い森が多くわたわけですが、だんだんやはり森が成熟していく。そうすると、光合成をしない部分の比率がふえてきますから、扶養家族がふえてきて、成熟していくば、だんだん吸収量が減つて、最後はプラス・マイナス・ゼロになると、いうのが森林の成長の基本的なモデル。

ですから、今、日本の森林はちょうど青年期か

は、吸収量そのもので比べたら、実は二〇一〇年の方が減つちやう。ところが、大木大臣が大事にしている大綱の中では、二〇一〇年は一九九〇年

ンなわけです。ですから、これは地球の神様から見たら、おまえら、いいかげんなことをするんじゃないよというやり方なわけですよ。実際の大気CO<sub>2</sub>濃度の減少には貢献していない。条約上、いかにも貢献しているようにするやり方。

だから、これを獲得するのが大変だったわけですよ。川口前大臣が大変御苦労された。あわや、これはもう通らない、それは、みんな、ヨーロッパの普通の人たちから見たら、こんなインチキな計算はないだろう、何で日本の森が寝ていていきなり目を覚ますような計算が日本だけ通用するんだ。ところが、日本に抜けられちゃつたら、もう五五%がだめになつちやうからというので、しようと五五%がだめになつちやうからといふ。これが普通の人たちから見たら、こんなインチキな話なわけですよ。

だから、こんなものは本当は使う必要がなければ使わない方がいい数字。つまり、地球環境に対しては本当の意味で貢献していいんですから。二〇一〇年は日本の森は成熟して一九九〇年より吸収量が減つちやうわけですから、地球の神様から見たら、貢献していないわけです。だから、本当はこういうのは余り使わない方がいいといふうに私は思っています。

そうすると、かなりこの大綱の中身というのはきつくなってきて、省等生にげたを履かせるようなこともやめる、それから原発についてもつとはつきり見通せる形で計画を立てた方がいいんじやないかということからいうと、もう少し幅広いオプション、あるいは新しいオプションを考えた方がいいのではないかという気がいたします。例えば、きょう国土交通省の住宅局の方、いらしていませんね。平成十一年に、次世代省エネルギー基準、建築主の判断基準というガイドラインを出していて、床面積一平米一年間当たり冷暖房にどれだけのエネルギーを使つてもいいですよ、あるいは、この程度のエネルギーにしてくださいというガイドラインが出された。ドイツでも同じようなのが出されています。直近のドイツの基準では、二〇〇〇年段階、二〇〇〇

〇年からこれが適用になつたわけですが、数字でいうと、年間一平米当たり冷暖房に使う電力は七十キロワットアワー、これを超えてはいけません。川口前大臣が大変御苦労された。あわや、これはもう通らない、それは、みんな、ヨーロッパの普通の人たちから見たら、こんなインチキな計算はないだろう、何で日本の森が寝ていていきなり目を覚ますような計算が日本だけ通用するんだ。ところが、日本に抜けられちゃつたら、もう五五%がだめになつちやうからといふ。これが普通の人たちから見たら、こんなインチキな話なわけです。

ところが、平成十一年の当時の建設省の基準で表示になつていますが、私はキロワットに換算しましたら、北海道が百五十二で、首都圏が百七十九という数字、これが日本のガイドライン。ドイツのガイドラインは七十ですから、つまり日本の半分以下ですね。

もしドイツ並みの基準で日本の建築物を、これがあくまでも仮想の数字になりますが、もし今全部ドイツ並みというふうになつたら、これで獲得できる、これで減らせるCO<sub>2</sub>というのをおおよそ何万トンぐらいになりますでしょうか。

○三沢政府参考人 今先生が御指摘になられたよ

ういうふうに例えばドイツ・ベルギーまで省エネ基準というのを厳しくすれば、それに合った家の建

て、一年間に床面積一平米当たりに必要なエネルギー量七十七キロワットになるような住宅の仕様に

するような基準を定めております。これは、日本

のいわゆる基準に、同じ単位に換算しますと、メガジュールを使つていて、一年間に一平米当たり二百五十二メガジュールでございます。

一方、日本の次世代省エネルギー基準は、これは全国を六つの地域に分けておりますけれども、一番平均的な四という地域で見ますと、年間一平米当たり四百六十メガジュールになるわけでござります。

ちょうどこの後少し大胆な想定をいたしまして、要するに、全住宅ストックについて、次世代基準が半分、それから平成四年基準が半分、ここ

までいった場合でいいますと、今のCO<sub>2</sub>排出量に比べて約九百万トン削減でございますが、これを一挙にドイツの省エネ基準に全ストックで達成したというふうにいたしますと、これは約三千万トンの削減量になる。これは非常に大胆な計算でございますけれども、そういう計算をしております。

○鮫島委員 大綱の二十一ページに、住宅・建築物の省エネ性能の向上、これは一番最後のところにトータルの数字で三千五百六十万トンCO<sub>2</sub>と表示になつていますが、私はキロワットに換算しましたら、北海道が百五十二で、首都圏が百七十九というふうになつているのは、大体今言つたような計算なんですか。それとも、また違った要素もたずさん入れての数字なんでしょうか。

○三沢政府参考人 これは、中身は住宅と非住宅に分けまして、住宅については、新築について次にトータルの数字で三千五百六十万トンCO<sub>2</sub>と表示になつていますが、私はキロワットに換算しましたら、北海道が百五十二で、首都圏が百七十九というふうになつているのは、大体今言つたような計算なんですか。それとも、また違った要素もたらす方がいいに決まつている。その方が世界の常識。

これは、一見高いようでも、寿命がこれだけ延びることを考え、またエネルギーの利用が大変少なくできるということを考えると、長い目で見た結果が内側に起こつてしまふというものが、この内断熱の欠陥と言われています。

○鮫島委員 今言つたのはほんの一例ですが、こちやんちやんというのを厳しくすれば、それに合った家の建

て方というのも日本が始まることはですし、今、世界の先進地域、主要都市の中でもこれだけ内断熱に

定めの計算でございます。

○鮫島委員 今言つたのはほんの一例ですが、こういうふうに例えばドイツ・ベルギーまで省エネ基準というのを厳しくすれば、それに合った家の建

て方というのも日本が始まることはですし、今、世

界の先進地域、主要都市の中でもこれだけ内断熱に

定めの計算でございます。

外断熱というのは、内側にコンクリートがあるて、外側に断熱材を張つて、その外側に薄い外壁

を張る。パリなんかへ行くと、古い建物になつてリートの寿命が三倍延びる、つまり百年マンショ

ンと言われています。これはなぜいいかという

と、コンクリートの温度は一定で、外壁の温度は

クリートが激しい温度変化を起こして、内側の断熱材のその内側の壁紙は割合温度は一定です。したがつて、空調するにしても、このコンクリートの軸体そのものの温度変化をコントロールしなければいけないので、大変エネルギーを食います。

つまり、日本の場合は外と中との温度変化によって結露が内側に起こつてしまふというのが、この内断熱の欠陥と言われています。

これは、一見高いようでも、寿命がこれだけ延びることを考え、またエネルギーの利用が大変少なくできるということを考えると、長い目で見た結果が内側に起こつてしまふというものが、この内断熱の欠陥と言われています。

今、この二、三年で、東京、大阪を中心として建てかえが必要とされるマンションが十六万棟と言られていますが、今の内断熱方式だと、大体マンションの寿命が、特に海砂なんかが入つていると三十年、少し長く見ても三十五年。そうすると、ちょうどローンが払い終わると取り壊しになります。それで六十ぐらいになつてまた二十年のローンとかおかしなことになるんですが、外断熱で百年マンションになれば、一代目が家を買えば二代目は家具を調べ、そして三代目が食器を調べるというまた新たな文化も充実してくることになつて、地球温暖化というのを、こういうふうに日本のあり方を変えるいいチャンスとして取り組むべきではないか。

先ほど共産党の方が経団連の方のコメントを紹介していましたが、経済学者もはつきり二種類日本において、地球温暖化に積極的に取り組むと経済成長にマイナスの影響が出るという学者はいっぱいいる。それから、いや、地球温暖化に積極的に取り組むとプラスの経済効果があるという学者もたくさんいるんです。ですから、団体によって、経団連とか関西の経済連は、地球温暖化一生懸命やると経済成長がマイナスになりますという学者を呼んできて講演させる。市民団体なんかは、地球環境問題とともに取り組むと、新しい技術開発も含めて経済成長につながるという学者を

連れてくるんですが、大木環境大臣はどちらの学者がお好みでしょうか。

○大木国務大臣 私は、その二つに分かれております学者のどちらがいいかというほどの知識はありませんけれども、少なくとも、学者と言われる方でも、立場によりまして非常に幅のあるいろいろな御意見があるということは承知しております。

○鮫島委員 では質問を変えますが、大臣自身は、地球環境問題に積極的に取り組むことが経済成長に対しプラスに働く、マイナスに働く、どんなふうにお感じになつておられるでしょうか。

○大木国務大臣 私としましては、やはり環境のことを十分考えながら、同時に経済開発を進めることの可能性というのを、何とかして本当にそういうふうにやりたいという立場から、いろいろとそちらの方々の御意見を恐らく聞いていることの方が多いたいと思いますので、そういった方々の御意見を聞く限りにおきましては、決して二つのものを両立させることについてペシミスティックに考える必要はないので、むしろこれからそういったものが可能になるように、それは可能か不可能かといいましても、全くただ放置しておいてどっちが可能か不可能かということではなくて、それはいろいろな対策だとそれを刺激するための刺激策とかそういうものもありますから、そういうものを含めれば、経済発展と環境の問題とを両立させてこれから推進していくことが十分に可能ではないかという考え方を、私は個人的にはそういう気持ちを持っております。

○鮫島委員 確かに、そういう意味では、ただ無為無策では何も起ららないわけとして、つまり、経済成長にプラスになるような方向での環境対策、地球温暖化対策というものをやはり政府の側がイメージして、そのイメージにインセンティブをつけたり後押しするような施策を打っていくというのが筋だと思いますが、今のところ、二〇一〇年なり二、三十年後の日本の省エネ型の社会のイメージが浮かんでいない。この大綱を読んでも

余り浮かんでこない。何か、森が急に目を覚ますのと原発が十三基あるというのはわかるけれども、あとは自主的な努力とかと、よくわからぬ。私は、もうちょっととイメージすべきじゃないかというふうに思っています。

その中の一つが、エネルギーのベストミックスとは何なんだといったときに、実はこの言葉は原発を推進するために使われ過ぎてきた嫌いがあります。だけれども、この四、五十年、世界じゅうで

原発を使ってみたら、私は、安全性の問題はほぼクリアできていると思います、技術者の手の中に入っていると思いますが、やはりなかなかわがままでいたくな装置だな、処理のややこしいごみも出すし、どちら息子みたいなものだということを大体人類はわかつたんじゃないかな。

では一方で、安い石炭はどうかというと、これは環境面から見ると大変炭酸ガスを出し硫黄も出すし、環境汚染型の燃料だ。もう一つ当てにしている中東の石油、これは非常にセキュリティ上問題があつて、またイスラエルとパレスチナがどうなるかわからぬ。そうすると、なかなか危なつかしい石油と環境汚染型の石炭とどちら息子のような原子力、この三つをまとめてベストミックスと喜んでいるわけですが、むしろワーストミックスじゃないか。

それで、もう一つ非常に日本で抜けてているのが、天然ガスの展開あるいはインフラの整備。文明論的には、エネルギーが固体から液体になり、そして気体になつていくと言われているわけですね。そのつなぎのところの苦しいときに、人類は一度原子力を使用しました。この気体、固体としての石炭から石油という液体に依存し、そしてやがて人類は、天然ガスそして水素というエネルギーにかわっていきます。この方向は、やはり私は世界的人類が今意識し始めていると思います。もう既にヨーロッパでは一九七〇年代から非常にそ

始めていますし、台湾、韓国もつくつていています。日本は、今までこういう固体から液体、液体から气体、そして天然ガスインフラの整備ということがなぜ日本の国策としてなかつたのかなというのをいささか奇異に感じているわけですが、おくれています。だから、どうお考えになつておられるか、私聞いたことは必ずながらも、もう一度ガス燃料を位置づける、これは天然ガスから水素という方向を見据えた上で、もうちょっとしっかりとこれも位置づける必要があるんじゃないかと思いますが、これも環境大臣、どうお考えになつておられるか、私聞いたことはないでの、ちょっと御所見をお伺いしたいと思います。

○大木国務大臣 今、天然ガスとそれから水素のお話をありますて、气体エネルギーというくくりとおりに、例えば、あの中国と言つたらあれですけれども、あれだけ環境では非常に悪化しておりました中国でも、最近、この三年ぐらいCO<sub>2</sub>のガスの排出量が減つた、どうもそれは、主な原因エネルギーとしていろいろと議論されておると思います。

天然ガスにつきましては、確かにおっしゃつたとおりに、例えば、あの中国と言つたらあれですけれども、あれだけ環境では非常に悪化しておりました中国でも、最近、この三年ぐらいCO<sub>2</sub>のガスの排出量が減つた、どうもそれは、主な原因エネルギーとしていろいろと議論されておると思います。

いかに日本がおくれているかの一つは、では、国策として基幹インフラとしての天然ガスパイプライン、これは直径一メーター四十センチぐらいの太いのですが、これをヨーロッパ並みに日本全体に張りめぐらせる。基幹インフラだけで約一万二千キロと言われていますが、これをどこの役所がやるのかというのが決まっていないというのが日本の姿。

つまり、そういうことを国策としてやるべきだということを発議する役所がないという非常に不思議な構造になつていています。もし今の現状でつくるとしたら、高速道路網というのが一番パイプラインと相性がいいんではないか。新たに土地を取得して敷くよりも、今あれば立派な軸体の高速道路網ができるから、その空間を使ってパイプラインをはわせば、裸の土地につくるものの約四分の一ぐらいの経費でできると言われております。

日本でも、天然ガスの活用につきまして、例えロッパでも、天然ガスに転換したことによつて非ロッパでも、天然ガスへの転換じゃないかといつては、石炭から天然ガスへの転換じやないかといつては、石炭から天然ガスへの転換じやないかといつて非ロッパでも、天然气の排出が減つたというようなこともありますから、これは一つ国際的な動きだと思います。

日本でも、天然气の活用につきまして、例えば、これも時間がかかるんですが、サハリンなどとかの辺で天然ガスを開発して日本へ持つてこようというようなことで、パイプラインをどうだとういうような議論もありました。これは時間がかかるつおりまして、今すぐにはありませんけれども、少なくともそういう構想があつたということがありますから、これが時間がかかるつおりまして、今すぐにはありませんけれども、少なくともそういう構想があつたというこ

道路局の方ではお考えになつたことがあるのか。それから、道路空間を活用したパイプラインの整備というようなことは、どうなんですか、アセスメントとして技術的にはやれるのかどうか、何か御検討の内容があれば御紹介いただきたいんで

す。

○大石政府参考人 今、先生からお話をございましたように、エネルギーの安定供給といいますか安全保障の観点や環境対策の観点から天然ガスの利用拡大が求められておりまして、私どもの方にも具体的な話として、道路空間を利用した幹線パイ

ラインの整備について強い要望があることもございます。

現在、高速自動車国道におきましてまとまつた延長で縦断占用しているという例はございませんが、今後、高速道路を含めた道路空間を活用した幹線パイプラインの要望が高まつてくるものと考

えてございます。

我が国には、残念ながらといいますか、ライ・オブ・ウエーという概念がございません。そうなりますと、道路に沿つて埋設していくという考え方にならざるを得ないというようになります。

そのため、道路局といたしましては、これは経済産業省の資源エネルギー庁などとともにございますが、民間事業者からのヒアリング結果を踏まえた現状の問題点の整理や、あるいは安全基準、道路占用許可手続、高速道路の縦断占用、埋設深度等の制度面の問題あるいは技術面の問題などについて検討を行うとともに、道路空間を活用した幹線パイプライン整備の方策について、道路空間の利活用に関するあるべき姿を考えながら、これは枠にとらわれない幅広い観点から、と申しますのは、前に内閣委員会で先生に御答弁させていただきましたように、道路サービスとして、道路のサービスとは何なのかということを考えながら研究をしていきたいと考えております。

○鮫島委員 強い要望が寄せられているとおっしゃいましたが、そういう要望はどこから出でてい

るんですか。

○大石政府参考人 まだ話し合いの途上でございますが、私どものところにございましたのは、サハリンから北海道の高速道路に沿つて天然ガスパイプラインを上げてくるというような構想について、道路局として協力できるかどうかというようなお話があつたことはございます。

○鮫島委員 いや、だから、どこからそういう話があつた、つまり、まさか小泉総理からじゃないと思いますが、どこからあつたんでしょうか。

○大石政府参考人 具体的にどなたからあつたかは、それと、どういう組織からあつたかというの業を推進し、構想を推進しておられる方々から、我々や道路公団にそのような話はあつたことはござります。

○鮫島委員 だから、そういう意味でも何かしつかりした責任ある主体、これは百歩譲つて自民党のエネルギー部会でもいいですが、そういうところからきっちりと検討しろという要望があつたのなら多分そういう返事なんでしょうけれども、今は、恐らく民間の中で何社かが集まつてアジア天然ガスパイプライン構想なんかをぶち上げたグループが、ひとつ国土交通省さんも前向きに考えてくださいよみたいなことじやないかと勝手に推測いたします。

三菱総合研究所が出している国土幹線パイプライン構想という本によりますと、サハリンからの連結も含めて、約一万二千キロの幹線パイプラインの全経費が四兆三千億というふうに見込まれておりますが、国土交通省さんの方では多少そういう経費見込みなんかもやつっているんでしょうか。もし何か今の四兆三千億に対してもお答えがあれば。

○大石政府参考人 三井総研のその構想について、費用が適正かどうかについて我々がまだ判断できる状況になつてございません。

先ほど申しましたように、埋設深度をどうするのか、あるいは高速道路の空間にいたしまして

も、どの部分を使うのか、使うことが可能なのか等々によって単価は著しく変わつてくる、こういふように考えています。今後の研究課題だと考っております。

○鮫島委員 一番最初に言つた朝日新聞の記事によると、原発の後処理が三十兆円、話半分としても十五兆円。今のパイプラインの経費が大ざつぱに五兆円とすると、どちらを日本人は選ぶんですかという話になる。それはそろそろ実は、ことし、来年ぐらいが決断の時期。ちょうどその重大な国としての決断をするときに環境大臣のポストにお座りになつっていたのが大木大臣だという、歴史的な役割を果たすお立場ではないかと思います。

ぜひ今の大綱にとらわれることなく、私は想定よりもずっと、家庭用の燃料電池とかあるいはハイブリッド型の自動車を含めた燃料電池自動車の利用というのは、今政府が考へている以上に速く進むと思いますよ。既にバスとか大型車ではダイムラーベンツがやり始めていますし、家庭用の燃料電池も、もう技術は完成していてもし国が本腰を据えて天然ガスインフラを整備するならば、量産体制は一気にかかる。

既に多分去年、もう終わつたんじゃないかな、経済産業省が首頭をとつて、マイクロガススタービンというもうちょっと業務用の大型の発電装置が動き出していますよ。既にバスとか大型車ではダイムラーベンツがやり始めていますし、家庭用の燃料電池も、もう技術は完成していてもし国が本腰を据えて天然ガスインフラを整備するならば、量産体制は一気にかかる。

既に多分去年、もう終わつたんじゃないかな、経済産業省が首頭をとつて、マイクロガススタービンというもうちょっと業務用の大型の発電装置が動き出していますよ。既にバスとか大型車ではダイムラーベンツがやり始めていますし、家庭用の燃料電池も、もう技術は完成していてもし国が本腰を据えて天然ガスインフラを整備するならば、量産体制は一気にかかる。

既に多分去年、もう終わつたんじゃないかな、経済産業省が首頭をとつて、マイクロガススタービンというもうちょっと業務用の大型の発電装置が動き出していますよ。既にバスとか大型車ではダイムラーベンツがやり始めていますし、家庭用の燃料電池も、もう技術は完成していてもし国が本腰を据えて天然ガスインフラを整備するならば、量産体制は一気にかかる。

既に多分去年、もう終わつたんじゃないかな、経済産業省が首頭をとつて、マイクロガススタービンというもうちょっと業務用の大型の発電装置が動き出していますよ。既にバスとか大型車ではダイムラーベンツがやり始めていますし、家庭用の燃料電池も、もう技術は完成していてもし国が本腰を据えて天然ガスインフラを整備するならば、量産体制は一気にかかる。

使うお湯は全部貯えます。

今、日本全体のエネルギーの利用効率が三三%と見込まれていて、三分の二は捨てている。ところが、この熱電併用利用、熱と電気を副産物として出てくる熱も利用しますというふうにしただけ、五五から六〇ぐらいまでこの利用効率が上がり、一生懸命その排出量を減らしたり吸収量をふやしたりということも大事ですが、意外とばかにならないのがこの利用効率。今三分の二は捨てちゃっています。

それに比べると、こういう燃料電池などというものは二重の効果があつて、まず天然ガスというきれいなものを使うことによって、同じ一キロワットの電気をつくるのに、石炭に比べると二分の一の温暖化ガスの排出で済みますということが一つ。それから、副産物としてのお湯が使えるために、利用効率がけた違いに上がります。

これは二重の相乗作用で大変温暖化防止にきてくるという世界ですから、こういうことをもうちょっととイメージしながら大綱をつくると、もうちょっとと読もうかなというふうになるんじやないかと思いますが、私は、新大綱は、前と比べてそういう意味の変化があつて、何となく環境調和型の二十一世紀の社会がイメージできるようなものを期待していたんですが、ほとんど旧大綱と同じく、やはり政権が民主党に来ないといふことでの、やはり政権が民主党に来ないといふことの、ちょっとと読もうかなというふうになるんじやないかと思いますが、私は、新大綱は、前と比べてそういう意味の変化があつて、何となく環境調和型の二十一世紀の社会がイメージできるようなものを期待していたんですが、ほとんど旧大綱と同じく、やはり政権が民主党に来ないといふことでの、やはり政権が民主党に来ないといふことの、ちょっとと読もうかなというふうになるんじやないかと思いますが、私は、新大綱は、前と比べてそういう意味の変化があつて、何となく環境調和型の二十一世紀の社会がイメージできるようなものを期待していたんですが、ほとんど旧大綱と同じく、やはり政権が民主党に来ないといふことでの、やはり政権が民主党に来ないといふことの、ちょっとと読もうかなというふうになるんじやないかと思いますが、私は、新大綱は、前と比べて

济みません、林野庁さんに先ほど一つ聞き忘れたんですが、一九九〇年以降、新たに人間の管理下に入った森林ということで、三条四項で見込んでいいですよということになつていていますが、その大綱ができないかなというふうに感じた次第です。

济みません、林野庁さんに先ほど一つ聞き忘れたんですが、一九九〇年以降、新たに人間の管理下に入った森林ということで、三条四項で見込んでいいですよということになつていていますが、その大綱ができないかなというふうに感じた次第です。

济みません、林野庁さんに先ほど一つ聞き忘れたんですが、一九九〇年以降、新たに人間の管理下に入った森林ということで、三条四項で見込んでいいですよということになつていていますが、その大綱ができないかなというふうに感じた次第です。

济みません、林野庁さんに先ほど一つ聞き忘れたんですが、一九九〇年以降、新たに人間の管理下に入った森林ということで、三条四項で見込んでいいですよということになつていていますが、その大綱ができないかなというふうに感じた次第です。

济みません、林野庁さんに先ほど一つ聞き忘れたんですが、一九九〇年以降、新たに人間の管理下に入った森林ということで、三条四項で見込んでいいですよということになつていていますが、その大綱ができないかなというふうに感じた次第です。

見回るようにならました。もっと楽に言えば、ランダムで見ていています。あるいは、常に注意とからを立てます、だから管理下に入りましたというかなり際どい話もあると思いますが、今、人為の範囲はどこまでお考えなんでしょうか。

○米田政府参考人 三条四項に基づく人為的活動である森林經營の内容についてのお尋ねと思っています。

一九九〇年以降、そういう人為的活動によつて森林經營、森林管理が行われるということが条件でございまして、新たにというわけではないわけですが、その場合、我々としては、この問題、国際的には明確な基準は、人為的活動の定義というのございません。

そういう中で、森林經營というのは、人が經營管理していくものである、手を加えていくものであるという位置づけは、ちょっと読み上げますと、「森林の関連する生態的、経済的、社会的機能を持続可能な方法で満たすこと」を目指した、森林が存する土地の經營と利用に関する一連の行為」が森林經營であるということありますので、その人手の具体的な話というのを我々としていると、確定しなければいけない。そういう問題意識から、昨年、環境省と合同で吸収源対策合同検討委員会というものを設けまして、そこで、マラケシユ合意の森林經營としての人為的活動が行われていると言える森林というものはどういうものであるかというのを学者先生の意見も聞きながら答申いただいたわけでございます。

具体的には、一つが、一九九〇年以降、植栽、下刈り、除伐、間伐等の適切な森林施業が行われている森林がそういう森林であろうし、もう一点は、法令等に基づき伐採、転用規制などの保護・保全措置がとられている森林である。

ただ、これは、我々の考え方を反映させるよう、関係者がそのメンバーになつておるわけでございます。

加えまして、先ほどの森林經營の定義に戻りま

すと、土地の持続可能な方法でそういうことをやつしていくんだということでございます。国際的には決まっていませんが、アリバイ証明がわりの範囲はどこまでお考えなんでしょうか。

一回きりのそういうものはだめであろう。

そういうことで、今回、地球温暖化大綱におきましても、森林の整備十カ年対策で具体的にいろいろなことをやつしていく、さらに、保安林等においてございます。それでも、天然林におきましても、保全管理、そういうものについて天然林改良等々もやつています。

そもそも、森林の整備十カ年対策で具体的にいろいろなことをやつしていく、さらに、保安林等においてございますが、その場合は、保安林の予算というのをとつていてなんじゃないですか、保安林管理の予算というのを。とつていていたであります。今まで。そうすると、一九九〇年以降新たに間に管理下に入った地域にはならないんじゃないですか。

今世界の基準がない、だからこういうときこそ日本がその基準、日本基準が世界基準になるといふのは、柔道が国際競技になって以来のすばらしいこと。だから、もうちょっとわかりやすい、そしてあくまでもこれは国際条約ですから、世界の方々に納得できるようなスタンダードをお示しいただかないと、日本人でもわからぬような官僚用語を羅列して、世界で理解できる人はほとんどいないんじゃないかと思います。

今の一、二、三で、一番はわかりましたよ、伐採とか除伐とか間伐とか行われている地域。ところが、二番は伐採とか転用規制措置がとられてゐる地域、これは全然何か意味がないじゃないですか、今の二は。どういう意味ですか、この二番は。つまり、ここからこの地域は転用禁止ですよという指定をすれば、これは人為活動が及んだ森林ということになるんですか。

○米田政府参考人 吸収量に算入される森林でございますが、一九九〇年以降に人為活動が行われた森林でありまして、それまでは行つていないと、いうことは要件でないわけでございます。そういうことは要件でないわけでございます。

ただ、これは、先ほどの森林經營の定義に戻ります。

べく、IPCC等に我々の意見を反映させるよう、関係者がそのメンバーになつておるわけでございます。

ただ、これは、我々の考え方を反映させるよう、関係者がそのメンバーになつておるわけでございます。

ただ、これは、我々の考え方を反映させるよう、関係者がそのメンバーになつておるわけでございます。

う意味におきまして、この経営ということは持続可能な状況でございますので、各ステージごとに

やつていくんだということでございます。国際的には決まっていませんが、アリバイ証明がわりの範囲はどこまでお考えなんでしょうか。

一回きりのそういうものはだめであろう。

そういうことで、今回、地球温暖化大綱におきましても、森林の整備十カ年対策で具体的にいろいろなことをやつしていく、さらに、保安林等においてございますが、その場合は、保安林の予算というのをとつていてなんじゃないですか、保安林管理の予算というのを。とつていていたであります。今まで。そうすると、一九九〇年以降新たに間に管理下に入った地域にはならないんじゃないですか。

今世界の基準がない、だからこういうときこそ日本がその基準、日本基準が世界基準になるといふのは、柔道が国際競技になって以来のすばらしいこと。だから、もうちょっとわかりやすい、そしてあくまでもこれは国際条約ですから、世界の方々に納得できるようなスタンダードをお示しいただかないと、日本人でもわからぬような官僚用語を羅列して、世界で理解できる人はほとんどいないんじゃないかと思います。

今の一、二、三で、一番はわかりましたよ、伐採とか除伐とか間伐とか行われている地域。ところが、二番は伐採とか転用規制措置がとられてゐる地域、これは全然何か意味がないじゃないですか、今の二は。どういう意味ですか、この二番は。つまり、ここからこの地域は転用禁止ですよという指定をすれば、これは人為活動が及んだ森林ということになるんですか。

○米田政府参考人 吸収量に算入される森林でございますが、一九九〇年以降に人為活動が行われた森林でありまして、それまでは行つていないと、いうことは要件でないわけでございます。そういうことは要件でないわけでございます。

ただ、これは、先ほどの森林經營の定義に戻ります。

べく、IPCC等に我々の意見を反映させるよう、関係者がそのメンバーになつておるわけでございます。

ただ、これは、我々の考え方を反映させるよう、関係者がそのメンバーになつておるわけでございます。

ただ、これは、我々の考え方を反映させるよう、関係者がそのメンバーになつておるわけでございます。

ただ、これは、我々の考え方を反映させるよう、関係者がそのメンバーになつておるわけでございます。

いろいろな意味での対策というものをそれこそミックスしてやらなきゃいかぬ。

そこで、先ほど気体エネルギーのお話もございましたけれども、現実にこれから十年、二十年とおきまして、天然林におきましても、保全管理、規制をかけない單なる天然林よりも持続可能な性が高いであろうということが一点。

その上で、ただ、先ほど申し上げましたよう

に、アリバイ証明がわりに一回か二回格好だけ保全措置を行うあるいは整備措置をやるということは、持続可能な森林經營とは言えないであろうというふうに我々も思つております。この場合の經營はマネジメントでございますので、森林管理と言いかえても結構かと思ひますが、そういう意

味で、保安林等におきましても機能低下保安林緊急対策等を推進していくとか、そういう保安林の状況に応じて経営を、森林經營としての実態があるべく対応していくことが我々に求められるべき対応していくことが我々に求められます。そのためだと考えております。この場合の○鮫島委員 一番最初に言つたように、この森林の管理の予算といふのをとつていてなんじゃないですか。

○鮫島委員 終わります。ありがとうございます。

○大石委員長 西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

初めに、京都議定書の、ごくごく基本的なことですが、意義についてわかりやすく御答弁をお願い申し上げたいと思います。

○鮫島委員 終わります。ありがとうございます。

○大石委員長 西博義君。

いろいろな意味での対策というものをそれこそミックスしてやらなきゃいかぬ。

そこで、先ほどから夢というようなお話をございましたけれども、例えば、私は科学技術につきましても、先ほど気体エネルギーのお話もございましたけれども、現実にこれから十年、二十年とおきまして、天然林におきましても、保全管理、規制をかけない單なる天然林よりも持続可能な性が高いであろうということが一点。

その上で、ただ、先ほど申し上げましたよう

に、アリバイ証明がわりに一回か二回格好だけ保全措置を行つて、行政の中などでどうやつて生かしていくかといふふうに考えております。いろいろとこれからもいつた夢をできるだけ地上へおろして現実に実行できるように、行政の中に生かしていくかといふふうに考えております。いろいろとこれからも御協力をお願いしたいと思っております。

でも、持続可能な森林經營とは言えないであろうというふうに我々も思つております。この場合の経営はマネジメントでございますので、森林管理と言いかえても結構かと思ひますが、そういう意味で、保安林等におきましても機能低下保安林緊急対策等を推進していくとか、そういう保安林の状況に応じて経営を、森林經營としての実態があらゆるべく対応していくことが我々に求められます。そのためだと考えております。

○鮫島委員 一番最初に言つたように、この森林の管理の予算といふのをとつていてなんじゃないですか。

○鮫島委員 終わります。ありがとうございます。

○大石委員長 西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

初めに、京都議定書の、ごくごく基本的なことですが、意義についてわかりやすく御答弁をお願い申し上げたいと思います。

○鮫島委員 終わります。ありがとうございます。

○大石委員長 西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

は世界の排出量の半分を占めるに至るであろう、こういうふうな記載が一つはございます。また、 $\text{CO}_2$ は、排出から数世紀経過しても、排出に伴う濃度上昇の約四分の一が大気中にそのまま残るというふうな記載もございます。

そこで、京都議定書の発効によって、将来、私たちのごく身近なところで温暖化の影響をどの程度に抑えようという目的を持つてこの議定書ができているのか。先日来この委員会でも再三議論になつてゐるよう、アメリカを初めとする先進国の京都議定書への参加問題、また、いろいろかにも不確定な要素が数多くございますが、今回のこの法案成立の影響といいますか、その目標もこの、これを具体的に教えていただきたい。特に、アメリカが参加した場合、参加しない場合、こればかり影響としては大きいのではないかというふうに思いますが、そういうことも含めて、もし何か御見解がございましたらお願ひを申し上げたいと思います。

○岡澤政府参考人 京都議定書では、今先生御指摘のとおり、先進国に対して5%強の削減義務を

かけているわけでございまして、先進国の排出量は世界全体の三分の二ぐらいに相当しますので、例えば5%強の削減をするとしますと、世界全体では三・五%ぐらいの削減の量になります。これは、アメリカも入った、すべての国が入った場合

の数字でございます。

ただ、十年間で三・五%世界じゅうの炭酸ガスの排出量を削減したとしても、一方で、途上国の方は年率一%か二%とかいうオーダーでふえてまいりますので、結果的には世界全体としては相殺されてしまつて、むしろ、増加の傾向を弱めるという程度の効果しかないだろうというふうになります。

アメリカが入らない場合には、これが世界全体のシェアとしては三五%ぐらいに下がつてしまい

ますので、三五%の5%ということですか二%

弱ぐらい、こうなりますと、アメリカが既に一九

九〇年より今日までにふやした分で全部消えてしま

まいますので、その程度の違いがあるということ

が環境政策を行ふ、こういう難問に挑戦しておられまして、エネルギー二〇〇〇という政策を実施しておられます。風力発電を新産業として育て上げ、雇用をふやし成果を上げよう、こういうね

はIPCCの報告にもござりますように、例えば現行の炭酸ガス排出量を半分にしたとしても、相当高いレベルでしか安定化しないわけでして、この京都議定書の5%とかいう、あるいは世界全体でいえば2%か3%、こういうようなレベルでの削減というのは、温暖化を防止するという効果はほとんどない。つまり、温暖化の進行をおさえますことで、今の段階ではそういう影響でございます。

ただ、これは、要するに、温暖化防止に対する国際社会が協力して取り組む第一歩といふところに非常に大きな意味があるわけでして、今まで増加傾向にずっと来ております温室効果ガスの排出量を横ばいから削減方向に向けて、さらにそれを加速していく、そのスタートを切るというところに大きな意味があるわけございまして、その辺、長期的な、その先のカーブがどうなるかにようつて温暖化の進行がどうなるかということになりますので、ちょっと今段階で、ここで京都議定書だけで議論するわけにはいかないということになりました。

そこで、環境税または炭素税等を導入して、デジマーケのようく企業、団体などを財政的に支援をしていく、環境に優しいところに支援をしていくふうに私は考えておりますが、大臣の御所見をお願いしたいと思います。

○大木国務大臣 環境税を初めとしまして、いろいろなところ、いろいろなその影響も考えなきやいかぬ。やはり単純に税を取ることがたいわけござりますから、例えばデジマーケだけを中心とした話というのはなかなか受け入れるとおりではございます。

統いて、話は変わるんですが、先日、NHKの番組「クローズアップ現代」を見ておりますと、北欧の現状が報道されておりました。

デンマークでは、前の環境エネルギー大臣のス

ギー、例えば風力を含めて、あるいはしかしほかのものも含めて、要するに、全体の税体系として必ずしも増税ということだけではなくて、むしろその促進を、新しい行政も一緒にやつていくといふことが必要だらうと思っております。

ただ、デンマークの例を見てみましても、例えれば風力発電が非常に発展しておりますけれども、直接、片つ方で何か悪いエネルギーを抑える、そのかわりに風力発電にすぐにお金を出すというふうに風力発電が非常に発展しておりますけれども、例えればデンマークというのは、北欧三国、いずれも非常に福祉先進国でございますので、北欧四国と

言つた方がいいのかな、とにかく北欧諸国です、非常に先進国でございますから、お金を出すだけでは、私は、先ほども話がありましたように、この第一歩、先日も経団連の代表の方が、第一段階ぐらいは規制なしでもというお話をあつたので、非常によくわかる話だなという感想を持つたのですけれども、それはそれとして、今後のこと

とを考えると、やはり民間の自主的な取り組みだけでは難しいだろう、こういう認識を持っておりません。

○西委員 今のお答え弁、とりあえずの第一歩であるということは、先日の参考人質疑においても何人の方々がそういう認識をしておられましたし、それが正確ではないかということでござります。

そういう認識で国民各界各層の皆さん方にこの協力を願うということだろう、これがクリアできたらこれですべてが終わるんだという認識ではないというふうに私は考えておりますが、大臣の御所見をお願いしたいと思います。

○大木国務大臣 環境税を初めとしまして、いろいろなところ、いろいろなその影響も考えなきやいかぬ。やはり単純に税を取ることがたいわけござりますから、例えばデジマーケだけを中心とした話というのはなかなか受け入れるとおりではございます。

そういうことで、そういった経済的な措置といふものは、要するに、一方において例えば $\text{CO}_2$

の抑制というような面もあるし、片っ方におさまっては新しいエネルギーあるいはいろいろとそういった対策を促進するための措置ということです。プラスマイナス両方を考えながら、やはり国民として受け入れられるようなものをやつていかなきやいかぬというふうに考えております。

○西委員 税制というのは税を取るということだけではなくて、優遇税制ということもあるわけですし、いろいろな組み合わせがあると思います。

ある意味では国としての意思表示という側面もあると思いますし、私どももまた考えてまいりたいというふうに思っております。

では、次に行きたいと思います。先ほど樋高委員からの質問にも若干ありましたけれども、情報にかかる体制の整備のことについてお伺いをしたいと思います。

環境省は、毎年四月の十五日までに条約事務局へ温室効果ガスの排出・吸収目録を提出するといふことになります。しかし、中央環境審議会の答申にも、温室効果ガスの排出に関するデータの集計、公表に関しても大幅におくれているということ、それから、提出期限にこのままで間に合わないというようなことが問題点として指摘をされております。温室効果ガスの排出量を算定するデータ、これはエネルギー統計、運輸統計などさまざまな統計を加工しているわけですが、これらは毎会計年度ごとに把握している、こういう事情もありますので、四月十五日というのはまさに都合の悪い日だということはよく理解をしております。

また一方では、この提出期限を守るために、環境省以外の省庁が管理している統計データを環境省も共有するか、または年末ぐらいまでの暫定値をまとめていただくかというようなことが考えられると思うんですが、それぞれの関係省庁、きょうはお忙しい中をおいでいただきております。いわば大臣が京都議定書によつてきちんと枠組みを決めていただいた、このことに関連することだと思つんですが、四月十五日ということに間に合う

ように提出するための御協力を得られるのかどうか、明確にお答えをいただきたいと思います。結構だけ結構でございます。まず環境省、それから経済産業省、国土交通省、農水省と、それぞれおいでいただいておりますので、一言だけで結構でございますが、よろしくお願ひいたします。

○岡澤政府参考人 実は、この中で環境省所管の廃棄物統計が一番遅いので、今、いかにして早くするかということを検討しております。何とか時間に合わせるよう、少し短縮させるようにさせたいと思います。

○大井政府参考人 お答えいたしました。  
○伊藤政府参考人 国土交通省といたしましても、定められた期限までの温室効果ガスの排出・吸収目録の迅速な提出に対応するため、環境省を初めとします関係省庁と相互に協力してまいります。

○伊藤政府参考人 國土交通省といたしましても、これは政府全体として取り組むべき大きな課題だと思っておりますので、そういうことを十分踏まえまして、データの共有や報告期限の遵守ということについて前向きに取り組み、協力していくといったふうに考えております。

以上でございます。

○大森政府参考人 農林水産省といたしましても、データの取りまとめ、提供ということに、迅速にこれを行うように努めまして、この問題に積極的に協力して対応してまいりたいと思います。

○西委員 それぞれの省庁の皆さん、大変ありがとうございます。

算定作業それから目録の作成、これは環境省も大変厳しいスタッフの中で、数名で、民間のコンサルト会社の協力を得て膨大な情報処理を行つているというふうにお伺いしております。

先日の委員会でも要望いたしましたけれども、早急に統計行政を行う組織を編成していただくと

○大木國務大臣 具体的なところでは後で局長か、明確にお答えをいただきたいと思います。結構だけ結構でございます。まず環境省、それから経済産業省、国土交通省、農水省と、それぞれおいでいただいておりますが、非常にまだ弱体でございますが、何とかひとつこれから強力に強化したく思います。

○岡澤政府参考人 実は、この中で環境省所管の廃棄物統計が一番遅いので、今、いかにして早くするかということを検討しております。何とか時間に合わせるよう、少し短縮させるようにさせたいと思います。

○岡澤政府参考人 大変温かいお言葉をいただきまして感謝いたしますが、中でそういう方向で頑張りたいと思つておりますけれども、作業そのものが、排出量のガイドラインというものはガイドラインそのものが千数百ページもあるような膨大なものでございまして、それに基づく作業ということで大変な人手がかかります。人手が足りないということで大変な人手がかかります。人手が足りないということもございますので、外注したりもしてあるわけですが、ことしから国立環境研究所の協力体制を得てこの作業を行つておられますので、そうしたこともさらに強化しながら、内部的な人員の体制の整備というふうにも努めてまいりたいと思います。

○西委員 次に、地球温暖化推進大綱の中に、都市緑化等については、緑の政策大綱や市町村が策定する緑の基本計画、それから国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づいて、引き続き、都市公園の整備、それから道路、河川等の緑化、既存の民有緑地の保全、建築物の屋上、壁面等の新たな緑化空間の創出を促進する、また、引き続き、エコボート政策による港湾緑化等を推進する、こういうふうに書かれておりまして、都市緑化に力を入れていくというふうに書かれております。

例えれば、都市部の高速道路それから国道が緑のハイウェーとなるような、街路樹をふやしていくということを考えいくべきではないかというふうに御提案を申し上げたいと思いますが、もし大臣、何かコメントございましたら、急なことで申しかねません、よろしくお願ひいたします。

また、住宅の造成などを行つ場合には、日本で

はそこにある森、林等を根こそぎ切り取つてしまふというケースも大変多いわけですが、福島県の知事は、人間が一部分だけ都市の中に森を残すのではなくて、森を残してその中に巣くっているような都市のイメージ、こういう「森にしづむ都市」という都市の方を提案している、こういふふうにお聞きしました。海外では、都市でも森の中に家がぱつとそぞれ建つてあるというイメージがございますが、私は宅地の造成のあり方を見直す必要もあるのではないかという感じがしてあります。

○大石政府参考人 國土交通省からのこのことに対する御答弁をお願いしたいと思います。

○大石政府参考人 道路についてお答え申し上げます。道路空間の緑化を進めるという観点からだけではなくて、潤いある豊かな生活空間の創造や地球環境対策という観点から、道路空間が都市や地域における緑の量全体を増加させるに必要な空間だという観点から、認識を新たにしておるところでございます。

こういった認識のもとに、平成十二年度から全国で道路の緑化計画を策定いたしまして、その計画に基づきまして緑化を推進してまいる道路緑化モデル事業を重点的に実施するとともに、それ以外に、道路のり面でございますが、こういう斜面において、ポット苗による植栽を、これは一般国道直轄国道や、あるいは高速自動車国道を使いまして実施いたしておるところでござります。

また、既存の緑地の保全とあわせまして、道路空間、公園空間、河川空間が一体となつて緑の骨格軸を形成するという緑の回廊構想も推進しようと考えておるところでございます。

さらに、昨年の四月でございますが、道路構造令を改正させていたたきました、都市部の幹線道路におきましては、緑を道路の重要な構成要素として位置づける、このような考え方方にさせていただきました、植樹帯を設置すべきだという考え方

にさせていただきました。道路空間を自動車、人とともに重要な空間として位置づけよう、緑を供給する空間として位置づけることにいたしました。

また、緑というのは時間とともに成長するものでございますので、でき上がったときが百点満点の道路でその後は陳腐化していくだけだというものではなくて、時間とともに成長する社会資本としての道路という観点から緑を位置づけたいと考えてございまして、例えば京都—和歌山線でございます二十四号におきましては、森に包まれた道路ということを標榜して植栽を行っている等々の事例も出てきておるところでございます。

○伊藤政府参考人 宅地開発の方についてお答え申し上げます。

委員御指摘のように、宅地開発、戦後を振り返つてみると、昭和四十年代というのは、量的な窮屈な状況ということがございまして、確かに、里山とか農地とかそういうものを大規模に開発するということで、根こそぎとおっしゃるようなそういう状況があつたと思います。

現在の状況を申し上げますと、そのころに比べると、宅地需要量で大体そのころに比べて三分の一ぐらいになつておりますし、量から質への転換ということが図られてきているというふうに私も思つております。

そういう中で、特に質の重視という観点では、宅地開発の行われます里山等は都市住民にとって身近な環境でござりますし、国民の環境意識の高まり等を背景に、環境の保全にも十分配慮して宅地開発を今後進めていくということは大変大事な視点だと思っております。

そういうことで、国土交通省といいたしましては、環境共生住宅市街地モデル事業というような制度も導入いたしまして、樹木の保存や移植等、環境資源を活用しながら身近な自然環境とのかかわり方を重視したそういう共生型の町づくり、そういうようなことも宅地開発に現在取り入れているところでございます。

また、宅地開発につきましては、全体としては八割ぐらいは民間開発ということになつてまいりましたが、一方で、森林に対する国民の意識も一定規模以上のものにつきましては、都市計画法上の技術基準で、樹木の保存とか表土の保全とか、そういうようなことも技術基準の中にも盛り込んでございます。

私どもとしては、そういう時代の流れというものを十分に認識しながら、地域の特色を生かし、自然環境との調和を図るような、そういう方向をこれからも目指してまいりたいというふうに思つております。

○西委員 以上でございます。

○西委員 森林づくりについてもう一つお伺いしたいと思います。

環境に資する森林づくりということを目指すためには、大きな要素として、民有林をどうするかということがどうしても避けて通れない問題としてあります。

民有林に関しては、森林整備の担い手が意欲の減退を来したり高齢化したりということで、せつかくの全体的な計画を策定しても、森林計画が個々にはなかなか進まないというようなこともあります。民有林は、登記が完全に所有者と一致しているなども思つております。

そういう中で、特に質の重視という観点では、宅地開発の行われます里山等は都市住民にとって身近な環境でござりますし、国民の環境意識の高まり等を背景に、環境の保全にも十分配慮して宅地開発を今後進めていくということは大変大事な視点だと思っております。

そういうことで、国土交通省といいたしましては、環境共生住宅市街地モデル事業というような制度も導入いたしまして、樹木の保存や移植等、環境資源を活用しながら身近な自然環境とのかかわり方を重視したそういう共生型の町づくり、そういうようなことも宅地開発に現在取り入れているところでございます。

けで民有林の整備が進むなどとは考えておりません。しかししながら、他方で、森林に対する国民の意識も一定規模以上のものにつきましては、都市計画法上の技術基準で、樹木の保存とか表土の保全とか、そういうようなことも技術基準の中にも盛り込んでございます。それらも合わせて、それのみならず、各方面の公益的機能への期待というのが高まつておるわけでございます。そういう状況のもとで、我々は、そういう要請にも対応して森林を整備していかなければいけない、かように考えております。

具体的には、昨年、森林・林業基本法を改正いたしまして、森林を資源の循環利用林、水土保全林、人との共生林と三区分して、区分に合った整備をしていく。それに見合った補助、指導、助成体制を仕組む。

もう一点は、先生おっしゃったように、意欲の減退を来したり高齢化したりということで、せつかくの全体的な計画を策定しても、森林計画がなりかねません。また、具体的な計画はできても、民有林は、登記が完全に所有者と一致していないなども思つております。

この部分で、最低限の要件は六ヶ月という雇用期間になつておりますが、そういうものがみずから森林施設計画なるものをつくつて、それで具体的な施設を進めることに我々も支援ができるようになります。そういう中で、林業事業体の施設計画の策定というのも前回の法改正で条件をつくりたわけでございます。

もう一点は、森林施設計画、これをきつちりやるためには、森林の現況把握、これが非常に厳しくなつてきているという問題点、おっしゃるとおりでございます。現況把握などの地域において前提となる活動をちゃんと確保していくといふことを

○米田政府参考人 お答え申し上げます。

農林水産省は、このことも含めて、民有林における森林整備、これがより進むような具体的な対策としてどのようなことをお考えになつておられるのか、お伺いをしたいと思います。

農林水産省は、この現況把握、これが非常に厳しくなつてきているという問題点、おっしゃるとおりでございます。現況把握などの地域において前提となる活動をちゃんと確保していくといふことを

○澤田政府参考人 御指摘の緊急地域雇用創出特別交付金事業ですが、これは、限定的な公的雇用創出ということで、臨時緊急の雇用機会をできるだけ多くの失業者に提供するという観点で、委員御指摘のような雇用期間六ヶ月ということを原則にしております。

そうした中で、雇用期間の更新ということを認めしておりまして、それは、例えば事業を継続するためには不可欠な業務を行う人とか、あるいは一回六ヶ月の雇用期間を更新した後、引き続き事業者が雇うということが同意されている者、こうした方については六ヶ月を更新して一年と二年と三年に亘る雇用期間を設けております。

したがいまして、現行の要件でも、森林組合等の委託先が雇用期間終了後も引き続き雇うということが約される場合には、更新が認められ

で、我々としては、必要な対策を講じることにより、三・九%の確保も重要な課題でありますので、それもにらみながら民有林の整備に努めたいと考えております。

○西委員 時間がほとんどございませんが、最後に一点だけ。

この森林の整備のために、緊急地域雇用創出特別基金事業、これがございます。緑の雇用事業を実施しているわけでございますが、実は、林業の担い手というものは習得すべき事柄が大変多くて、しかも、やはり少なくとも一年くるつと経験する

ところが、この事業要件は六ヶ月という雇用期間になつておりますが、この内容ではちょっと更新が限定されておりますので、ここが実はネックかなというふうな感じがしております。

この部分で、最低限の要件は六ヶ月という雇用期間になつておりますが、この内容ではちょっと更新が限定されておりますので、ここが実はネックかなというふうな感じがしております。

この部分で、最低限の要件は六ヶ月という雇用期間になつておりますが、この内容ではちょっと更新が限定されておりますので、ここが実はネックかなというふうな感じがしております。

○澤田政府参考人 御指摘の緊急地域雇用創出特別交付金事業ですが、これは、限定的な公的雇用創出ということで、臨時緊急の雇用機会をできるだけ多くの失業者に提供するという観点で、委員御指摘のような雇用期間六ヶ月ということを原則にしております。

そうした中で、雇用期間の更新ということを認めしておりまして、それは、例えば事業を継続するためには不可欠な業務を行う人とか、あるいは一回六ヶ月の雇用期間を更新した後、引き続き事業者が雇うということが同意されている者、こうした方については六ヶ月を更新して一年と二年と三年に亘る雇用期間を設けております。

したがいまして、現行の要件でも、森林組合等の委託先が雇用期間終了後も引き続き雇うということが約される場合には、更新が認められ

るということになつておりますので、私どもとしては、ぜひこういう彈力的な取り扱いも活用していただければ、こう思つております。

そのいわば前提として、交付金事業が終わつた後の安定的な雇用を図るには、何といつても森林整備におきます事業そのものが確保されるということが大事だと思っておりますので、私どもも、こうした観点から、環境省、農林水産省と十分な連携協力をしながら必要な対応をとつていきました。

○西委員 時間が来ました。ありがとうございます。

○大石委員長 西川太一郎君。

○西川(太)委員 私は、COP3の京都の大会に院から派遣をされて、村田敬次郎元通商産業大臣を團長に参加したことが懐かしく思い出されます。が、そのときに、大木大臣が議長として大変御活躍をされました。そしてさらに、昨年の四月、経済産業省から、アメリカの議会や国務省、環境庁、そういうところに、ぜひ京都の枠組みにアメリカも積極的に参加をしてほしいと、与党三党の代表の方々と、またここにおいての当時の熊谷環境大臣政務官、弁護士さんで参議院の公明党の外務副大臣荒木さんと一緒にアメリカに行つて、センシブルレーナー議員はじめいろいろな人たちにお目にかかつて、一生懸命説得したんですねけれども、全然だめです、アメリカは。

私は、まず第一問目は、要するに、地球温暖化防止のためには当然ながら地球規模で取り組みが必要となるわけですから、アメリカが脱退をする。先ほど来御議論になつておりますロシア、オーストラリア、さらにはカナダも批准に慎重な姿勢を見せてはいると言つております。こうした主要国は、もう一回言いますと、ロシアとかオーストラリアとかカナダでありますけれども、八月に行われるヨハネスブルグ・サミットまでに批准し、京都議定書が発効する見込みはあるのか、大木大臣にまずお伺いをしたいと思います。

○大木国務大臣 まずロシアでございますけれど

も、ロシアは、先般カナダで行いましたG8の環境大臣会議のときも、あのときは大臣は出てこなかつたんですが、次官が出てまいりまして、それで、目下国内で、まず行政府内部で検討して、いざれ国会に提出して批准を求めたいということではありますが、明確なその時期についてはちょっとまだ意見調整が必要なので、国会へは提出していないけれども、目下行政府内部で検討して、いざれ国会に提出して批准を求めたいということではありますが、明確なその時期についてはちょっとまだ、先般のG8の会議のときには明示できませんけれども、できるだけひとつヨハネスに間に合うようにということでありましたけれども、絶対に間に合うとまでは言つてくれませんでした。

それから、オーストラリアにつきましては、これは先般来るいろいろと、地球温暖化というよりは、例のもとにあります気候変動枠組み条約の中ではアメリカといろいろ協力していくとということでありまして、アメリカ自身が今のように京都議定書には今のところ入らないと言つておりますが、アメリカと協力できることについていろいろ勉強していくよなことについてはいります。

同時に、今すぐには、京都議定書をいつ批准するかということについては明確にしておりませんけれども、京都議定書で定められた、オーストラリアの場合は、たしか減らすのではなくて、まだふやす方に数字が出ていますけれども、その枠内にとどめるための努力というものはする。要するに、京都議定書で決めた、削減ではなくて安定させることにはならないと私は考えて、期待をしているんではありませんけれども、骨が折れちやつたらこれは厄介なけれども、なぜこんなことをお尋ねするかといえば、日本が約五%、EUが約一四%、この二つを足しても二酸化炭素排出量の二割程度、仮にただいまの大臣の、ロシアは非常に前向きであるということを勘案しても、これは七%ほどでありますから、全体で、議定書の発効する状況であつても三割しかカバーできない。これでは温暖化防止の実効性を実現するよう努めますけれども、その議定書の批准につきましてはまだ明確にしていません。

ただ、オーストラリアの環境大臣がいづれ数日中に日本へ参りますので、そのときまた強く申し入れたいというふうに思つております。

○大木国務大臣 ただいま申し上げましたよ

うことです。私どもとしては、特にロシアが一番大口でありますから、何とかしてヨハネスが間に合うようにということで、私どもも、こちらの国内法のいろいろと仕事が終わりましたら、ひとつまたロシアにも、日本もこれだけやつたんだから、今度はロシアもきちっと早くやってくれ、そういうような意味での申し入れも行いたいとあります。

○西川(太)委員 破れ盤というのは張れば何とかなるけれども、骨が折れちやつたらこれは厄介なことです。それでも、この三国、いずれも手続は進められるけれども、明確にいつまでということはちょっと得られていないというのが現状でございまます。

○西川(太)委員 破れ盤というのは張れば何とかなるけれども、骨が折れちやつたらこれは厄介なことです。それでも、この三国、いずれも手續は進められるけれども、明確にいつまでということはちょっと得られていないというのが現状でございまます。

よもや、アメリカや途上国が引き続き第二約束期間においても排出削減義務を負わないということはならないと私は考えて、期待をしているんですけれども、すべての国が京都議定書に参加、協力するために最大限の努力を当然求めていくわけですが、政府は、こういうものをただ努力する、努力すると言つても、私のつたないといふか乏しい経験でも、これは、戦略、手順というものをしっかりと持つていいかないとかなかなか手ごわいですね。そんなことをどんなふうに持つておられるのか。

最大限の努力をしても、アメリカ等の京都議定書への参加、協力が得られない場合には、新たな国際的な枠組みということも考慮に入れる必要があるんじゃないかと私は考えますが、政府としてはどんな展望を持っておられるか、戦略、手順ですね、それから新たな枠組みについて、大臣の御所見を。

○大木国務大臣 御存じのとおりに、京都議定書

ロシア、それからあとボーランドあたりが今までこれも同じ手続を進めておりますが、そこまで入れば、これで規定の数字になる。つまり、国の数では五十五以上、それからまた排出量等々で、御存じのとおりにいろいろな規定がございます。ということです。だから、それだけの国がそろえれば、それで規定の数字になります。つまり、國の政府の独立性が強く、なかなかまだ十分に話をし合いが進んでおらないというようなことを言つておしましたので、これもまたいつまでにということは言つておりますから、何とかしてヨハネスが國內で批准のための努力を進めておる、こういうようになりました。

○西川(太)委員 もう一つ基本的なことを伺いますが、アメリカを始めとする主な排出国や、中国などの途上国が排出削減義務がないままこれをスタートさせざるを得ない、こついうことになりますと、二〇一三年以降の第二約束期間に関する交渉というのは、二〇〇五年に、正確に言えば、まことにです、開始をされる、こういう取り決めになつてします。

○西川(太)委員 もう一つ基本的なことを伺いますが、アメリカや途上国が引き続き第二約束期間においても排出削減義務を負わないということはならないと私は考えて、期待をしているんですけど、途上国が京都議定書に参加、協力するためには、二〇〇五年に、正確に言えば、まことにです、開始をされる、こういう取り決めになつてします。

よもや、アメリカや途上国が引き続き第二約束期間においても排出削減義務を負わないということはならないと私は考えて、期待をしているんですけど、途上国が京都議定書に参加、協力するためには、二〇〇五年に、正確に言えば、まことにです、開始をされる、こういう取り決めになつてします。

ただ、オーストラリアの環境大臣がいづれ数日中に日本へ参りますので、そのときまた強く申し入れたいというふうに思つております。

○大木国務大臣 ただいま申し上げましたよ

約の枠内で、その中の一つといふうに御理解いただいていいと思うんでござりますが、今のところアメリカは、議定書には入らないと言つてゐるけれども、枠組み条約の方には入つておるということで、そのほかの国もほとんどの国が全部枠組み条約には入つておりますから、これはそれなりに、その中のいろいろと協力というものは今後も進めてもらいたいといふうに思つております。

また、京都議定書の中での協力はもちろん必要です、京都議定書につきましては、これは毎日、いわゆるCOP3以来、京都がCOP3でございましたけれども、むしろCOP1以来ずっと話し合いを進めておるところであります。ちょっと古いことに戻つて恐縮ですけれども、実は、COP1のときに途上国については義務化は求めないということが、さんざん議論したんですけど、結局そういうふうになつてしまつたということで、COP3のときもこの問題を持ち出しまして、アメリカあたりは、やはり途上国は何らかの形で、義務化とは言わないまでも具体的な行動を進めるという枠組みをつくりたいということで、非常に頑張つたんですけれども、残念ながらあの時点ではどうしても途上国は乗つてこないということで、それは将来の問題として、京都議定書では途上国の義務化の話は結局横に置いたままになつておるというわけでありますけれども、ことしもまた十月ごろにはインドでCOP8の会議がござりますし、それから毎年、COP9、10とずっと進めていくわけでありますから、これは当然そういうところで、いきなりいつまでにということではないにしても、途上国も含めて世界のすべての国が参加してくれるようにといふことでの話し合いといふものは、だんだんにひとつ詰めていかなきやならぬといふうに思つております。

具体的には、例えば戦略というお話をございましたんで、それでは、ただ百カ国集まつているところで演説しているだけではだめなんで、やはりバイラテラルに、あるいはリージョナルに、

例えアジアの国々が集まるところで、アジアとしてもお互いに近隣諸国ですから、いろいろな意味で、環境が悪ければお互いに迷惑になるわけですから、温暖化ばかりでなく、例えばこの問題になつております黄砂なんというのは、すぐに中国から韓国を通つて、あるいは朝鮮半島を通つて日本まで来るというわけで、果てはアメリカまで一部は行つたというようなことがありますから、やはりバイあるいはリージョナルな話し合いのを積み重ねまして、そしてやはり全世界的にも必要だぞということを理解させるということが一つの戦略ではないかというふうに考えております。

○西川(太)委員 私は、大木大臣は御記憶かどうかあれどござりますけれども、自民党にまだ私がおつたころ、東京都連の代表で、二階堂先生が総裁で大木大臣が幹事長で、東京で世界の自由主義インターの、保守のインターの集まりで、さすが元ホノルル総領事、英語を駆使して国際間の非常にお顔の広い御活躍を遠くから見ていました。そういう大木さんでありますから、今のようなことを私は大いに期待しておりますので、ぜひ頑張つてほしいと思います。

そこで、国際関係についての最後の質問でありますけれども、京都議定書の遵守義務違反に対し法的拘束力の導入ということをEUなんかが求めてきているわけでありますけれども、結局、アメリカや途上国が、遵守義務を伴う参加ということをもし決めたら、今までさえ消極的なが、さらには京都議定書に参加しないアメリカが、ことしの第一・四半期では昨年の第四・四半期に比べて五・八%のプラス成長をしている。それから、削減義務を負わない途上国の代表である中国などは、まことに急速な経済成長をしておりまして、ことしの第一・四半期は前年の第一・四半期に比べて、これは統計上その資料しか手に入りませんから、直前と比較できないのでありますけれども、七・六%も成長を遂げている。一方、我が國反対する法的拘束力の導入という議論が行われる場合には、従来どおり、ぜひ我が国は反対をするべきだと私どもは考えております。

いろいろな御意見あると思いますよ。あると思  
います  
ます。  
いう場合には承認すべきでないと考えます  
が、政府としての御見解、私も大臣政務官をやりましたから、たまには、大臣ばかりじゃなくて、昔から知り合の奥谷大臣政務官にお伺いします。  
不遵守の際の措置についての法的拘束力を認めたりがとうございます。  
○奥谷大臣政務官 どうも御指名をいただきましてありがとうございます。  
も、また、遵守を奨励する観点から、国内措置等に対する助言や支援に重点を置く方が適切である  
というようなことも考えておる観点から、法的拘束力の導入には反対する立場で今まで臨んでまいりました。  
第一回の締約国会議においても、我が国といったしましては、法的拘束力の導入に反対するというこれまでの主張を踏まえまして対処していく所存でございます。

○西川(太)委員 次に、国民経済への影響についてお伺いしたいと思います。

我が国が義務として負う6%の削減約束は、さまざま試算が出ておりますとおり、我が国経済に大変重いものを背負わせる、こういうことも考

えられるわけでありまして、その達成は決して容易なものではない、こう思います。

京都議定書に参加しないアメリカが、ことしの

第一・四半期では昨年の第四・四半期に比べて五・八%のプラス成長をしている。それから、削

減義務を負わない途上国の代表である中国などは、まことに急速な経済成長をしておりまして、ことしの第一・四半期は前年の第一・四半期に比べて、これは統計上その資料しか手に入りませんから、直前と比較できないのでありますけれども、七・六%も成長を遂げている。一方、我が國反対する法的拘束力の導入という議論が行われるのは、御案内のとおり大変厳しい経済情勢にあるわ

いますが、したがつて、こういうものが導入されるという場合には承認すべきでないと考えます。が、政府としての御見解、私も大臣政務官をやりましたから、たまには、大臣ばかりじゃなくて、昔から知り合の奥谷大臣政務官にお伺いします。

予算について、予算編成上、重点的配分のための一定の枠取りが必要だというふうに考えます。大臣にぜひこれは頑張つていただきたいと思いますが、御決意を簡単にお聞かせいただきたいと思

います。

○大木国務大臣 これから、せっかく京都議定書を承認していただき、関連法案も通していただき

段階に来ておるわけでございますので、御承認を

いただきましたら、これはぜひともそれを実行し

いただきたいと思いますので、よろしく御支援を

いただきたいと思います。

○西川(太)委員 恐れながら、環境省はともす

ば環境保全一辺倒になるという懸念を財界の人と

会うと聞かされております私としては、この両立

を達成するためには、経団連を中心とした財界の

創意工夫また自主的取り組み、こういうものも尊

重していかなきやいけないだろうと思います。

いわゆる安易な経済規制でありますとか税負担

を課するということは、先ほどの大臣の御答弁に

もございましたとおり、そう軽々にやれるもので

はない、私も同感で承つておりましたが、新大

綱を取りまとめた副本部長として、大木大臣は、

あくまでも環境と経済の両立というスタンスを維

持して、排出規制や環境税を安易に導入すること

はないと明言をしていただけるかどうか、こうい

うお尋ねでありますか。

○大木国務大臣 先ほどから申し上げております

とおりに、経済的な手法でいろいろと、この京都

議定書なりあるいは地球環境問題の解決のために努力しなきやいかぬわけであります。もう先ほどから申し上げておるが、何か一つだけを、税を、やはり国民に対して負担のことだけではなくなかなか受け入れていただけないと思いますので、仮にいろいろな負担の方をお願いするときには、同時にいろいろな促進策も考えなきやいかぬということです。

今、この税をするとかしないとかいうことではなくて、基本的な考え方としてそういうことをよく考えながら、やはり国民が理解していただけるような措置を進めたいと思っております。

○西川(太)委員 地球環境局長にお尋ねをいたしました。六%削減という約束達成については、国内における各地域がばらばらに対処していくような問題ではないと私は思うんですね。国全体がしっかりと取り組まなければならぬし、また、世界全体が、今の段階では歯抜けの状態ではあるけれども、グローバルに対処していかなければいけない、大きく言えばそういう課題ですね。

そうすると、今私が申し上げた環境と経済の両立という国が策定した基本的な考え方を地方公共団体の方々にも理解をしていただき推進していくだけですが、よく福祉、福祉なんかは財政力があればいいことなんですか?特にこの規制問題では、上乗せとか横出しとかという俗語が行政用語であるけれども、これをやられるとな常に困るというケースが、経済界からも心配、懸念、こういうものが出されております。

本改正法案には、地方の取り組みを奨励するよう規定が新たに多く設けられているわけでござりますけれども、環境大臣は、地方における独自の施策が上乗せ規制につながらないように、地方公共団体の役割に応じた、例えば地域住民の取り組みといった民生分野への施策を推進するため、どのように新大綱に記述されている考え方を徹底し、または適正な運用を行つていくおつもり

のか、直接の局長としてお考えを聞かせてください。

私は提案をして、東京商工会議所の皆さんを中心、新潟県の県知事さん初め、その地域の市長さん、町長さん、村長さんにおいて、いただいて、東京の主婦などたくさん集まって、東京会館でお話を伺いながら、そしてまた大学の教授の講演を聞きながら、いかに原子力がCO<sub>2</sub>の排出を

抑制るために役に立つているか、そしてその電源地の皆さんにいかに感謝をしなければいけないか

ということです。この達成計画の実施に当たって都道府県などの地方公共団体の協力を求め、こういう全体のストーリーになつております。

法律でも、地方自治体は、目標達成計画を勘案して、排出抑制等のための施策を策定し、実施するよう努めることをうなづいていますし、周また大綱でも、環境と経済の両立やステップ・バイ・ステップのアプローチといった基本的な考え方を勘案して、その役割に応じた施策を実施するというふうに書いておるところでございます。

この趣旨を徹底いたしまして、また、実際に地方自治体がどういう取り組みをするといいますか、事例集のようなものを配布するなどして、周知を図りたいと思っております。

○西川(太)委員 最後に、原子力発電の問題についてお伺いをします。

私は東京に暮らしております、ふんざりに電気を使わせていただいている。しかし、この間、刈羽村の問題、ラピカの問題を発端に、新潟県民の方々が大変お怒りになつた。福島の方々も同じくである。大消費地の東京は、そういうリスクを負つて発電し、送電に御協力をいただいている発電県、発電地の方々に、単に財政的に支援を申し上げればいいというだけじゃないと私は思うんですね。

そのときに例を引いたのは、東京都の水道は群馬県からいただいているんですけど、群馬県の治山治水に東京の水道料金、下水道料金の1%を献じているんですよ。それは単に水没地の方々の慰謝の問題だけじゃなくて、やはりそういうことを意識することによって感謝しなきゃいけない。

○大木国務大臣 先ほども答弁でいろいろと申し

私は、この原子力の問題、とか批判がありましたが、環境族はこれを避けて通りたいのはわかるけれども、しかし、経済産業省ばかり悪い役方自治体がどういう取り組みをするといいますか、事例集のようなものを配布するなどして、周知を図りたいと思っております。

○西川(太)委員 終わります。ありがとうございました。

○大石委員長 次回は、来る二十一日火曜日午前九時十分理事会、午前九時二十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

私は、この原子力の問題、とか批判がありますから、環境族はこれを避けて通りたいのはわかるけれども、しかし、経済産業省ばかり悪い役方自治体がどういう取り組みをするといいますか、事例集のようなものを配布するなどして、周知を図りたいと思っております。

私は、この原子力の問題、とか批判がありますから、環境族はこれを避けて通りたいのはわかるけれども、しかし、経済産業省ばかり悪い役方自治体がどういう取り組みをするといいますか、事例集のようなものを配布するなどして、周知を図りたいと思っております。

○西川(太)委員 終わります。ありがとうございました。

○大石委員長 次回は、来る二十一日火曜日午前九時十分理事会、午前九時二十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。